

# 博士論文

## わが国の中小企業会計をめぐる一考察

—利害関係者の意思決定に資するキャッシュ・フロー計算書作成の必要性について—

平成27年1月

長崎大学大学院経済学研究科

経営意思決定専攻

田 中 一 誠

# わが国の中小企業会計をめぐる一考察

—利害関係者の意思決定に資するキャッシュ・フロー計算書作成の必要性について—

田中 一誠

## 目 次

	頁数
はじめに	1
第1節 本稿の目的	1
第2節 本稿の構成	5
第1章 中小企業の会計基準設定を巡る背景と経緯	8
第1節 中小企業向け会計基準の設定が必要となった背景	8
第2節 専門家団体による中小企業の会計に関する検討	10
第3節 会計指針の制定とその基本的な考え方	15
第4節 会計指針の普及状況と普及を妨げている原因	21
第5節 会計指針公表から会計要領公表までの動向	30
第6節 会計要領の制定とその基本的な考え方	33
第7節 まとめ	35
第2章 中小企業の会計を考察する視点	38
第1節 会社法における株主の特徴	38
第2節 法人税法における株主の特徴	42
第3節 株主への会計情報の重要性	47
第4節 債権者への会計情報の重要性	51
第5節 中小企業の会計基準設定の視点	53
第6節 キャッシュ・フロー計算書の意義	55
第7節 まとめ	60
第3章 現在の中小企業の会計慣行の再検討ーキャッシュ・フローの観点からー	63
第1節 財務会計と税務会計の目的の相違	63
第2節 中小企業に係る利害関係者と法人税法	66
第3節 会計指針と会計要領の関係	75
第4節 財務諸表の作成・チェック機関と決算公告	76
第5節 会計指針導入に伴う中小企業の会計の信頼性向上の可能性	81

第6節	キャッシュ情報の意義	82
第7節	まとめ	83
第4章	中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書作成の必要性	87
第1節	既存の財務諸表体系の限界	88
第2節	キャッシュ・フロー計算書導入による財務情報の有用性	92
第3節	中小企業の利害関係者からみたキャッシュ・フロー計算書の必要性	95
第4節	認定支援機関制度の創設とキャッシュ・フロー計算書の必要性	98
第5節	キャッシュ・フロー計算書の導入に関する検討	101
第6節	まとめ	104
おわりに		106
第1節	本稿の要約	106
第2節	本稿の意義	110
参考文献		112
謝辞		118

はじめに

## 第1節 本稿の目的

近年、わが国の中小企業の会計をめぐる議論が高まりを見せている。中小企業の定義は、その基本理念を示した中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定められている。

中小企業基本法は、その目的を「中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ること」としている（中小企業基本法第1条）。

これを受けて、中小企業基本法では、この法律の対象となる中小企業の定義を明らかにしている（中小企業基本法第2条）。しかし、これらの中小企業の定義は、基本的な中小企業の政策対象の原則を定めたものでしかない。また、この法律は中小企業の政策を推進するうえでの基本的な理念や考え方を示したものであり、それを実現するための具体的な施策については述べられていない。

この法律では、中小企業は以下のように定義されている（中小企業基本法第2条）。

### ① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から③以外の業種）

資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社、および、常時使用する従業員の数が300人以下の個人

### ② 卸売業

資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社、および、常時使用する従業員の数が100人以下の個人

### ③ サービス業

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社、および、常時使用する従業員の数が100人以下の個人

### ④ 小売業

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社、および、常時使用する従業員の数が50人以下の個人

さらに常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業については、5人）以下の事業者を小規模企業者と定義している。

中小企業基本法における中小企業者には、会社法が規定する会社だけではなく、個人も含まれている。中小企業庁によると、わが国に存在する中小企業（会社組織と個人事業所の合計）は約 385 万社があり、その 9 割にあたる約 334 万社が小規模企業者にあたるとしている<sup>1</sup>。本稿で、研究対象とする中小企業は、中規模、小規模な事業者であり、上場会社の子会社や関連会社、公的機関に支配されている企業、その他特殊な企業は本研究の対象外としている。また、中小企業基本法における中小企業には個人も含まれているが、本稿では、基本的には会社会計を想定しているので、中小企業の範囲を株式会社に限定する。

近年、大企業においては、企業活動の国際化の進展などに伴う、海外での資金調達や企業活動を行うため、会計の国際化が叫ばれるようになった。これに伴い大企業の会計に関して、様々な研究がなされてきた。とりわけ、1990 年代後半から、金融商品会計基準や税効果会計基準といった様々な会計基準が制定されていった。

これに対し、これまで中小企業の会計については本格的な議論がされることが少なく、長い間着目されることはなかった。大企業向けの会計基準が整備されるにつれ、大企業において、当時の証券取引法と旧商法とに基づく 2 種類の会計を行わなければならなかった。また、旧商法において、会社計算規定が商法本体に取り込まれていたために、迅速な改正ができなかった。そこで、旧商法において会社計算規定を省令化し、迅速な改正を行えるように商法の改正を行ったのが 2002 年であった。

このような改正にもかかわらず、商法は、会社の規模を問わず、すべての会社を対象としたために、当時の証券取引法の適用を受けない中小企業にも影響を及ぼすことが懸念された。そこで、商法改正の際に、衆議院・参議院より中小企業に過重な負担をかけないように措置することが求められた。

これを受けて、中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会から中小企業の会計に関する基準や報告書等が公表された。この結果、中小企業の会計に関連して 3 つの考え方が示され、中小企業の会計実務が混乱し、3 つのルール統合が求められた。

このようにして、2005 年に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会から「中小企業の会計に関する指針（以下、「会計指針」という）」が公表された。しかし、会計指針は、会計専門家である会計参与を対象としているため、難易度が高く、中小企業がすべての項目に対応することは困難であると思われる。

したがって、これまで会計指針の普及は芳しくなかった。それは、必要以上の難易度の

---

<sup>1</sup> 中小企業庁（2014）、150 頁。

高さから、利用者である中小企業の経営者からの不満が高まったからである。そこで中小企業の会計に関して、再検討が行われ、2012年「中小企業の会計に関する基本要領（以下、「会計要領」という）」が公表された。会計要領は、法人税法との親和性が高く、法人税法の影響を強く受けている中小企業の会計の実情に近いものとなっている。

筆者は、税理士事務所への勤務を通じて、中小企業の会計や税務に携わっている。この実務のなかで、会計指針への完全な準拠を中小企業の主たる利害関係者である金融機関から求められたこともなかった。また、株主や中小企業の経営者から会計指針への準拠を求められることもなかった。そのため会計指針への準拠の必要性をそれほど感じなかった。当時は会計指針を適用することで、中小企業が得られるメリットがほとんどなく、信用保証協会の信用保証料割引制度を利用する際に、チェックリストへの記載を求められる程度であったことも、会計指針を積極的に勧めなかった理由の一つでもある。

職業会計人の立場からみれば、中小企業の会計が高度化、複雑化すれば、職業会計人の中小企業の会計への関与の度合いが増えるために、関与先である中小企業への報酬の増額が期待できるという側面もある。しかしながら、先に述べたように、会計指針の適用に関して、中小企業からも、主要な外部の利害関係者である金融機関などの債権者からも求められていないうえに、中小企業が会計指針を導入するメリットがないにも関わらず、会計指針の適用を求めることには疑問があった。この疑問が、筆者が中小企業の会計の研究に関心を持ったきっかけであった。

中小企業は極めて限定された利害関係者しか存在しない。特に大企業と比較して大きく異なるのは株主の構成であろう。上場企業では不特定多数の者から資金調達を行っているため、投資家向けの情報を提供することが重要となる。しかし、中小企業の場合、同族経営が多く、株主の数も限られている上に、株主の異動がほとんど想定されない。この意味で大企業と中小企業の属性は大きく異なるといえる。そうであるなら、準拠すべき会計基準も異なってくるものと思われる。

そのなかでも、筆者は、中小企業にとってもっとも把握しなければならない情報は、資金に関する情報であると考えている。なぜなら、中小企業は大企業に比べ、資金繰りが厳しく、資金管理を誤れば手形の不渡りといった、経営上の重大な問題を引き起こすことになるからである。したがって、キャッシュ・フローに関する情報が必要になっている。しかし、会計指針や会計要領では、キャッシュ・フロー計算書の作成に関して、具体的な基準やひな型などが示されていない。これは会社法で作成を求められていないことと関連す

と思われる。

中小企業を取り巻く利害関係者のうち、中小企業の会計情報に強い関心を有しているのは、株主と金融機関などの債権者であろう。わが国の中小企業の多数は、同族会社であるため、中小企業の株主は同時に中小企業の経営者でもある。したがって、外部の利害関係者は金融機関が主たるものと言えるであろう。このような金融機関が最も関心を寄せる情報は、貸付債権を約定通りに回収できるか否かの情報や約定利息の收受できるか否かの情報である。貸付債権の回収は金銭で行われるので、金融機関にとって重要な情報は、キャッシュの生成能力を測る情報である。金融機関にとっては、債務者企業の利益の大小によって、利息の受取額が増減するわけではないので、損益に関する情報はキャッシュの生成能力の評価する材料でしかない。

他方、経営者が意思決定をする際にも、資金に関する情報は重要である。会社に利益を計上していても、金融機関への返済や納税資金、手形の決済など資金が不足すると経営上の問題が発生する可能性があるからである。経営者にとっても、経営意思決定を行う際には、資金に関する情報を入手することが不可欠である。

さらに、近年では中小企業の経営改善や事業再生を目的に、複数の専門家がネットワークを構築し、中小企業が抱える問題点の解決に向けた支援体制、すなわち経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という）という認定制度が、平成 24 年 8 月に創設された。この認定支援機関制度においても、キャッシュ・フロー計算書をはじめとした資金の把握が重要な項目となっている。中小企業において、キャッシュ・フロー計算書の重要性は一段と高まっていると考えられる。

このようにキャッシュに関する情報の重要性が高まっている。しかし、会計指針や会計要領では、キャッシュ・フロー計算書の作成に関連した具体的な規定やひな型が示されていない。

中小企業を巡る会計に関する先行研究においても、中小企業の会計実務の中で、資金管理の重要性が高まり、キャッシュ・フロー計算書の必要性が高まっているにもかかわらず、中小企業の会計に関する研究の中で、キャッシュ・フロー計算書の必要性について、十分な議論したものは少ないと思われる。

そこで本稿では、会計指針や会計要領にキャッシュ・フロー計算書の作成に関する具体的な規定を設ける必要性を、実務面から明らかにすることを目的としている。なお、本稿で引用している法律や会計基準などは平成 26 年 9 月 30 日時点で施行されているものであ



り、未施行の法律や会計基準等は考慮していない。

## 第2節 本稿の構成

本稿は4章により構成されている。第1章では、中小企業の会計基準の設定が必要になった背景と経緯について検討する。第1節では、中小企業向けの会計基準が必要となった背景について考察し、わが国の中小企業の会計の最初の本格的な研究成果である中小企業庁が公表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」について考察する。第2節では、専門家団体である日本税理士会連合会から公表された「中小会社会計基準」と日本公認会計士協会から公表された「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」について考察する。第3節では、3つの報告書等が公表されたことにより、いずれの基準で中小企業の会計を行えばよいのかについて混乱が生じたので、3つの基準を統合する必要が発生した。そこで統合された基準が会計指針である。そこで、会計指針が公表にいたった経緯と会計指針の基本的な考え方について考察する。第4節では、会計指針が作成されたが、中小企業の会計実務では、ほとんど普及しなかった。そこで、その原因について考察する。第5節では、会計指針が公表されてから、会計要領が公表されるまでに検討された事項を考察する。第6節では、会計要領の基本的な考え方を考察する。

第2章では、わが国の中小企業の株式に譲渡制限を設け、経営が同族で行われていることなどの観点から、中小企業の会計を考察する視点について考察する。第1節では、中小企業においては株式に譲渡制限を付して非公開にしている場合があるので、会社法における株主の制度的な特徴について考察する。第2節では、わが国の中小企業が同族経営であることから、法人税法での規制について考察する。第3節では、中小企業では、株主と経営者が同一である前提で、株主に対してどのような会計情報を提供すべきかについて考察する。第4節では、中小企業の代表的な利害関係者である金融機関などの債権者に必要な会計情報について考察する。第5節では、中小企業の会計基準を設定するために重視する基準について考察する。そのなかで、中小企業の会計を考察する際に、債権者の視点にたって考察すべきであり、具体的には、キャッシュの生成能力を判断できる情報の提供が不可欠であることを検討する。第6節では、上場企業では、キャッシュに関する情報を提供する財務諸表として、キャッシュ・フロー計算書の意義について検討する。

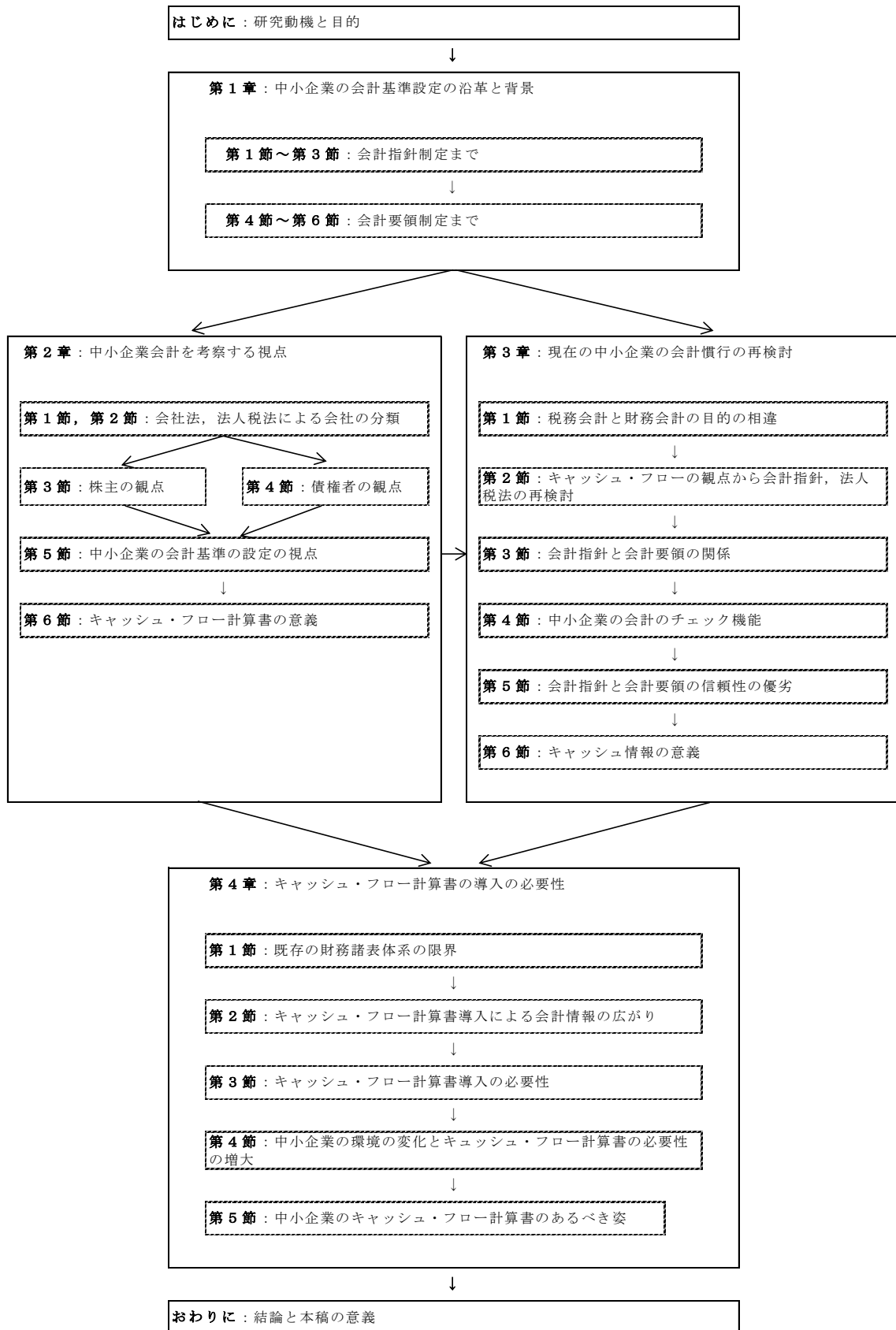
第3章では、わが国の中小企業の会計が、これまで法人税法の強い影響を受けていたこ

とから、税法との関連で会計指針と会計要領を、キャッシュ・フローの観点から再検討する。第1節では、財務会計と税務会計の相違について考察する。第2節では、法人税の影響を受けた会計を利害関係者の観点から考察する。具体的には、設例を用いて、損益とキャッシュ・フローの側面から、株主と金融機関などの債権者に与える影響について考察する。第3節では、会計要領が公表されたことにより、中小企業向け会計基準が会計指針と会計要領の2つが存在することになった。そこで、会計指針と会計要領の関係を考察する。第4節では、会計指針と会計要領を上下の関係ととらえたときに、会計指針を適用した方が会計要領を適用した中小企業よりも、会計情報の信頼性が向上するとの前提が存在するものと思われる。そこで、第4節では、中小企業の会計情報のチェック機能として、どのようなものがあるのか考察する。具体的には、会社法で設置する機関の側面から、もうひとつは、決算公告の側面から考察する。第5節では、第3節と第4節を踏まえて、会計指針を採用した財務諸表が、必ずしも会計要領を採用した場合よりも、会計情報の信頼性が向上するとは限らないことを検討する。第6節では、キャッシュは現金及び現金同等物の裏付けがあるので、情報の確実性が高く、キャッシュ・フローは、どのような会計基準を採用しても影響を受けないので、経営者などの恣意性が混入しづらいことを検討する。

第4章では、中小企業においてキャッシュ・フローに関する情報が不可欠であると考えられるので、キャッシュ・フロー計算書の必要性について検討する。第1節では、これまでの中小企業の財務諸表の体系について検討し、キャッシュ・フローのように現在の財務諸表体系では把握することのできない情報が存在することを考察する。第2節では、キャッシュ・フロー計算書を導入することで、第1節の貸借対照表と損益計算書では把握できない情報が、キャッシュの側面から利害関係者に提供できることを考察する。第3節では、中小企業の利害関係者として、株主（経営者）と金融機関などの債権者に限定して、両者の意思決定にキャッシュ・フロー計算書が必要であることを考察する。第4節では、今日の中小企業の置かれている環境の変化として、認定支援機関制度の創設とそれに伴って、キャッシュ・フロー計算書の必要性が、さらに高まっていることについて検討する。第5節では、中小企業にキャッシュ・フロー計算書を導入する際に、上場企業と同じキャッシュ・フロー計算書で良いのか否かを検討する。最後に、キャッシュ・フロー計算書を導入する負担について、導入する費用の側面から検討する。

本稿の構成を、図で表すと図0-1のとおりである。

図0-1 本稿の構成



## 第1章 中小企業の会計基準設定を巡る背景と経緯

本章では、これまで中小企業に関する会計基準がどのように整理されてきたのか、また、その過程でどのような議論がされてきたのかについて考察したい。

### 第1節 中小企業向け会計基準の設定が必要となった背景

中小企業の会計について、本格的な検討が開始されたのは、2002年に商法（明治32年法律第48号）が改正されてからである<sup>2</sup>。この改正は、国際会計基準との調和をとるために、証券取引法<sup>3</sup>（昭和23年法律第25号）に基づいて、大企業向けの会計基準が整備されるなかで、商法でも柔軟な対応できるように、計算関係規定を商法から法務省令へ移行した。商法は規模などを問わず会社全般の会計を対象としていたが、以前は計算関係規定が商法のなかで規定されていたため、改正する際には、国会で審議される必要があった。計算関係規定の省令化は、柔軟かつ迅速な改正を可能とした。

しかしながら、商法はすべての会社が規範とする法律であり、計算規定の改正は中小企業の会計へも影響を及ぼすこととなる。そこで証券取引法の適用がない中小企業への過重な負担とならないように必要な措置を講じることを求められた<sup>4</sup>。武田隆二（2002a）では、従来、大企業向けの会計基準は存在するものの、中小企業の特性を踏まえた会計基準は存在しなかったとしている<sup>5</sup>。河崎（2014b）では、「中小企業会計が成立する理論的前提は、大企業と中小企業の属性が異なるとする前提である。」（13頁）と指摘し、その属性が異なれば、会計慣行や会計基準も異なるという認識が、中小企業会計が成立する前提であると指摘している<sup>6</sup>。また、国会においても、この商法改正に伴う中小企業への影響を重要視して、改正に際し、衆議院および参議院で附帯決議がされた。その附帯決議の内容は以下の

---

<sup>2</sup> 品川（2012a）、11～12頁。また、西川（2003）では、これまでの日本における会計研究では、中小企業の会計が無視ないし軽視され続けたとしている（42頁）。河崎（2014c）では、1949年に公表された、中小企業簿記要領が、中小企業会計に関する今日の問題意識の萌芽であるとしている（12頁）。

<sup>3</sup> 商法は会社の計算については、2006年5月1日より会社法に移行された。また、証券取引法は、2007年10月1日から法律の題名を「金融商品取引法」に改められた。本稿では施行日前後で題名を使い分けているが、両法律は同じものである。

<sup>4</sup> これに関して、始関（2002）では、立法担当者の立場から、この改正は金融商品取引法の適用される会社の負担増となることをさけるため、金融商品取引法会計の変更に際して、商法会計の変更を機敏に行うためである。そのため証券取引法会計の適用がない中小企業等について同様の会計処理を行うことを要求するものではないと説明している（4頁）。

<sup>5</sup> 武田隆二（2002a）、5頁。

<sup>6</sup> 河崎（2014b）、13頁。

とおりである。

#### 衆議院の附帯決議<sup>7</sup>

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

#### 参議院の附帯決議<sup>8</sup>

「計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分になされるように努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること」

これらの決議は、この商法改正が証券取引法の適用対象となる会社を想定したものであり、証券取引法の適用対象とはならない中小企業については負担増とならないように、必要な措置をとるように行政庁に求めているのである。これらの附帯決議が、中小企業会計のあり方を論じる原点であるとされている<sup>9</sup>。

これを受けて、2002年6月中小企業庁の中小企業の会計に関する研究会から「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表された。この報告書が、わが国で最初の中小企業会計に関する本格的な研究成果であるといわれている<sup>10</sup>。この報告書は、中小企業の現状や、中小企業の会計の現状、海外の基準を参照した幅広い内容になっているが、その中核は「中小企業の会計」についてである<sup>11</sup>。この報告書では、対象となる会社を資本金1億円以下の会社で株式の公開を当面目指していない会社とし、公開会社、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律<sup>12</sup>（昭和49年法律第22号）（以下、「商法特例法」という）における大会社の子会社は対象外としている（I. 中小企業の会計（総論）（対象となる会社））。

次に、この報告書は、中小企業の会計を考える枠組みとして以下の5つを示し、これら

---

<sup>7</sup> 第154回衆議院法務委員会（2002年4月19日決議）第11号、本会議（2002年4月23日決議）第27号。

<sup>8</sup> 第154回参議院法務委員会（2002年5月21日決議）第15号、本会議（2002年5月22日決議）第26号。

<sup>9</sup> 品川（2012a），14頁。

<sup>10</sup> 河崎，万代（2012），4頁。

<sup>11</sup> 品川（2012a）では、この報告書で「基準」という表現がされなかったのは、後述するシングル・スタンダードとダブル・スタンダードが対立し、その一致を見ることができなかつたので、「中小企業の会計」というニュートラルな用語を使用せざるを得なかつたと説明している（17頁）。

<sup>12</sup> この法律は、2006年に施行された会社法に取り込まれ、現在では廃止されている。

を中小企業の会計を考える上での基本的な考え方とした（Ⅰ．中小企業の会計（総論）（判断の枠組み））。

- （１） 計算書類の利用者，特に債権者，取引先にとって有用な情報を表すこと
- （２） 経営者にとって理解しやすいものであるとともに，それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと
- （３） 対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）
- （４） 現行の実務に配慮したものであること
- （５） 会計処理の方法について，会社の環境や業態に応じた，選択の幅を有するものであること。（簡便な方法で代替可能な場合，その選択が認められること）

次に，各論として，金銭債権，貸倒引当金，有価証券，棚卸資産，固定資産，繰延資産，引当金，退職給与引当金・退職給付債務，リース取引，収益・費用の計上，経過勘定項目，税効果会計，キャッシュ・フロー計算書，注記事項の基本的な考え方と会計基準のモデルを示している（Ⅱ．中小企業の会計（各論））。しかし，ここでは「会計実務，運用に関する事項には立ち至っていないが，こうした面も含め，専門家団体等による今後の検討の深化により，中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている。」（Ⅷ．中小企業の会計のあり方に関して）とし，具体的な会計処理に関する検討を会計に関する専門団体に委ねている。そこで，次節では会計の専門家団体である日本税理士会連合会と日本公認会計士協会の２団体から公表された中小企業の会計に関する考え方を検討する。

## 第２節 専門家団体による中小企業の会計に関する検討

### （１） 日本税理士会連合会による「中小会社会計基準」

中小企業庁が 2002 年に公表した報告書で，「専門家団体等による今後の検討」の一つとして，日本税理士会連合会は中小企業の会計に関して具体的な検討を開始した。2002 年 3 月に「中小会社会計基準研究会」を設置し，中小企業庁の研究会と連携しながら，中小企業向けの会計基準の在り方の検討を始めた<sup>13</sup>。そして，2002 年 12 月に「中小会社会計基準」を公表した。この会計基準では，その適用対象を商法特例法の適用を受ける会社以外の株式会社としているが，有限会社，合名会社，合資会社等もこの会計基準に拠ることができるとしている（２．対象となる会社）。

---

<sup>13</sup> 品川（2012b），20 頁。

この基準の中で、次のように述べられている<sup>14</sup>。「現在、会社の利益計算について適用される会計処理の法規は、公開会社を対象とした証券取引法及びその関連諸則と、すべての会社を対象とした商法及びその関連諸則とが存在している。また、商法上の計算書類を基礎にして、法人税法によって課税所得計算が行われているが、法人税法上の所得計算規定が、商法上の利益計算に影響を及ぼす場合がある。そのため、法人税法上の所得計算規定とその取扱い（税務通達）も、会計処理の法規として考慮する必要がある。」つまり、中小企業に関する会計基準の参考となるのは、商法の他に、法人税法（昭和40年法律第34号）および法人税基本通達も会計処理の法規として考慮する必要性について言及している。

また、2002年の「商法の一部を改正する法律」の附帯決議で示されているように、証券取引法の適用を受ける大会社のような複雑で手数のかかる会計基準を強制することは、中小企業に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない。

これを避けるためには、「より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正な会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある。（中小会社会計基準序文）」と指摘している。これを踏まえて作成された基準は法人税法や法人税基本通達の影響を強く受けている。

この「中小会社会計基準」は、法人税法の影響を受けている中小企業の会計実務をそのまま取り入れているため、現実的な基準となっている。これは税理士の実務における財務諸表の作成・指導の実態に即するものであるが、会計と法人税法の差異を強調する側の反対・反発を招くことになった<sup>15</sup>。

この中小会社会計基準は、中小会社の経営実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的としている。そのためには、まず、記帳に重点を置き、「会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性のある記帳が重要である。この場合、記帳は整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。」（3. 目的）としている。

計算書類の作成にあたっての基本的な考え方は、「中小会社の計算書類は、配当可能利益を適正に表示するとともに、その経営に資するために必要な情報を提供し、もって会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、当該会社の財政状態及び経営成績を的確に示すものでなければならない。」（5. 計算書類作成の基

---

<sup>14</sup> 日本税理士会連合会（2002），1頁。

<sup>15</sup> 品川（2012b），23頁。

本的考え方)としている。中小会社会計基準では、配当可能利益を適正に算定・表示し、経営者に役立つこと、さらに、会社債権者や取引先などの財務諸表利用者に対して必要な情報を提供することを基本的な考え方としている。

各論としては、金銭債権、貸倒損失・貸倒引当金、外貨建取引外貨建資産等の換算、有価証券、棚卸資産、固定資産、のれん、繰延資産、引当金、退職給与引当金・退職給付債務、リース取引、収益・費用の計上、経過勘定、資本金・剰余金、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書、注記事項が取り上げられている。それぞれ法人税基本通達を交えながら説明されている(8. 金銭債権～24. 注記事項)。つまり、「中小会社会計基準」は法人税法の影響を強く受け、中小企業の会計実務に近いものになっている。品川(2012b)では、会計指針の制定の際には、その存在は無視されたが、会計要領の制定・検討において最も強く参考とされたとしている(23頁)。

## (2) 日本公認会計士協会による「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」

日本公認会計士協会は、2002年の商法改正をうけて、中小企業の会計のあり方に関して、2003年6月「中小企業の会計のあり方に関する研究報告(会計制度委員会研究報告第8号)」を公表した<sup>16</sup>。

このなかで中小企業の会計のあり方については、2つの考え方があるとしている(5. 本研究報告の基本的な考え方(1) 中小会社の会計のあり方を巡る考え方)。ひとつは「公開会社を含む大会社が厳密に適用する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なった認識及び測定基準を含んだ、中小会社特有の会計基準を別個に設定する必要があるとする考え方」である。もう一つは、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるが、前述した中小会社の特性を考慮してその適用方法に簡便法等を認めるとする考え方」である。

このうち、日本公認会計士協会は、中小企業特有の会計基準を個別に設定する考え方は採用されるべきではないとしている。この理由として、次の3つがあげられている(5. 本研究報告の基本的な考え方(1) 中小会社の会計のあり方を巡る考え方)。

- ① 同一の取引や経済事象の認識・測定の基準に会社の規模の違いを反映させるべきではない
- ② 会社の規模によって異なる認識・測定の基準に基づく財政状態や経営成績には、基

---

<sup>16</sup> 日本公認会計士協会(2005)。この報告は2005年に会計指針が公表されたことに伴い廃止された。



礎的概念の違いまで混在するため、同じレベルの品質・性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析・企業間比較その他の目的に利用することができない

- ③ 2つの異なる基準の存在は、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる

そして、法人税法および法人税基本通達に対する考え方は、前述した日本税理士会連合会とは異なり、「税法基準はあくまでも課税所得の算定のための計算規定であり、会社の財政状態や経営成績を適切に表示するための規範とはなりえないものである。」（5. 本研究報告の基本的な考え方（2）税法基準と中小会社の会計との関係）としている。つまり、会計の目的は会社の財政状態や経営成績を適正に表示するものであるから、法人税法の規定に基づく考え方を、中小企業向けの会計基準に反映させるべきではないと主張している。しかし、例えば固定資産の耐用年数などのように、会計基準に規定のないもので、法人税法に規定があるものについては、妥当な範囲内で法人税法に基づく計算を行っても、会計基準の趣旨に反しないものについては、簡便法として利用できるとしている。このように、中小企業向け会計基準と法人税法の関連には、日本公認会計士協会は、前項で述べた日本税理士会連合会とは相違した考え方をしている。

各論としては、売掛債権等、金融商品等、たな卸資産、経過勘定項目、有形固定資産、ソフトウェア、税効果会計、繰延資産、引当金、退職給付債務、ヘッジ取引、リース会計、外貨建取引、後発事象が取り上げられている（Ⅱ 個別項目の会計処理）。これらの基準は企業会計審議会または企業会計基準委員会（ASBJ（Accounting Standards Board of Japan））が定めた会計基準や実務指針を説明し、その次に許容しうる簡便な処理方法を定めている<sup>17</sup>。

### （3）小括

本節では、第1節で述べた「中小企業の会計に関する研究会報告書」で、具体的な会計処理方法の検討を委ねられた専門家団体等として、日本税理士会連合会から公表された「中小会社会計基準」と日本公認会計協会から公表された「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」について検討し、両者の基本的な考え方を明らかにした。

中小企業の会計基準の設定に関する考え方には、中小企業向けの会計基準を別に設けるべきではないとする考え方（シングル・スタンダード）と中小企業の属性に合わせた固有

---

<sup>17</sup> 品川（2012b），25頁。

の会計基準を容認する考え方（ダブル・スタンダード）の2つが存在する<sup>18</sup>。日本税理士会連合会や日本公認会計士協会の報告書等では、シングル・スタンダードやダブル・スタンダードという用語は使われていないが、日本公認会計士協会の報告書では、その2つの考え方が示されている。

他方、中小企業の会計基準を作成する方法としては、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの2つがある<sup>19</sup>。トップダウン・アプローチとは、大企業向けの会計基準を中小企業向けに簡素化することで中小企業の会計基準を作成する方法である。また、ボトムアップ・アプローチは中小企業の属性や商習慣、会計実務から積み上げて基準を作成する方法である。山下（2012）では、シングル・スタンダードは大企業向け会計基準の体系のなかに中小企業の簡便化規定が含まれるため、トップダウン・アプローチのみが該当する<sup>20</sup>。つまり、既存の大企業向けの会計基準が存在し、中小企業向け会計基準をシングル・スタンダードで設定する場合には、大企業向けの会計基準の簡素化しかない。ダブル・スタンダードの場合には、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの双方が考えられる。

わが国の中小企業の会計を考察するうえで、これら2つの報告書等で特に顕著な相違は、中小企業向け会計基準と法人税法との関連である。

日本税理士会連合会は、現行の中小企業の会計実務が法人税法の影響を強く受けていることから、法人税や法人税基本通達も会計基準として取り扱っている。このことは中小企業の会計実務を意識した現実的な対応であると思われる。したがって、中小企業向けの会計基準の設定に際しては、大企業の会計基準とは異なることを求めているので、ダブル・スタンダードであるといえる。また、中小企業の現在の会計実務を積み上げているので、ボトムアップ・アプローチであるといえる。

しかし、日本公認会計士協会は、基本的に会計基準は一つであり、会社の規模による会計処理の相違は容認せず、中小企業の特性を踏まえて許容し得る簡便法を置くことに留めることを主張している。これは、現行の中小企業の会計実務が法人税法の影響を受けていることは認識していても、中小企業の会計のあり方としては、容認できないことを示しているといえる。このような考え方は、会計基準は一つであるという考え方をとっているの

---

<sup>18</sup> 山下（2012）、20頁。河崎、万代（2012）、7頁。品川（2012a）、17頁。

<sup>19</sup> 山下（2012）、20～22頁。河崎、万代（2012）、208～210頁。

<sup>20</sup> 山下（2012）、21頁。

で、シングル・スタンダードであり、トップダウン・アプローチであるといえる。

次節では、これら3つの会計に関する報告書等を踏まえ会計指針が作成されるまでの流れと、その内容について述べる。

### 第3節 会計指針の制定とその基本的な考え方

#### (1) 会計指針が公表されるまでの経緯

前節までに述べたように、2002年の商法改正を契機として、中小企業庁から、中小企業の会計の基本的な考え方が示された後、日本税理士会連合会や日本公認会計士協会から中小企業の会計に関する報告書等が公表された。

河崎・万代(2014)では、これら3つの報告書等について、大企業の会計基準とは別に中小企業の固有の基準が容認されるか否かについて相違があるため、中小企業の会計の具体的な内容が定まらないまま、中小企業の会計実務がある種の制度的な混乱に陥ることになったと指摘している<sup>21</sup>。品川(2012c)でも、これら3つの中小企業の会計に関する報告書等には、それぞれ特徴があり、会計基準の利用者側からは、いずれの基準を用いるべきかについて混乱が生じたと述べられている(21頁)。つまり、このような混乱を避けるためには、これら3つの報告書等の統合が求められたのである。

このような状況を打開すべく、2005年8月に公表されたのが「中小企業の会計に関する指針」である。この会計指針は、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4つの団体が共同で作成し、公表した。これらの団体は職業会計人団体、中小企業支援団体、会計基準設定団体である。会計指針は、中小企業庁や金融庁が共同事務局であるものの、公表した4つの団体はすべて民間団体であり、プライベートセクター方式をとっている<sup>22</sup>。

品川(2012c)では、この時期に検討されていた会社法(平成17年法律第86号)制定によって、会計参与制度が導入されたことにより、税理士と公認会計士の職域拡大が期待されたため、「中小企業のための会計」から「会計参与のための会計」に変質したと指摘している(22頁)。さらに、日本公認会計士協会との深い関係を有する企業会計基準委員会に事務局が設けられたことから、日本公認会計士協会の報告書が重視されることが、容易に想定

<sup>21</sup> 河崎・万代(2014), 7頁。河崎(2014a)では、中小企業会計に関する日本税理士会連合会と日本公認会計士協会の認識が、必ずしも同一でなかったことがある種の制度的な混乱を引き起こす結果となったと指摘している(10頁)。

<sup>22</sup> 万代(2012), 32頁。

され、会計参与のための会計基準であれば、ある程度レベル高い会計基準が求められることになる」と指摘している（22頁）。このことは、会計指針の目的の中においても、次のように明記されている<sup>23</sup>。

「平成18年度内の施行を目途として立法作業が行われている会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」の導入が予定されている。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。」（3. 本指針の目的）

このように、会計指針は、中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会がそれぞれ公表した3つの会計ルールを統合しているものの、会計の専門家である会計参与が取締役と共同して作成することを想定した基準となっており、会計基準の水準が専門家のレベルで作成されていることがわかる。また、「会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。」（3. 本指針の目的）としている。このことは、基本的には会計基準は一つであり、いずれは大企業向けの会計基準と同様の処理を行うことが適当であるということを示唆していると思われる。しかし、このような会計指針の基本的な考え方が、後述する会計指針の普及状況やその後の中小企業の会計を巡る様々な議論を引き起こすことになる。

## （2）会計指針の基本的な考え方

会計指針は、その適用対象を証券取引法の適用を受ける会社とその子会社関連会社や、会計監査人を設置する会社とその子会社を除く株式会社としている。さらに、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社についても、会計指針を適用することを推奨している（4. 本指針の適用対象とする株式会社）。

会計指針は、その目的を2つ掲げている（3. 本指針の目的）。ひとつは、中小企業が、計算書類を作成するに当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すことである。もうひとつは、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり、拠ることが適当な会計のあり方を示すことである。ただし、会計指針は、拠ることが望ましい会計処理

---

<sup>23</sup> 現在でも、若干文言は変更しているが、同様の内容で会計指針に明記されている。

のガイドラインであるが、法的な強制力を伴うものではない<sup>24</sup>。

これらの目的を達成するための基本的な考え方を会計指針では、次のように記述している。

「中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。」（6. 会計基準とその限定的な適用）

ここでは会計情報が会社の規模を問わず、投資家の意思決定や利害関係者の利害調整に資する役割が期待されていることを述べている。つまり、会社の規模の大小を問わず会計情報の果たす役割を同質のものにとらえていると考えられる。そして、投資家と直接的な取引の少ない中小企業であっても、資金調達先の多様化や取引先の拡大により、会計情報に期待される役割が大企業と変わりがないことから、会社の規模にかかわらず、同一の取引には同一の会計処理が適用することを基本的な考え方としている。しかし、中小企業の特徴を踏まえ、次のように述べている。

「しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。」（6. 会計基準とその限定的な適用）

中小企業では、利害関係者が大企業と比べると限定されている。投資意思決定に有用な

---

<sup>24</sup> 河崎・万代（2012）、8頁。

情報を提供する会計基準を一律に強制することが、コスト・ベネフィットの観点から不適切な場合も考えられる。中小企業では、配当制限や課税所得の算定、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握することも会計情報に求められることから、その点にも配慮しているとしている。

ただし、基本的には会社の規模に関係なく、取引が同じであれば基本的に会計処理は同じになることを基本的な考え方においているため、金融商品取引法における会計基準に近づけていくと考えられる<sup>25</sup>。このことは会計基準が改訂されるたびに、会計指針も改訂されていることからわかる。

---

<sup>25</sup> 品川 (2012c), 23 頁。

表1-1 会計指針の改正

改正年月日	改正内容
2005年8月1日	制定・公表
2006年4月25日	会社法制定に伴う改正
2007年4月27日	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」・実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」への対応に伴う改正
2008年5月1日	企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」及び同13号「リース取引に関する会計基準」に対応，法人税法の改正および金融商品取引法施行を踏まえた修正
2009年4月17日	企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」に対応
2010年4月26日	企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」，改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」，企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」への対応
2011年7月20日	企業会計基準，会社計算規則，税法等の関連諸規定の改正に伴う改正
2013年2月22日	「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」及び「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」の提言内容を踏まえて，平易な表現に改める等経営者にとって利用しやすいものとするを目的として見直し
2014年2月3日	企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」への対応

(出典) 筆者作成

表1-1から，金融商品取引法の適用対象となる会計基準の改正が行われる度，会計指針もその対応のため，毎年のように改訂されていることがわかる。このことは，会計指針が，大企業向けの会計基準から独立したものではなく，大企業向けの会計基準と同じ水準で設定されているということである。

次に，中小企業の会計に影響を及ぼしている法人税法との関係では，次のように規定されている。

(1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合

(2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

(1) の具体例としては、固定資産の減価償却があげられる。会計基準には耐用年数に関する具体的な規定はないが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に従って、会計処理を行っても経済実態に適合している限りにおいて、認められることになろう。

また、(2) の具体例としては、本来、決算時に繰り延べ処理を行うべき短期前払費用を、法人税基本通達2-2-1 4<sup>26</sup>に従って、費用処理を行ったとしても、その計算結果に重要な差異がない場合などが考えられる<sup>27</sup>。逆に法人税基本通達では、基本的に金額の大小を問わないのに対し、重要性の原則では、金額の重要性がない場合に限られる。したがって、法人税基本通達のとおり処理するためには、金額の重要性を判断しなければならない。

つまり、基本的には会計処理は法人税法や法人税基本通達を参考にするのではなく、法人税法等による場合には会計基準がない場合か、会計指針に従って計算した結果と法人税法等に従った計算結果について重要な差異がない場合に限られることになる。法人税法等に従った会計を行う場合には、経済実態を適正に表示しているか、もしくは会計基準と比較して重要な差異がないことを確認しなければならない。そのため中小企業は、会計指針による計算結果と法人税法等による計算結果の2つを確認し、実態を適正に表示しているか否かを確認しなければならないことを意味している。

各論としては、金銭債権、貸倒損失・貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、経過勘定等、固定資産、繰延資産、金銭債務、引当金、退職給付債務、退職給付引当金、税金費用・税金債務、税効果会計、純資産、収益費用の計上、リース取引、外貨建取引等、組織再編の会計（企業結合会計および事業分離会計）、個別注記表、決算公告と貸借対照表および損益計算書並びに株主資本計算書の例示、今後の検討課題（資産除去債務）が取り上げられ

<sup>26</sup> 「前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。（昭55年直法2-8「七」により追加、昭61年直法2-12「二」により改正）」

（注）例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

<sup>27</sup> 経過勘定項目については、企業会計原則注解注1（2）でも指摘されている。

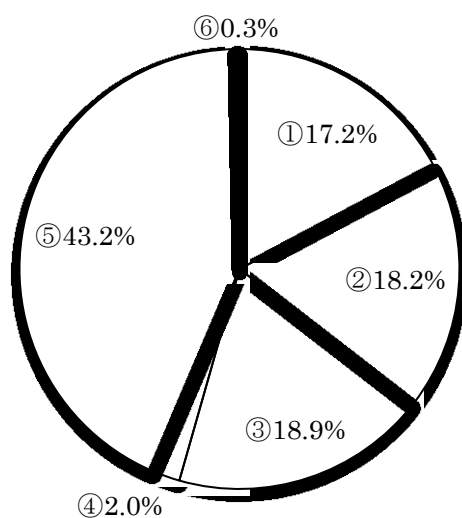


ている。

#### 第4節 会計指針の普及状況と普及を妨げている原因

会計指針は2005年に公表され、中小企業での利用が期待されたが、その普及は厳しいものであった。現在でも、会計要領（後述）が公表されたこともあり、その普及状況は改善されていないものと思われる。2011年に中小企業庁より「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]（以下、「実態報告書」という）」が公表された。その結果を図1-1に示している。この実態報告書の公表から3年が経過しているが、中小企業を取り巻く経営環境（人員等）に大きな変化はないものと思われる。

図1-1 会計指針の普及状況



- ① 完全に準拠
- ② 完全に準拠していない。保証料割引や金融機関の融資商品を利用
- ③ 完全に準拠していない。趣旨を理解し決算書を作成
- ④ 準拠していない
- ⑤ 税理士に一任しているためわからない
- ⑥ その他

抽出標本数 :8,000 件

調査対象 :建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食業・宿泊業、不動産業、サービス業の中小企業

調査実施期間:平成 22 年 11 月 15 日(月)~12 月 10 日(金)

回収標本数 :1,808 件

回収率 :22.6%

(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」

図 1-1 では、中小企業経営者による会計指針の認知状況を示している。これによると、「会計指針に完全に準拠している」と回答している割合が17.2%である。これは会計指針を十分に理解し、かつ完全に準拠していると考えている経営者であると考えられる。

次に、会計指針に一部準拠しているという回答が37.1%である。これは信用保証料の割引制度等を利用する際に、「「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（以下、「会計指針チェックリスト」という）」を関与税理士等が作成し、顧問先である中小企業から金融機関へ提出していることに関連していると思われる。金融機関は中小企業から融資の申し込みを受ける際に、信用保証協会による信用保証制度を利用する場合には、融資先企業を通じて、関与税理士に会計指針チェックリストの作成を求める場合がある。金融機関が貸出先企業に会計指針チェックリストを求める際や、関与税理士は会計指針チェックリスト作成の際は、貸付先企業・関与先企業へ会計指針チェックリストの説明を行うので、この制度を利用したことがある、あるいは、提案されたことがある中小企業の経営者に対する会計指針の存在に関する認知度は高いと考えられる。

「準拠していない」が2.0%、「税理士等に一任しているため分からない」が43.2%、「その他」が0.3%である。このうち、その他は、「親会社が採用している会計処理方法を使用している」、「会社法の計算規則に準じて」、「決算書計算書類の作成は税理士に一任している」である。税理士等への一任が、43.2%であるから、この層については、中小企業の経営者が会計処理について外部に委託しているため、どのような会計基準で会計処理がされているかについて理解できていないということがわかる。

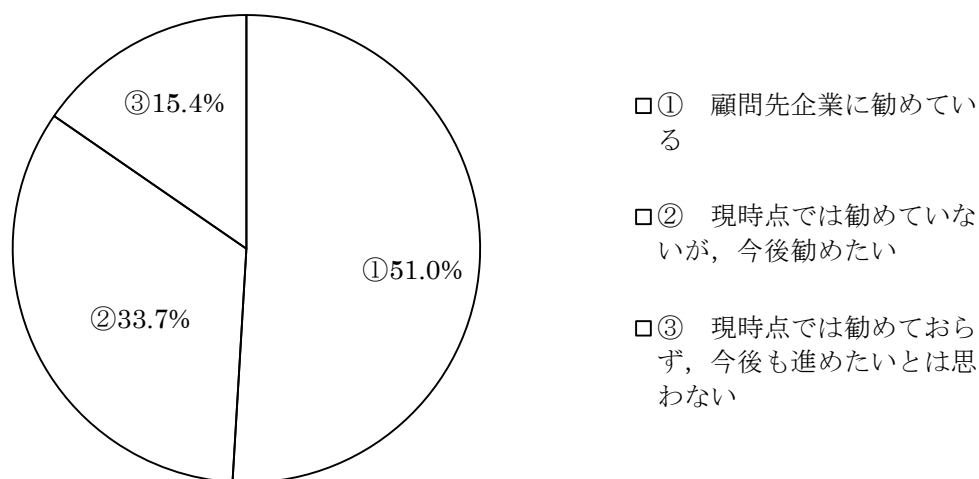
山下（2012）では、「税理士等に一任しているためわからない」と回答した43.2%の中には、委任を受けている税理士等が会計指針に基づいて計算書類を作成している可能性もあると指摘している<sup>28</sup>。それは税理士意識アンケートの調査結果でみると会計指針の税理士の認知度は90%以上にのぼることを根拠としている。

---

<sup>28</sup> 山下（2012）、29～30 頁。

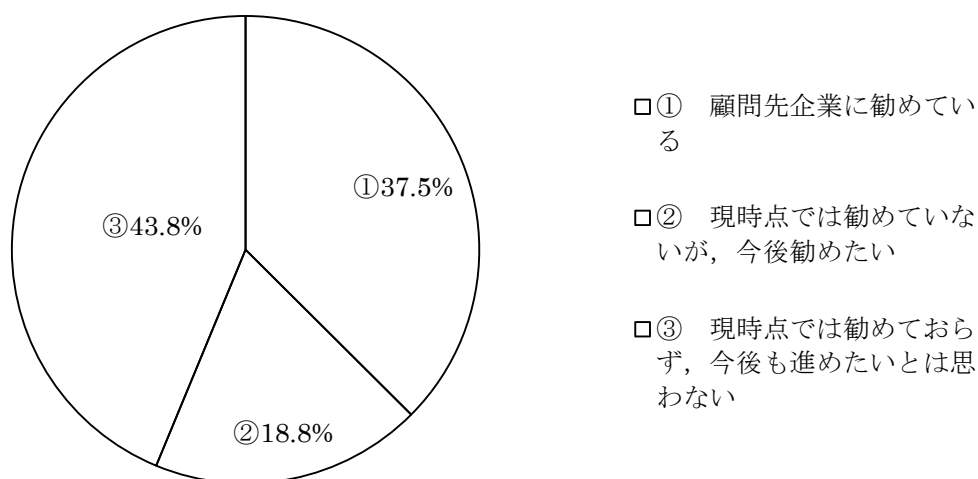
しかし、税理士・公認会計士意識アンケートでは、税理士・公認会計士がクライアントに会計指針への準拠を勧めているか否かについて、図1-2、図1-3のような結果が示されている。

図1-2 税理士意識アンケート



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」

図1-3 公認会計士意識アンケート



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」

この結果から、税理士では49.1%、公認会計士では62.6%が現時点で顧問先である中小企業へ会計指針への準拠を勧めていないことがわかる。勧めない理由として、税理士では回答の割合の多い順で、①会計制度に準じた処理を望んでいない、②内容が難しい、③対応するだけの会計知識がない、④中小企業の経営者は会計の質の向上を重視していない、⑤準拠による金融面等のメリットがあまりない、⑥対応するだけの人員がいない、⑦対応するだけのシステムがない、⑧税理士の日常業務が忙しくそこまで手がまわらない、⑨その他と回答している。

一方、公認会計士が会計指針への準拠を勧めない理由として、回答の多い順で、②内容が難しい、⑤準拠による金融面等のメリットがあまりない、①会計制度に準じた処理を望んでいない、③対応するだけの会計知識がない、⑧公認会計士の日常業務が忙しくそこまで手がまわらない、⑨その他と回答している。

以上をまとめると、税理士や公認会計士が会計指針を勧めない理由として、その内容が難しく、人員や会計知識の不足や会計システムが不十分な中小企業では、会計指針に対応することが困難であり、また対応できたとしても中小企業が享受する金融面等のメリットがあまりない。また、会計の質の向上や会計制度に準拠し、会計の質の向上を図る必要性を中小企業の経営者が望んでいないということも理由としてあげられる。

このアンケート調査から、税理士や公認会計士などは会計指針の制定されたことは承知していても、関与先である中小企業への利用を積極的に働きかけているとは言えない。税理士等が関与先企業へ会計指針の積極的な利用を呼び掛けているとすれば、中小企業経営者は会計指針を利用していることを税理士等から説明を受け、準拠していることを認識できるので「税理士等に一任しているため分からない」という回答にはならないはずである。したがって、中小企業のうち、主体的に会計指針を理解し、完全に準拠していると認識しているのは全体の17.2%であるから、普及が進んでいるとは断言できないであろう。

会計指針がこれまで普及しない理由としては、次のようなことがいわれている。まず、多くの中小企業にとっては極めて限定的な利害関係者しか存在しないことがあげられる<sup>29</sup>。次に、中小企業特に零細企業においては、経理業務にさける人材が限られていることがあ

---

<sup>29</sup> 中小企業庁事業環境部財務課（2010）、13～14頁。そのほかの理由として、次のようなものがある。まず、中小企業特に零細企業においては経理にさける人材が限られていることがあげられる。次に中小企業にとっては会計指針の内容が難しすぎるものがあげられる（河崎、万代（2012）、19～20頁）。この他に、会計指針を採用することにメリットを感じられないことなども指摘されている。（中小企業庁（2012）、44頁）。

げられる。また、中小企業にとっては会計指針の内容が難しすぎるものがあげられる<sup>30</sup>。この点については前節で検討したように、会計指針が中小企業の経営者のためではなく、会計の専門的知識を有する会計参与の利用を想定しているからである。この他に、会計指針を採用することにメリットを感じられないことなども指摘されている。

中小企業にとっては、会計情報の利用目的は、融資を受ける際に金融機関に提出するか、もしくは、法人税等<sup>31</sup>の税額を計算し確定申告をすることである。会計指針に準拠した会計を行えば、法人税等の計算と会計指針に基づく計算という2種類の計算を行わなければならないが、経理業務が煩雑になることがあげられる。例えば、減価償却費の償却超過額や固定資産を取得する際に受ける国庫補助金等の積立金方式による圧縮記帳のように、収益または費用のうち益金または損金として計上する時期が異なるものについては、会計上の資産などの帳簿価額と法人税計算上の資産などの帳簿価額が異なることとなる。そのため会計上の利益計算と法人税計算上の所得計算を別に行う必要がある。

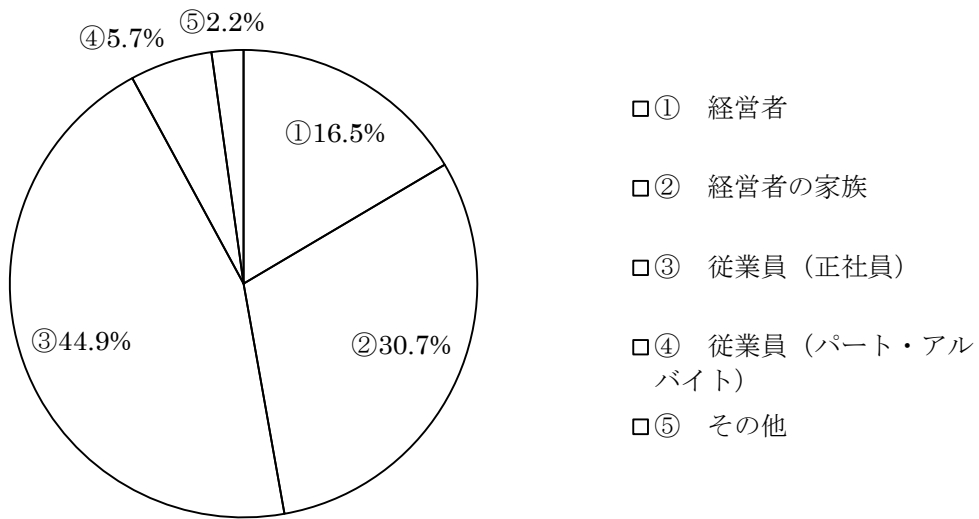
さらに、会計指針が普及しない要因として、実態報告書において、中小企業は会計を行う人的資源や会計を行うシステムが未整備なことがあげられていた。ここでは中小企業の会計業務の現状について検討する。中小企業の会計業務の実態について示したのが、図1-4、図1-5である。

---

<sup>30</sup> 河崎, 万代 (2012), 19~20 頁。

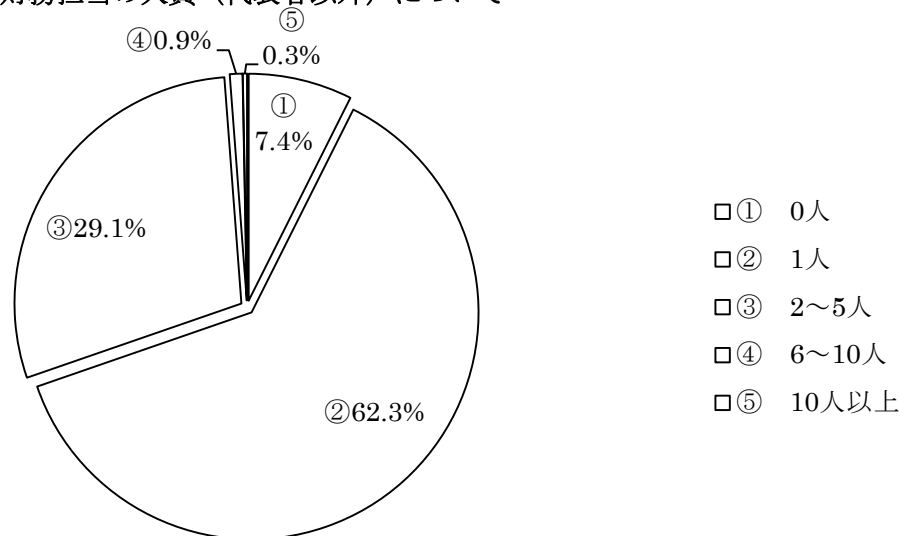
<sup>31</sup> 本稿では、法人の所得を課税標準とした税として、国税である法人税、地方税である事業税、地方法人特別税、法人税額を課税標準とした地方税である法人都道府県民税、法人市町村民税を総称として法人税等としている。なお、資本金1億円を超える法人に課される事業税の外形標準課税の付加価値割、資本割の部分は含んでいない。

図1-4 記帳を担っている担当者について



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」

図1-5 経理財務担当の人員（代表者以外）について



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」一部筆者加工

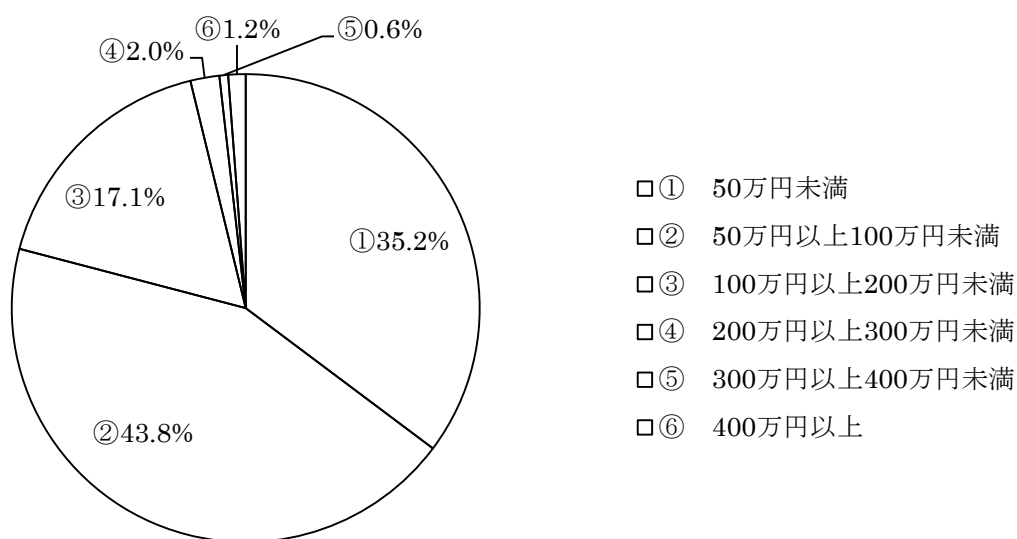
図1-4は中小企業で会計帳簿に記帳を行っている担当者の構成を示したものである。これによると、経営者およびその家族が合わせて47.2%で最も多い。図1-4における「その他」は、税理士、会計士事務所や外注、親会社の担当者などである。代表者やその家族

に会計事務所などへの委託やパートを合わせると、55.1%である。つまり中小企業の半数以上が、代表者やその家族、会計事務所やパート・アルバイトにより経理業務が行われていることがわかる。また、図1-5のとおり、代表者以外の経理財務担当人員は1名以下が69.7%で7割近くが代表者か会計担当者がいても1名という状況である。

経理財務担当者の業務には納品書、請求書、領収書の作成や保管、従業員の勤怠の把握、小口用品の調達まで含まれるので、会計帳簿への記帳や決算書の作成業務だけを行うわけではない。

実態報告書によると、財務諸表の作成まで社内で行っている割合は22.9%であるので、他の77.1%は何らかの会計業務を外部の会計専門家に委託している<sup>32</sup>。自らの会計方針について自社内で完全に把握している層は、中小企業の2割強であるので、会計指針の普及を推進するには、中小企業だけではなく外部の会計専門家の協力が不可欠である。

図1-6 会計専門家への支払い報酬（年額）について



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」一部筆者加工

図1-6は、会計専門家などに会計・税務業務を委託した場合の年間報酬の分布表である。専門家報酬の最も多い層は、50万円以上100万円未満で43.8%を占めている。年間に50万円以上の負担を行っている中小企業は全体の64.7%である。会計専門家に会計事務を委託する場合は、月次と年次が考えられる。月次で会計、税務の顧問契約を結ぶ場合には、

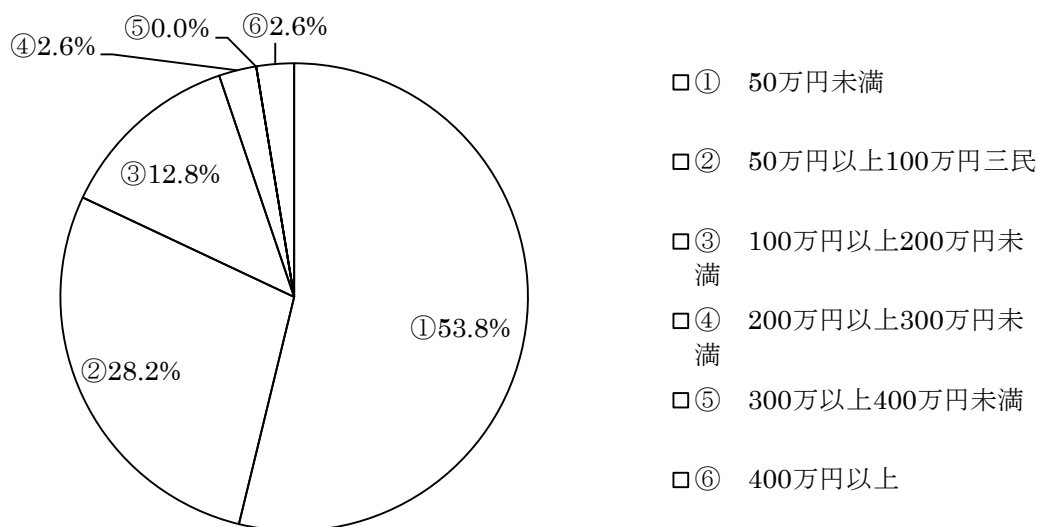
<sup>32</sup> 中小企業庁(2012), 7頁。

委託料は月額報酬と決算申告料で構成されることが多い。また、年次で委託する場合には、決算申告料のみである。両者の違いは、月次契約の場合には、月次で会計税務指導を受け、毎月の試算表の作成を依頼するが、年次契約の場合には決算日終了後速やかに資料を送付し、決算書・税務申告書の作成を依頼する点にある<sup>33</sup>。

一般的に、月次契約の方が年次契約に比べて、会計、税務の委託料が高額になるので、小規模で会計処理が複雑でない企業は年次契約が多いと思われる。専門家委託料が50万円未満の35.2%は、年次の契約の可能性が考えられる。決算終了後2か月以内に税務署に確定申告書の提出をしなければならないため、年次契約の場合には、専門家が処理する時間は月次契約に比べて短くなる。前述の税理士、公認会計士の意識調査で、日常業務で会計指針の適用に手が回らないというのも、この年次契約の場合が考えられる。

会計指針を適用する場合には、専門家の業務負担が増えるため、会計委託料は、会計指針を適用しない場合に比べて高くなることは十分考えられる。図1-7は会計指針の適用が想定される会計参与設置会社が会計参与に支払う費用の構成である。

図1-7 会計参与制度を利用するあたりに要した費用について



(出典) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果[報告書]」一部筆者加工

これによると、会計参与に支払う報酬は50万円未満が53.8%であり、会計参与制度の利

<sup>33</sup> 実際には、委託業務に応じて個々に契約を締結する。例えば、給与計算、年末調整について委託をするのか否かや会計帳簿への記帳を委託するか否かで料金は異なる。



用している中小企業の半数以上は負担する 50 万円未満である。しかし、これは図 1-6 の会計委託料とは別であるので、会計委託料を支払っている中小企業では費用の負担が増えていることがわかる。会計指針が会計参与を想定して難易度が高く作成されているため、少なくとも今までの会計委託料に比べて高額になることが考えられる。

したがって、中小企業が会計参与を設置するか否かについては、設置する費用の増加を上回るメリットが、当該中小企業にあるのかということである。会計参与を設置することによる金融面のメリットとしては、金利の優遇や代表者保証の免除<sup>34</sup>などがある。金利の優遇として、例えば、東北税理士会福島支部と公益社団法人福島法人会では、福島県内の金融機関と協力して、会計参与設置会社については、通常の金利より 0.8%の金利の引き下げを行っている。

この場合、会計参与報酬が 300 千円の場合は借入金の残高が 37,500 千円、会計参与報酬が 500 千円であれば借入金の残高が 62,500 千円、会計参与報酬 1,000 千円であれば借入金の残高が 125,000 千円で、金利優遇分と会計参与報酬が等しくなる。つまり、会計参与設置のメリットを金利の優遇だけでとらえると、前述の金額を超える借入残高がなければ、会計参与を導入する動機にはならない。さらに、金利は金融機関と貸出先企業との間で決まるものであり、現在の低金利を反映して、会計参与非設置の会社で 1%以下の金利で借入れを行っている中小企業もあり、会計参与設置のメリットを金利面だけでとらえると分かりにくい。しかも、会計参与を設置することで、確実な借入と金利など優遇が担保されているわけではない。

したがって、会計参与の設置によるメリットが、すべての中小企業で享受できるとは限らないので、会計参与導入の動機づけとしては乏しいと思われる。

また、会計指針により会計を行うか否かは、会計参与ほどの費用が掛かるとは限らないが、同様に追加の費用を負担するに見合うだけのメリットを享受できるか否かに係っているものと思われる。日本政策金融公庫では、会計指針や会計要領への準拠している場合には、金利を 0.2%優遇する制度を設けてられている<sup>35</sup>。この制度では、借入金 10,000 千円につき、利息が 20 千円軽減される。つまり、10,000 千円借入残高がある中小企業で、会計指針や会計要領に対応するための費用が 20 千円未満でなければ、金利面だけでメリットを

---

<sup>34</sup> 例えば、株式会社仙台銀行では会計参与設置会社については、原則として代表者個人の保証をとらないこととしている。株式会社仙台銀行（2006）。

<sup>35</sup> 日本政策金融公庫「中小企業会計関連融資制度」<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/tyuushoukaikei.html>（2014 年 10 月 1 日アクセス）

見出すことは難しい。

以上のことから、会計指針の普及が進展しないのは、中小企業にとって、会計指針への対応が、人的面でも費用の面でも制約があり、その費用負担をするだけのメリットが中小企業に存在しないことであると考えられる。そのうえ、主要な利害関係者である株主や債権者から、特に会計指針へ準拠した財務諸表の提供を求められるわけでもないので、会計指針を適用する動機が乏しいものと思われる。

## 第5節 会計指針公表から会計要領公表までの動向

本節では、会計指針が公表されたのち、様々な議論が行われ、2012年2月に会計要領が公表されるに至った経緯について検討する。

前節で述べたように、会計指針は大企業向けの会計基準の簡素化という観点から作成されたため、中小企業経営者や経理担当者ではなく、会計参与のための基準となっている。この結果、大企業向け会計基準が改訂されるたびに、会計指針も毎年のように改訂されている。このことについて、品川（2012c）では、「中小指針の利用者である中小企業側が次第に不満を募らせることとなった。」（24頁）と述べている。

これを受けて、品川（2012c）では、2009年9月に、日本商工会議所は「非上場企業の実態に即した会計のあり方に関する研究会」を設置し、2010年3月「会計の国際化時代における非上場企業の会計のあり方に関する中間とりまとめ」を取りまとめた（24頁）。この中間とりまとめは公表されなかったが、品川（2012c）では、この中間とりまとめが、会計要領の制定の原動力になったと評価している（24頁）。

品川（2012c）では、会計指針に対する中小企業側の意見として次のようなことが指摘されたと述べている。

- 「・税務会計専門家から中小企業の会計に関する指針の適用を推奨されたが、「税効果会計」「棚卸資産の低価法への一本化」「固定資産の減損会計」など見積りを要する会計処理項目には対応できず、完全には準拠はできていない。
- ・必要のない項目が多いと感じている。そのせいで、複雑・精緻で分かりにくくなっている。
- ・国内外の資本市場から資金調達をしていない中小企業が利用するには中小企業の会計に関する指針が、IFRSの影響を受けて変更しなければならない理由はない。税務と会

計の乖離に懸念を感じる。

- ・ 税務と会計の両方の専門家に報酬を払っていて、負担が大きい。
- ・ 中小指針が変わり、システム変更が必要になると、追加的なコストがかかり困る。(25頁)」

また、税務会計を重視している中小企業からは次のような意見が示されたと指摘している。

- 「・ 経理人材が十分とはいえず、決算書の作成は主に税理士に任せている。
- ・ 税理士の指導により、減価償却資産の規則償却や引当金処理をしている。
- ・ 金融機関から、中小企業の会計に関する指針に基づき計算書類を作成するような要請は、特に受けていない。
- ・ 中小企業が使いやすい会計基準がないのはいかがなものか。
- ・ 中小企業の経営基盤を考えると、経理・納税事務の簡素化が必要である。
- ・ 会計処理のコストアップ（システム・手続きの変更・事務負担増等）」

この中間とりまとめは、前節で述べた中小企業のアンケート調査の結果とほぼ同じことを、中小企業経営者からの強い不満として明らかにしている。これを受けて、中間とりまとめでは非上場企業の会計基準のあり方に関する基本方針として次の3つをあげている<sup>36</sup>。この基本方針は非上場会社が身の丈にあった会計基準の作成が不可欠であるとの考え方に基づいている。

- ① 非上場企業の経営者に理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立ち、対応可能で、作成負担が最小限であること
- ② 株主、債権者や取引先等の利害関係者にとって有用な情報を表すこと
- ③ 「確定決算主義」の維持など会計と税制が調和すること

この基本方針は、極めて限定された利害関係者しか存在しない中小企業では利害関係者の意思決定への役立ちよりも、まず、中小企業経営者が自社の経営状況の把握と準拠することが可能であり、事務負担が最小となるものを重視している。そして、その範囲内で利害関係者に有用な財務情報を提供することとしている。また、その実現のためには中小企業の会計と法人税法などとの調和、つまり確定決算主義を維持することを求めている。これは、日本税理士会連合会が作成した「中小会社会計基準」の考え方に近いものであると

---

<sup>36</sup> 品川 (2012c), 26 頁。

いえる。

このことは、会計指針が会計参与などの高度の会計的知識を有する専門家を想定し作成されているため、中小企業の経営者にとって利用しづらいことから、利用者である中小企業の経営者の立場を重視することを求めている。つまり、会計指針とは異なる中小企業向けの会計基準を作成することを求めているといえる。

このような会計指針の利用者である中小企業からの批判を受け、企業会計基準委員会は2010年2月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、2010年8月「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を公表した。このなかで、日本公認会計士協会や日本税理士会連合会、企業会計基準委員会の代表である公認会計士や税理士からは、中小企業は会計指針を適用すればよく、この程度であれば中小企業でも対応可能であり、普及も十分であるとの主張がなされた<sup>37</sup>。しかし、日本商工会議所や日本商工会連合会からは大部分の中小企業では、会計指針の大部分は中小企業にとって適用困難であるから、会計指針とは別の会計ルールの必要性が主張された<sup>38</sup>。結果として、「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」では、次の2つの考え方が併記されたうえで、新たな基準を制定する方針が取りまとめられた。(③会社法上の大会社以外の会社)<sup>39</sup>。中小企業の実情に即したものを、中小企業関係者の総意になるものとしてボトムアップで設ける必要があり、税法処理を基礎とした基準を作るべきであるとの考え方である。もうひとつは、複数の会計基準、指針を作成した場合、混乱が生じることが予想されるため、会計指針を見直すことで対応するという考え方である。

他方、2010年2月、中小企業庁でも「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、2010年9月に「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」が公表された。このなかで「さらに、「中小企業の会計に関する指針」の位置付けを考慮することが必要である。特に、現在、同指針について、主として中小企業関係者から、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑である、経営者は理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的である、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある等との指摘がされている。」(I 検討の背景)と会計指針の問題点を指摘したうえで<sup>40</sup>、中小企業の実態に即した会計処理のあり方を示すものを新たに取りまとめるべきとする中小企業関係者の総意としての強い要請

---

<sup>37</sup> 品川 (2012d), 32 頁。

<sup>38</sup> 品川 (2012d), 32 頁。

<sup>39</sup> 企業会計基準委員会 (2010), 10 頁。

<sup>40</sup> 中小企業庁 (2010), 4 頁。

は、重く受け止めるべきものであるとして、新たな会計基準の取りまとめの意義を強調した（IV 今後の対応の方向性）<sup>41</sup>。

これら2つの報告書とともに、会計指針とは別に中小企業向けの会計の作成の必要性について述べている。これを受けて、金融庁と中小企業庁が共同事務局となって、「中小企業の会計のあり方に関する研究会」を設置し、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」、3月にこの普及方法を示した「中小企業の会計に関する検討会報告書」を公表した<sup>42</sup>。

## 第6節 会計要領の制定とその基本的な考え方

会計要領の適用対象となる中小企業は、金融商品取引法の適用対象会社と、会社法上の会計監査人設置会社を除く株式会社とし、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社も、本要領を利用することができるとしている（2. 本要領の利用が想定される会社）。この対象範囲は会計指針と同様であるが、会計参与設置会社は、会計指針に拠ることが適当であるとしている。また、会計要領は法令等で利用が強制されるものではないことから、適用対象会社については「利用が想定される会社」という表現方法を用いている。これらの会社が、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準や会計指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げないとしている。

また、会計要領は2つの目的を有している（2. 目的）。ひとつは、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すことである。もうひとつは、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、一定の水準を保った会計指針と比べて、簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にその実態に即した会計処理のあり方を取りまと

<sup>41</sup> 中小企業庁（2010）、34頁。

<sup>42</sup> 会計要領の普及や活用方法として、以下の4つを検討している。まず、パンフレット等の配布やホームページ、広報資料などによる会計要領の広報を行うことである。広報活動を通じて、中小企業の経営者が会計要領を利用して計算書類を作成することの重要性を認識し、中小企業の経営者が会計要領に関する情報に日頃より接し、関心を持つような環境を整備することを図る。2つ目は、各機関、団体による研修や中小企業基盤整備機構によるセミナー、会計専門家の講師派遣、さらに、会計専門家や指導員等を対象にしたセミナーの開催など会計要領に関するセミナー・研修会を開催することである。これを通じて、中小企業がその内容について詳しく学習・理解できる学習機会の提供や、中小企業指導・支援を行う人材を育成する。3つ目は、税理士や公認会計士による会計要領に従った計算書類等の作成支援や商工会議所等による記帳指導等による作成支援を行うことである。最後に、会計要領の活用策の検討である。会計要領に従った信頼性のある計算書類の作成を通じ、中小企業が自社の経営状況を正確に把握・発信し、経営改善等や取引先・金融機関等との信頼構築を通じて、経営力の強化、資金調達力の向上を行うことが重要である。このような中小企業の取組を支援すべく、官民一丸となって中小会計要領の活用を支援する。具体的には、信用保証料割引制度や日本政策金融公庫による優遇金利の適用などである。

めることである。そのために、中小企業の会計に関して、以下の4つの考え方が示されている。

(1) 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計

(2) 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計

(3) 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計

(4) 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

本章第3節で述べたように、会計指針では、会計情報の役割が投資家の意思決定に必要な情報を提供することや利害関係者の利害の調整に資することであるとし、この観点から、取引実態が同じであれば、会計処理も同じとなるよう、企業規模に関係なく会計基準が適用されるべきであるとの基本的な考え方を示している。

これに対し、会計要領では、利害関係者への情報提供や利害関係者の利害調整よりも、中小企業の経営者が自社の経営状況を把握することを重要視している<sup>43</sup>。そのためには、中小企業の会計実務の慣行である法人税法等との調整を図り、作成負担を最小限にとどめることとしている。そして、情報提供についても投資家への情報提供ではなく、金融機関、取引先、株主等の限られた利害関係者への情報を提供することを想定していることを明記している。

また、会計要領で示されていない会計処理については、企業の実態等に応じて、企業会計基準、会計指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用している（5. 各論で示されていない会計処理等の取扱い）。ここで特徴的なことは、会計要領に示されていない会計処理をする場合には、法人税法の定めも含めて処理をすることを明記されたことである。このことは中小企業の会計実務が法人税法等の影響を強く受けたものであると認識し、法人税法等による会計処理方法も一定の範囲で認めたということである<sup>44</sup>。

河崎・万代（2012）では、会計要領は中小企業の実態に即したものであり、企業会計原

---

<sup>43</sup> 坂本（2012）では、商業帳簿には、本来「自己報告による健全経営の遂行」と「証拠力の確保」の2つの機能があり、中小企業の会計領域では、情報提供機能よりも、商業帳簿が持つ2つの機能を十分に引き出し、活用するという発想が必要と指摘している（51頁）。岡部（2013a）では、会計参与を導入している、あるいは導入できる中小企業は僅少であるから、会計を経営者の視点に立脚したものに戻そうという意見から活動が活発化されていったという経緯があると指摘している（483頁）。

<sup>44</sup> 加納（2013）では、会計要領は、税法との親和性を強調しているところが大きな特徴であるとしている（75頁）。

則や法人税法等を尊重した基準となっている。そのため、会計要領の公表は、大企業向けの会計基準の簡素化であるトップダウン・アプローチから、中小企業の実態を重視したボトムアップ・アプローチへの転換と特徴づけられると評価している（13～14頁）。

品川（2012e）では、会計要領はその名称や普及方法について、シングル・スタンダードとダブル・スタンダードの対立の影響を受けていたし、今後もその影響を受けることを懸念している（28頁）。それは、会計要領の名称を決める際に、「中小企業会計原則」、「中小企業会計基準」、「中小企業会計規則」、「中小企業会計規程」、「中小企業会計規定」、「中小企業会計準則」と多くの案があったとし、「会計基準」、「会計規則」等の規範力のある名称が望ましかったはずである。しかし、そのような名称の使用には、強い反対意見があったため、結果として、「要領」という用語が使用されることになった。そこには、「会計基準は一つである」というシングルスタンダード側の根強い抵抗があったと言える」とし、名称の意味においては、シングル・スタンダード的であるとしている。

国際会計基準との関係では、安定的に継続可能なものにする観点から国際会計基準の影響を受けないものとし（6．国際会計基準との関係）、中小企業の会計慣行の状況等を勘案し、必要と判断される場合に改訂するとしている（7．本要領の改訂）。したがって、会計指針のように頻繁な改訂が行われるのではなく、改訂の頻度は会計指針と比べて少ないものと思われる<sup>45</sup>。

会計要領の各論としては、収益、費用の基本的な会計処理、資産、負債の基本的な会計処理、金銭債権及び金銭債務、貸倒損失、貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、経過勘定、固定資産、繰延資産、リース取引、引当金、外貨建取引等、純資産、注記、様式集が取り上げられているが、会計指針と比べると項目は限定されている。

## 第7節 まとめ

中小企業の会計に関する本格的な議論は、2002年の商法改正を契機としている。この商法改正は、大企業向けに会計基準が改正された際、商法の会社計算規定の柔軟な改正を可能としたが、証券取引法の適用を受けない中小企業に対して、過重な負担を課すことがないように措置をとることが求められた。

従来、中小企業を対象とした会計基準は設けられていなかった。そこで、このような要

---

<sup>45</sup> 2012年2月に会計要領が公表されてから、2014年10月31日現在一度も改訂されていない。

請を受け中小企業向けの会計基準の整備をすることが検討された。

まず、2002年6月、中小企業庁より「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表された。これは中小企業の会計に関する最初の本格的な研究成果であると言われている。しかし、会計実務、適用に関する事項については、専門家団体等による検討に委ねられた。

そこで、日本税理士会連合会から2002年12月「中小会社会計基準」が公表された。これは現状の中小企業の会計実務が法人税法等の影響を受けていることを重視して、法人税法や法人税基本通達の取扱いを参考にしている。この基準は税理士の会計実務において、計算書類の作成や作成指導を行う実態に即したものと評価することができる。この基準は、大企業向けの会計基準とは、別の基準であるといえる。

次に、日本公認会計士協会から2003年6月「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が公表された。これは中小企業の会計を考察する際には、別の基準を設ける必要はないとの立場を取っている。つまり、会計を行う際に会社の規模の大小で異なる処理を行うべきではないとしている。この考え方を基本とし、中小企業の特性を考慮して、簡便法等の適用を認めるという考え方である。しかし、通常、簡便法を理解するために、原則法も理解しなければ、実際に会計処理を行うことは難しいと思われる。

このように、中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会から3つの会計ルールが示された結果、いずれの基準を採用するかが問題となった。そこで3つのルールを統合し、新たな中小企業の会計基準の作成が求められ、2005年8月日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計委員会から「中小企業の会計に関する指針」が公表された。

しかし、この基準は中小企業向けの会計というよりは、会社法施行に伴い、会計専門家である会計参与が、取締役と共同して計算書類を作成する際に準拠すべき会計基準という性格を持ったため、難易度が大企業向けの会計基準に近いものになっている。

したがって、この会計指針が公表されても、その普及状況はあまり思わしいものではない<sup>46</sup>。このことは、中小企業の会計基準が必要となった背景からも、ある程度想定できることであつたと思われる。

そこで、2012年に、会計要領が公表された。会計要領は、中小企業の経営者が自社の経営の状況を把握することを目的としている。会計指針で強調された利害関係者への情報提供という側面は、ある程度弱められたといえる。また、中小企業の実務慣行である法人税

---

<sup>46</sup> 河崎，万代（2012），3頁。



等の影響を受けた会計処理も取り入れられたことから、会計指針に比べて、会計要領への準拠は容易になったと思われる<sup>47</sup>。

しかし、会計要領の公表に伴って、会計指針が廃止されたわけではない。つまり、中小企業向けの会計基準が2つ存在している。しかしながら、その適用対象については会計指針と会計要領とに相違はない。つまり、中小企業の経営者は、会計指針と会計要領の棲み分けも不透明であることから、中小企業の経営者にとってどちらを選択すべきであるか判断しなければならない。

---

<sup>47</sup> 竹中（2012）では、中小企業の属性から導かれる実行可能性や実務への配慮という基本的な考え方も会計要領に強く影響しているとしている（135頁）。

## 第2章 中小企業の会計を考察する視点

会計指針や会計要領では、その適用対象の中小企業について、金融商品取引法の適用対象となる会社とその子会社関連会社や会計監査人設置会社以外の株式会社を想定している。

上場会社などの大企業と中小企業での最も大きな違いは、株主の構成であると思われる。具体的には、大企業は不特定多数の株主により支配されており、株主の異動も頻繁に行われる。しかし、中小企業では株主の数は少数であり、株主の異動はそれほどないものと思われる。本章では、この株主の構成に着目して、中小企業の会計を考察する視点を検討する。

### 第1節 会社法における株主の特徴

わが国では、特殊な法人を除いて、すべての会社は会社法を根拠としている。会社法では、会社の種類として、株式会社（特例有限会社を含む<sup>48</sup>）、合名会社、合資会社、および合同会社が規定されている（会社法第2条第1項第1号）<sup>49</sup>。このうち合名会社、合資会社、および合同会社を持分会社と総称している（会社法第575条第1項）。また、平成18年5月1日に会社法が施行されたことに伴い、有限会社法（昭和13年法律第74号）が廃止された。これにより、有限会社法を根拠に設立された有限会社は、会社法上の株式会社として存続することとなった（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）（以下「整備法」という）第2条第1項）。この旧有限会社を「特例有限会社」という（整備法第3条第2項）。特例有限会社は旧有限会社法により設立した会社であるため、旧有限会社法とほぼ同様の規律のもとで運営の継続が認められる。

株式会社の特質について、神田（2013）は、「①出資者による出資、②法人格の具備、③出資者の有限責任、④出資者と業務執行者の分離、⑤出資持分の譲渡性<sup>50</sup>」を指摘している<sup>51</sup>。このうち①と②については、すべての種類の会社に認められる特質であり、株式会社に限定されるものではない。

<sup>48</sup> 神田（2013）、8頁。ただし、特例有限会社を新設することはできない。

<sup>49</sup> 株式会社（特例有限会社を含む）が2,412,025社、合名会社が4,218社、合資会社が21,462社、合同会社が20,728社である。国税庁（2014）、158頁。

<sup>50</sup> 江頭（2008）では、昭和41年以降は、定款の定めにより譲渡制限を付すことができるので「株式の自由譲渡性」を株式会社の特色ということできないとしている（238頁）。

<sup>51</sup> 神田（2013）、26頁。

①は、株式会社の設立方法、すなわち発起設立と募集設立に関係する。発起設立とは発起人が設立時の発行株式の全部を引き受ける方法であり、募集設立とは発起人が設立時に発行株式の一部を引き受け、残りは発起人以外の者に募集をして引き受けを行う方法である（会社法第 25 条第 1 項）。発起人は、株式引受後遅滞なく出資を履行しなければならない（会社法第 34 条第 1 項）、募集株式の引受人は発起人が定めた払込期日までに、発起人が指定した銀行等の払込みの場所において、引受けた株式の全額を払い込まなければならない（会社法第 63 条第 1 項）。発起人や募集により株式を引き受けた者は、会社成立後、株主となる。株主は剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、および株主総会の議決権を有する（会社法第 105 条）。したがって、株主が当該株式会社を運営する権利（株主総会の議決権）と、当該株式会社が生み出す利益を直接的（剰余金の配当）、間接的（残余財産請求権）を享受する権利を有しているため、会社を所有しているといえる。

②は、会社法により設立されたすべての会社は法人格を有しているという規定（会社法第 3 条）と関連する。また、③は、株式会社の株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度と規定（会社法第 104 条）と関連する。

④は、株式会社は 1 名または 2 名以上の取締役を置かなければならないという規定（会社法第 326 条第 1 項）と関わる。取締役と株式会社の関係は、委任に関する規定に従うため（会社法第 330 条）、取締役は株主から委任を受けて業務を執行する。これは多数の株主が経営上の意思決定のすべてに関わったり、業務の執行を行ったりすることが多大のコストを引き起こすので、会社法では出資者と業務執行者との分離と経営権の集中を要求している<sup>52</sup>。したがって、経営能力を有する者が、必ずしも株主であるとは限らないので、後述する閉鎖会社を除いては定款で取締役を株主に限定することはできない（会社法第 331 条第 2 項）。

最後に、⑤は、株主が所有する株式の自由な譲渡（会社法第 127 条）のことである。この譲渡性は、有限責任と深くかかわっていると説明される<sup>53</sup>。なぜなら、有限責任が認められない制度では、譲渡株主と譲受株主の信用力に応じて、譲渡対価の額が変動することになり、譲渡自体が困難になるからである。

このように、会社法では、株式会社の要件を定められているが、中小企業に関する定義は設けていない。その代わりに、株式会社を 3 つの切り口から分類し、諸制度を規定してい

---

<sup>52</sup> 神田（2013）、27 頁。

<sup>53</sup> 神田（2013）、27 頁。

る。1つ目は、会社の規模に基づく分類である。2つ目は、株式会社に出資している株主の数による分類である。最後に、その株式会社が公開されているか否かによる分類である。

まず、会社の規模については、次の2つのいずれかに該当する会社を大会社と規定している（会社法第2条第1項第6号）。

- ① 最終事業年度の貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること
- ② 最終事業年度の貸借対照表に負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること

これら①と②のいずれかに該当した場合には、会社法上大会社に該当し、会計監査人の設置が義務付けられる（会社法第328条）など、会社法上の大会社として様々な規制を受けることになる。したがって、会社法では、株式会社の規模による分類について、大会社のみを定義し、中小企業という用語は使用されない。しかし、大会社を除けば、中小規模の会社しか残らないので、大会社以外を中小企業と解釈できる。つまり、資本金の額が5億円未満で、かつ負債の部の総額が200億円未満のいずれの条件にも該当する会社が中小企業と考えられる。

次に、株主の数による分類とは、議決権を有する株主の数が1,000人以上である場合には、株主総会に出席しない株主が書面で議決権の行使ができるようにしなければならないということである（会社法第298条第2項）。この場合、株主に対して議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類と議決権を行使するための書面を交付しなければならないこととされている（会社法第301条第1項）。

最後に、株式会社が公開されているか否かによる分類とは、株式会社は、株式の譲渡、贈与あるいは相続を通じて株式会社を設立した際の株主から他の者へ株式が移転されることと関連する。証券取引所に上場をし、株式の流通を高めて資金調達を行っているような株式会社であれば、これは特に問題となることも少ないであろう。しかし、本稿が対象とする中小企業のように、1名もしくは少数の株主が株式や議決権を占めているような会社の場合には、無制限に譲渡を認めると、他の株主の意に沿わない者へ株式の譲渡がおこなわれる可能性が否定できない。少数の者で経営がおこなわれている小規模な会社では、経営方針の異なる者に株式が譲渡され、株主として経営に参画することは、会社の経営に混乱をきたすことになり、経営の安定性や一体性が損なわれることが懸念される。

そこで会社法では、すべての株式や一部の株式を譲渡する場合には、当該株式会社の承認を必要とする旨を定款に定めることができるとしている（会社法第107条第2項、会社法第108条第1項第4号）。このように、譲渡に際して、当該株式会社の承認を要する株式を譲渡制限株式と定義している（会社法第2条第1項第17号）。また、株式に譲渡制限株式が一切存在しない株式会社を公開会社と定義している（会社法第2条第1項第5号）。反対に、その発行済み株式の全部または一部に株式譲渡制限が付されている会社を実務上は閉鎖会社と呼ぶことが多い。

株式会社という組織形態は、大企業向きであり、会社法はそれを念頭において種々の規制を設けている<sup>54</sup>。株主は有限責任と株式という有価証券を譲渡する権利を認められたことにより、株主は出資額以上に責任を問われることはないし、株式を譲渡することで株主としての権利と義務を他に移すことができる。制度上、多くの出資者を募ることが可能である。

しかし、閉鎖会社では、株式は当該株式会社の承認を得なければ、他に譲渡できないため、基本的には既存の株主か自己株式として会社買い取りを求めるしかないと考えられる。なぜなら、株式に譲渡制限を付すのは経営を安定させるために、会社が株主を選択するために設けられ、会社が株式の譲渡先として承認するのは、譲渡先についても当該株式会社がよく知る者でなければならないからである。会社が無制限に譲渡を承認するのであれば、そもそも株式に譲渡制限を付す必要がない。

したがって、閉鎖会社では、株主は株式を容易に他に譲渡できないので、不特定多数の者に出資を募ることは考えられない。株式の譲渡制限は、特定の者による経営を行うために設けられる規定であり、その趣旨から株主は特定かつ少数であると思われる。つまり、閉鎖会社では、株主数は少なく、それぞれの株主の出資額が少なければ、会社の規模も小さくなると思われる。

このように、会社法では、会社を、会社の規模、株主数、株式の自由譲渡性の3つの面で分類し、規制を設けている。このなかで、大企業と中小企業で顕著な違いは、株式の自由譲渡性にあると思われる。なぜなら、株式が自由に譲渡できなければ、株主数も限られることから、会社の規模も自由に譲渡できる上場企業と比べ大きくなりえないからである。中小企業の会計基準を設定する際には、公開会社と閉鎖会社という分け方は重要な要素で

---

<sup>54</sup> 神田（2013），30頁。

あると思われる<sup>55</sup>。

## 第2節 法人税法における株主の特徴

法人税法では、中小企業などの文言や定義規定は置かれていない。法人税法では、同族会社の規定やグループ法人税制のように完全支配関係にあるか否かで制度上の異なる取り扱いをしている。しかし、貸倒引当金の設定（法人税法第52条第1項第1号）や所得金額800万円以下の所得に対する軽減税率（法人税法第66条第2項）などのように資本金の額または出資金の額が、1億円以下の法人に対する規定がいくつか置かれている。

そこで、まず会社の支配関係に基づく法人の分類を確認し、次に会社の規模に拠る取扱いの違いについて述べていきたい。

### （1）会社の支配による分類

法人税法では、普通法人の中での法人を、特定の者により支配されているか否かで分類している。法人税法では「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。」を同族会社として定義している（法人税法第2条第1項第10号）。

つまり、同族会社とは、3人以下の株主により、その会社の発行済株式数や出資の総数金額の50%超を有している会社のことである。この株主には、当該株主と特殊な関係にある個人や法人（下記1および2）も含めて判定するので、3つ以下の株主グループで、当該会社の発行済株式数や出資の総数金額の50%超を有している会社のことであるといえる。株主中に名義株が存在する場合には、実際の権利者を株主として取り扱うことになる（法人税基本通達1-3-2）。このなかで、当該会社が自己株式を有する場合には、自己株式を有する当該会社を株主等から除外し、その有する自己株式数は発行済み株式数から除外して判定を行う。

---

<sup>55</sup> 中小企業の株式の譲渡が容易にできない原因として、会社法の譲渡制限の他に、取引先との契約にチェンジ・オブ・コントロール条項が設けられている場合が考えられる。これは、株式譲渡などの経営権の異動があった場合に、契約が破棄されるなど何らかの制限を課す条項である。この条項が設けられる場合には経営権の譲渡が困難になる。

政令で定める特殊の関係のある個人および法人とは以下の者である。

1. 同族関係者となる個人（法人税法施行令第4条第1項）

- ① 株主等の親族<sup>56</sup>
- ② 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 株主等の使用人（家政婦，自家用運転手など<sup>57</sup>）
- ④ ①～③に掲げる者以外の者で，株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの（妾など<sup>58</sup>）
- ⑤ ②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2. 同族関係者となる法人（法人税法施行令第2項～第4項）

- ① 会社の株主等の1人（個人である場合には，その特殊の関係のある個人を含む）が他の会社の発行済株式数または出資の総数または総額の50%超を有する場合や50%超の議決権<sup>59</sup>を有している場合における当該他の会社
- ② 会社の株主等の1人と①に掲げる会社が他の会社の発行済株式数または出資の総数または総額の50%超を有する場合や50%超の議決権を有している場合における当該他の会社
- ③ 会社の株主等の1人と①および②に掲げる会社が他の会社の発行済株式数または出資の総数または総額の50%超を有する場合や50%超の議決権を有している場合における当該他の会社

なお，同一の個人または法人（人格のない社団等を含む）と①～③に規定する特殊の関係のある以上の会社が，同族会社か否かを判定する会社の株主等である場合には，その2以上の会社は，相互に同族会社であるものとみなすこととされている。

---

<sup>56</sup> 6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族（民法第725条）。

<sup>57</sup> 末永（2012），139頁。

<sup>58</sup> 末永（2012），139頁。

<sup>59</sup> イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡，解散，継続，合併，分割，株式交換，株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権

ロ 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権

ハ 役員報酬，賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権

ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

この同族会社のように、特定少数の者により支配されている会社に関しては、少数の者の意思決定により運営されていることから、法人税法上、特別の措置が置かれている。例えば、同族会社では、その意思決定が少数の者でなされるため、法人と役員や株主などと市場価格とかけ離れた金額や第3者の間では通常成立しない取引を行うことも可能である。

したがって、独立した第3者の間では通常起こりえない取引を行って、その結果として当該法人が負担すべき法人税額が不当に減少する場合には、当該取引をそのまま容認したのでは税負担の公平が保てない。そこで税務署長は内国法人である同族会社が行った行為または計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為また計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、課税標準もしくは欠損金額または法人税の額を計算できることとしている（法人税法第132条）。

## （2）完全支配関係による会社の分類

法人税法では、同族による会社支配の他に、一の者に完全支配関係にある法人間の取引には特別の規定を置いている。ここでいう完全支配関係とは次のように定義されている（法人税法第2条第1項12の7の6号）。

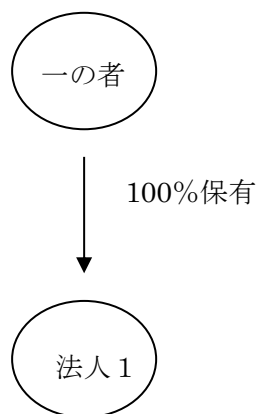
① 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」という。）

② 一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係  
これを図示すると、図2-1のとおりである。



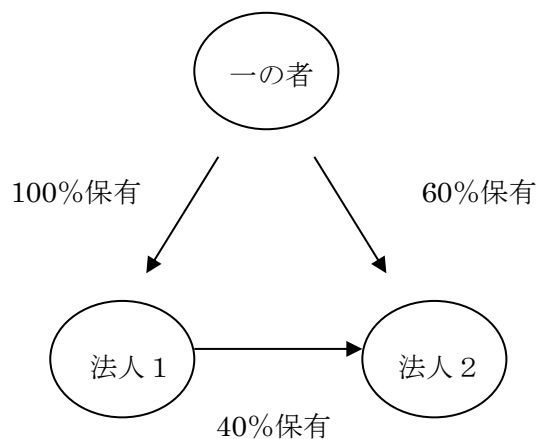
図 2 - 1 完全支配関係

完全支配関係 ①



「一の者と法人1」= 完全支配関係  
一の者が法人の発行済株式等の全部を直接保有する関係

完全支配関係 ②



「一の者と法人1」= 完全支配関係  
一の者が法人の発行済株式等の全部を直接保有する関係  
「一の者と法人2」= 完全支配関係  
一の者が法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係  
「法人1と法人2」= 完全支配関係  
一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係

(出典) 筆者作成

また、政令では、一の者が個人である場合にはその親族等の特殊関係者も一の者に含まれるものとされる。そして、発行済株式等の100%保有の判定にあたり、いわゆる従業員持株会が保有する株式およびストックオプションの行使により役員または使用人が取得し保有する株式の合計が発行済株式の5%に満たない場合には、これらを除いて判定することとされている(法人税法施行令第4条の2第2項)。

このような完全支配関係が存在する法人間で資産の譲渡等の取引を行った場合、資産の譲渡等による譲渡損益を認識せず、グループ法人外へ売却されたときや除却されたとき、完全支配関係が終結したときなどまで譲渡損益の認識を繰延べる(法人税法第61条の13)など、通常の独立第三者の法人間の取引とは異なる規定がいくつか存在する<sup>60</sup>。

<sup>60</sup> 法人による完全支配関係によるグループ法人内の法人間の寄付金の損金不算入制度(法人税法第37条第2項)、法人による完全支配関係によるグループ法人内の法人間の受贈益の益金不算入制度(法人税法第25条の2)、グループ法人内の法人間の現物分配(法人税法第2条第12の6号、第12の15号、第62条の5第3項)、グループ法人内の法人からの受取配当金等の益金不算入(法人税法第23条第1項、第4項、第5項)、グループ法人内の法人の株式の発行法人への譲渡損益の非計上(法人税法第61条の2第16項)がある。

このように、法人税法では会社の支配が同族関係者で行われているか否かで異なる取り扱いをしている。

### (3) 資本金の額による会社の分類

法人税法のなかでは、法人の規模により異なる取扱いもされている。具体的には、中小企業者の定義や中小企業者の各種の措置は法人税法ではなく、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の法人税法の特例で規定されている。租税特別措置法は、法人税などの内国税の軽減や免除、あるいは課税標準や税額計算の特例について当分の間の措置として定めた法律である。租税特別措置法は各内国税法の特例の計算であるため、政策的配慮などによりほぼ毎年改正が行われている。

このなかで、中小企業者は、中小企業技術基盤強化税制の特例で用語として使用され<sup>61</sup>、その定義については政令に委任されている（租税特別措置法第42条の4第12項第5号）。租税特別措置法における中小企業者は次のように定義されている（租税特別措置法施行令第27条の4第10項）。

- ① 資本金の額または出資の金額が1億円以下の法人で次の（1）と（2）を除いた法人
  - （1）その発行済株式または出資の総額の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人
  - （2）その発行済株式または出資の総額の3分の2以上が大規模法人に所有されている法人
- ② 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

このなかの大規模法人とは資本金の額または出資金の総額が1億円を超える法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をい

---

<sup>61</sup> 「中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の各事業年度（第1項から第3項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の100分の12に相当する金額（以下この項及び第12項第7号において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該100分の20に相当する金額を限度とする。」（租税特別措置法第42条の4第6項）

い、中小企業投資育成株式会社は除かれている。

したがって、法人税法においては、中小企業者について定義は置かれていないが、資本金 1 億円以下の法人に配慮した規定が存在する。また、租税特別措置法に規定されている中小企業者は、資本金の額または出資の金額が 1 億円以下である法人、もしくは資本や出資を有しない法人では、常時使用する従業員が 1,000 人以下の法人が該当する。しかし、資本金または出資金の総額が 1 億円以下の法人であっても、同一の大規模法人に 2 分の 1 以上を所有されている法人、大規模法人に 3 分の 2 以上所有されている法人は中小企業者に該当しない。言い換えれば、税法での規定が「資本金の額または出資の金額が 1 億円以下」という場合には、大規模法人に支配されていても、適用されるのに対し、法律条文の規定が「中小企業者」という場合は、大規模法人に支配されている場合にはその適用がないことになる。

さらに、各事業年度終了の時ににおいて、①資本金の額または出資金の額が 5 億円以上である法人、②保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む）、③法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人との間に完全支配関係にある普通法人については中小企業の特例措置の適用がない<sup>62</sup>。

このように、法人税法では法人を少数の者に支配されているか否かという観点と資本金や出資金の金額で分類をしている。中小企業の会計を考察するうえで、会社の支配関係に着目することは十分意義が深い。なぜなら、同族会社は特定の者により支配されている会社であり、他のグループの株主が存在しない分、資金調達先は限られてくる。したがって、会社の規模は非同族の会社よりも小さくなると思われる。

### 第 3 節 株主への会計情報の重要性

第 1 節と第 2 節で、会社法と法人税法で会社を分類する考え方とその分類ごとの規制について検討した。会社法では、会社を規模、株主数、株式の自由譲渡性から分類でき、法人税法等では、会社を誰が支配しているのか、または、資本金等の額で分類し、規制している。大企業と中小企業という観点では、法律で中小企業という用語を用いているか否か

<sup>62</sup> 軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、貸倒引当金の法定繰入率、交際費等の損金不算入制度における定額控除制度、欠損金の繰り戻しによる還付制度が不適用となる（法人税法第 66 条第 6 項、第 67 条、第 81 条の 12 第 6 項、第 143 条第 5 項、法人税法施行令第 139 条の 6 の 2、第 189 条、租税特別措置法 42 条の 3 の 2、第 57 条の 10 第 1 項、第 61 条の 4 第 1 項、第 66 条の 13、第 68 条の 8、第 68 条の 59 第 1 項、第 68 条の 66 第 1 項、第 68 条の 98）。

は別にして、中小企業を直接定義しているもの（中小企業基本法、法人税法、租税特別措置法）と、大会社以外を中小企業ととらえるもの（会社法）に分かれる。

会社法では、大会社とそれ以外の会社（中小企業）を、会社の外形的な規模と株主数、株式の譲渡制限の有無から、設定機関など各種の取扱いを規定している。法人税法は、その法人が誰によって支配されているかで分類している。

本節では、第1節と第2節を踏まえ、まず中小企業に対する株主の側面から、わが国の企業の特徴について述べることとする。

表2-1 資本階級別法人数

資本金等の額	特定同族会社 <sup>63</sup>	同族会社	非同族会社	合計
1,000万円以下	5	2,104,009	60,526	2,164,540
1億円以下	19	311,738	26,627	338,384
5億円以下	4,709	7,002	2,965	14,676
5億円超	778	3,954	2,409	7,141
合計	5,511	2,426,703	92,527	2,524,741

（出典）国税庁「平成24年度分会社標本調査－調査結果報告－税務統計から見た法人企業の実態」筆者加工

表2-1は、わが国の資本階級別の法人の同族・非同族を示したものである。このなかで会社法上の大会社の定義である資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人に該当するのは、7,141社<sup>64</sup>であり、全体の0.28%である。それ以外の2,517,600社のうち負債の部の合計額が200億円以上の会社の数については、負債の合計額が、毎年変動するものであり、把握するのが困難である。

さらに、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人は2,502,924社あり、全体の99.14%が資本金1億円以下の法人である。このなかに資本金の額または出資金の額が5億円以上の会社等に完全支配されている法人が24社ある。

<sup>63</sup> 被支配会社（発行済株式総数の50%超を1株主グループにより支配されている会社）で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの。ただし、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人は除くが、資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人等に完全支配されている法人は特定同族会社に含める。ただし、清算中の法人は除く（法人税法第67条）。

<sup>64</sup> 会社法上の大会社の定義は資本金の額5億円以上であるため、資本金の額が5億円の会社はこの7,141社の中には含まれていない。金融庁企業会計審議会の平成22年3月26日に提出された資料によると会社法上の非上場の大会社の数は約10,000社であるとしている。

また、特定同族会社と同族会社は全部で2,432,214社あり、全体の96.34%を占めている。これを資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人に限ってみると、特定同族会社と同族会社の合計は2,415,771社であり、この階級の合計が2,502,924社であるので、96.52%が同族により支配されていることがわかる。

1億円を超え5億円以下の法人では、特定同族会社と同族会社の合計は11,711社で、この階級の79.80%が当てはまる。5億円超では全体の66.27%が特定同族または同族会社である。このことから、わが国においては、数の上では圧倒的多数の法人が少数の同族により、経営されていることがわかる。また、より小規模な法人ほど、同族経営であるといえる。

このように、同族会社である中小企業では、株主が取締役などの役員を占めると考えられるので、株主に対して財務情報を提供するまでもなく、株主は会社の実態を把握することはできる。つまり、同族会社では、株主と中小企業経営者は同一であり、株主は経営に参画しているので、大企業のような財務情報の提供を行う重要性は低い。

このような同族会社は、株式会社の形態をとってはいるものの、その実態は個人企業に近い。したがって、このような同族会社の株主に対する情報提供機能の充実を図ることは、上場会社に代表される大企業と比べると相当少ないと思われる。

次に、株式譲渡制限を付している中小企業（中小企業基本法の定義による）の割合は、平成24年度では、株式会社の数の約77.63%と推定されている<sup>65</sup>。特例有限会社については全株式譲渡制限会社であり、それ以外の定めを定款で設けることができない、つまり、公開会社になることができない（整備法第9条）。また、特例有限会社をはじめ譲渡制限を付している会社も多く存在するため、株主が第三者に株式の譲渡することは容易ではない。つまり、株主の異動はほとんど想定されない。したがって、閉鎖会社では、株主が株式を譲渡することによる株主の異動を前提とする必要がない。

このように、中小企業では、株主は少数であり、また、同族関係者が多く、株主の異動もあまり考えられない。したがって、上場企業などの大企業のように投資家への情報提供は必要ではない。高木（2010）では、企業会計は、本来、企業の立場からの会計であるべきであるが、財務会計の行き着くところは、企業の立場ではなく、一定の分析力を持った投資家にたった会計となってしまったと指摘している。こうした会計や会計基準の変化が、今日、大企業会計基準の考え方と中小企業会計基準の考え方に大きなギャップを生じたの

---

<sup>65</sup> 中小企業庁「平成25年中小企業実態基本調査報告書」2014年、182頁。

ではないかとしている<sup>66</sup>。つまり、中小企業は、大企業とは異なり、一定の分析力を有する投資家への情報提供を行うわけではないので、中小企業と大企業との会計のあり方には相違があるということである。

財務会計の主要な利用者は投資者と債権者である<sup>67</sup>。投資者は、企業の株式や社債などの購入を通じて企業に資金を提供する者である。株式に限定すれば、現在の株主と潜在的な株主なども含んだ概念である。中小企業では、証券取引所に上場していないため、株式の売買は相対で行わなければならない。そして、閉鎖会社では、会社の承認を得なければ株式の譲渡できないので、株主の異動はほとんど考えられない。また、中小企業は株式に譲渡制限が付されること、同族会社が多いため、不特定多数の投資者から株式や社債などの発行を通じて資金調達を行っているわけではない。したがって、中小企業の会計では、基本的に財務諸表の主要な利用者は株主と債権者である<sup>68</sup>。そこで、中小企業の会計を考察する際は、利害関係者を株主と債権者に限定し、その意思決定に資するものである必要がある。

以上のことから、株主の観点で見ると、株主に対して、新たに出資を募るといった資金調達を目的として、会計情報の提供を考える必要性は低い。株主は同族であり、経営者であることも多いことから、会社が資金不足に陥った際には、経営者から資金を調達しなければならないからである。また、株主の際には基本的に株主の異動は想定されない。中小企業の会計を考察する際は、株主が異動するという前提は重視しなくてもよいと思われる。

つまり、中小企業にとって、株主への情報提供は、資金を調達するためではなく、会社の継続のために必要な情報を把握するためである。その中で重要な要素のひとつが、会社の資金繰りに関する情報であると考えられる。なぜなら、中小企業では、資金に余裕がないことが多いため、資金管理を誤ると、手形の不渡りなど経営に大きな影響を与えるからである。したがって、中小企業の経営者（株主）にとっては、資金に関する情報の把握が重要であると考えられる。

---

66 高木（2010），17頁。

67 広瀬（2012），5頁。

68 この他に財務情報の利用者として、国や地方公共団体がある。これらは徴税のために財務情報を利用している。

#### 第4節 債権者への会計情報の重要性

本節では、債権者の観点から中小企業の会計を検討する。基本的に同族会社は新たに資金調達をする場合には、まず、株主を対象に増資するか、株主である経営者などから資金を借り入れることが考えられる。このなかで増資は登記を要するため登録免許税などの費用がかかることから、経営者からの借り入れの方が多いと思われる<sup>69</sup>。その次に、銀行などの金融機関から資金を借り入れることが考えられる。

なぜなら、中小企業の場合、株式が流通することがあまり考えられないので、新株を発行して多数の者から資金調達をすることは、考えられないからである。閉鎖会社は株式の譲渡は当該株式会社の承認を要するため容易にできないし、同族会社では、同族以外からの出資は、同族での経営が困難になる。また、これら以外の中小企業であっても、非上場であるため、出資者は個別に募らなければならない、不特定多数の者から出資を得ることは不可能であると思われる。

---

<sup>69</sup> 「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）では、中小企業の特徴を加味して債権区分を決定するとしている。具体的には、代表者と一体で評価し、代表者等からの借入れは自己資本相当額に加味することとしている。金融庁（2014）、4頁。つまり、中小企業では、代表者からの借入が多いことを示している。

表 2 - 2 企業の資金調達先

(単位：%)

資本金階級	総数	1,000万円未 満	5,000万円未 満	1 億 円 未 満	1 0 億 円 未 満	1 0 億 円 以 上
支払手形	1.9	0.7	3.0	4.2	3.3	0.8
買掛金	9.5	7.4	8.1	10.7	15.2	8.7
短期借入金	(11.3)	(18.5)	(13.0)	(11.2)	(12.3)	(9.5)
金融機関借入金	7.1	5.5	7.8	9.0	8.2	6.4
その他の借入金	4.2	13.0	5.2	2.2	4.1	3.1
社 債	3.6	0.1	0.8	1.4	0.7	6.3
長期借入金	(18.6)	(40.5)	(27.8)	(20.6)	(11.6)	(13.2)
金融機関借入金	15.0	27.0	22.3	18.0	8.3	11.4
その他の借入金	3.6	13.5	5.5	2.6	3.3	1.8
そ の 他	17.7	20.6	13.4	18.5	19.0	18.8
自 己 資 本	37.4	12.2	33.9	33.4	37.9	42.7
(金融機関借入金)	22.1	32.5	30.1	27.0	16.5	17.8

(出典) 財務省「法人企業統計年報特集(平成24年度)」より筆者作成

表 2 - 2 は企業が資金調達先の割合を資本階級別に示している。表 2 - 2 から、自己資本比率は資本金の額が大きいほど、高くなっていることがわかる。つまり、資本金の規模が小さくなれば、他人資本が増大し、1,000万円以下の企業では、総資本に占める負債の割合が87.8%となっている。

債権者からの借入金は、資本金1,000万円未満が59%（うち金融機関32.5%）、1,000万円以上5,000万円未満が40.8%（うち金融機関30.1%）、5,000万円以上1億円未満が31.8%（うち金融機関27%）、1億円以上10億円未満が23.9%（うち金融機関が16.5%）、10億円以上が22.7%（うち金融機関が17.8%）である。債権者からの借入金は、資本金が小さいほど割合が高く、中小企業ほど間接金融の割合が高いことがわかる。

したがって、中小企業の資金調達の面では、金融機関をはじめとする債権者への依存度が大会社よりも高いといえる。しかし、金融機関に代表される債権者にとっては、金融機



関が自らの従業員を、債務者企業に出向などで企業内部に人材を派遣しているような場合を除いて、企業内部の財務情報は当該中小企業から提供される情報しかない。金融機関等の債権者は株式会社の経営に直接は係ることができないため<sup>70</sup>、当該債務者中小企業から返済能力を測る情報が必要となる。したがって、中小企業の会計の視点は債権者への情報提供の充実にあると考える。なぜなら、債権者は、その意思決定を行う資料は、当該会社から提供される財務情報しかないからである。

債権者の観点から見ると、金融機関等の債権者が債務者である中小企業に関して必要な情報は、貸付した債権を期限内に回収し、利息を収受できるか否か情報である。つまり、金融機関等は、元金と利息を約定通りに受け取ることができるか否かの情報である。元金の返済と利息の収受は、金銭で行わなければならないので、金融機関等にとって必要な情報は、キャッシュの生成に関する情報であると考えられる。

#### 第5節 中小企業の会計基準設定の視点

中小企業の会計を、株式会社の資本金の額や従業員の規模の観点から考察することも考えられる。中小企業基本法では、中小企業政策を実現するという観点から、中小企業を業種ごとに資本金の規模と従業員の数に基づいて定義している。会社法では、資本金の額が5億円以上または負債の部の総額が200億円以上の大会社と定義している。したがって、どちらにも当てはまらないものが中小企業である。また、法人税法では、資本金の額や出資の額が1億円以下の法人について、特別な規定を置いている。これをまとめると、表2-3のとおりである。

---

<sup>70</sup> 株式会社は株主が議決権を行使することで、各種の意思決定を行っている。債権者には、株式会社の株主総会の議決権を付与されていない。ただし、ここでの経営に直接関与できないとは、所有する議決権を行使することで、株主総会や取締役の決定に直接関与できないという意味であり、債権者が債権の返済を確保するためなどの目的のために、経営者の意思決定に間接的に影響力を及ぼすことはある。

表2-3 各法律における中小企業の定義

	中小企業基本法	会社法	法人税法
製造業その他	資本金≦3億円または従業員300人以下	資本金<5億円	資本金≦1億円
卸売業	資本金≦1億円または従業員100人以下	かつ	
小売業	資本金≦5,000万円または従業員50人以下	負債の部の総額<	
サービス業	資本金≦5,000万円または従業員100人以下	200億円	

(出典) 筆者作成

表2-3から、中小企業と大企業との区分は、従業員と資本金に基づいて分けられる。まず、従業員の数が多い会社は、経理業務に携わることのできる人数が多いことが考えられる。しかし、従業員の数には企業の規模を計る上での一つの要素であるが、従業員の数に比例して株主や債権者への会計責任が重くなるとは考えられない。また、各業種による平均従業員数も異なっており、従業員の規模で採用する会計基準を選択することは適当でないと思われる。

次に、資本金の額に基づいて、ある一定金額以上の資本金の会社は会計指針を、それ以下は会計要領を選択すべきと決めることも考えられる<sup>71</sup>。

他方で、非同族の会社については株主を意識した情報提供が必要であると考えられる。株式会社の財務諸表の主要な利用者は、前述したとおり、株主と債権者である。表2-1では、資本金の額が1,000万円以下の法人で、3つの株主グループが会社の株式や議決権の過半数を占めていない非同族会社が60,526社ある。このような会社では、すべての株主が経営に参加していないことも考えられ、財務情報以外に企業の実態を知るすべがない株主も存在する。したがって、このような非同族の株式会社では、株主に財務情報の提供を行う重要性は資本金の規模の大きい同族会社よりも高いと考えられる。これらの非同族の会社は資本金の規模小さく、あるいは従業員の数が少なくても一定水準の会計報告が必要であると考えられる。

したがって、中小企業の会計を考察する場合には、資本金や従業員といった基準より、株主が同族で占められていることや株式に譲渡制限を設けるなど、個人企業に近い形態であるか否かで判断すべきであると考えられる。

<sup>71</sup> 会社法上の大会社は会計監査人の設置が義務付けられているので、会計指針、会計要領の適用対象外であり、上場会社の会計基準に準拠すべきとされている。

本章で述べたように、わが国の中小企業は同族会社が多く、少数の者で経営の意思決定を行っている。また、取締役などの経営者が株主であることもあり、財務情報以外にも会社の実態をつかむことはできるため、株主への情報提供という点で、中小企業の会計を考察するという視点は、あまり重要ではない。

さらに、閉鎖会社では株主が他の者へ株式の譲渡を行うことは容易ではなく、上場会社のように株主が頻繁に異動するという前提を置く必要はない。つまり、報告対象は株主に限られる。閉鎖会社は株主数も少なく、株主構成も身近なものであると思われるので、株主が異動することを前提とした情報提供を株主に行うことはあまり重要ではない<sup>72</sup>。

したがって、多くの中小企業では、当該中小企業の株主は、すなわち経営者でもある。つまり、中小企業では、大企業のような株主の異動を考慮した会計基準を導入する重要性は低いといえる<sup>73</sup>。

しかし、金融機関等の債権者は当該株式会社の意思決定に直接関与することができない。そのため、会社が作成した財務情報以外に企業の実態を把握する手段を持たない。債権者にとって、財務情報は、債権の回収可能性を判断する重要な情報である。とりわけ金融機関は融資を決定する際に、貸し付けた債権を全額回収できるか、また利息を収受することができるか否かの情報は重要である。したがって、債権者への情報提供は、その視点に立った情報を提供すべきである。具体的には、借入金の償還は現金等で行わなければならない。したがって、金融機関が最も重視する情報は投下した資金を回収できるか否かの情報になると考えられる。つまり、キャッシュの生成能力が最も重要な情報となるであろう。

キャッシュの生成能力の関わる財務諸表として、キャッシュ・フロー計算書があり、上場企業などで作成が義務づけられている。そこで、次節では、財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書について述べる。

## 第6節 キャッシュ・フロー計算書の意義

上場企業など金融商品取引法の適用対象会社は、原則として、事業年度終了後3か月以内に有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(金融商品取引法第24条)。

---

<sup>72</sup> 高木(2010)では、「資本と経営が一致し、資本とは現在の株主により充足されているので、「中小企業会計指針」は、企業の立場に立った会計基準でなければならない。」(20頁)としている。

<sup>73</sup> 高木(2010)では、大企業と中小企業では、資本の性格を異にしているため、両者の基準は異なってしかるべきであるとしている(16頁)。

具体的な報告事項は、「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）」に定められているが、財務諸表に関しては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書を報告しなければならない（企業内容等の開示に関する内閣府令第15条、様式第3号）。

これらの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（以下、「財務諸表等規則」という）」に従って、作成しなければならない（金融商品取引法第193条）。キャッシュ・フロー計算書も、これに準拠して作成される。

キャッシュ・フローとは、「資金」の増加または減少のことである（財務諸表等規則第8条第18項）。「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む）および現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう）の合計額のことである（財務諸表等規則第8条第19項）。キャッシュ・フロー計算書は、現金及び現金同等物の一会計期間内の増加または減少を表す財務諸表である。したがって、貸借対照表で表示された現金及び預金と基本的には同質であるが、例えば、貸借対照表では1年以内に満期の到来する定期預金であるのに対して、「資金」の範囲には3か月以内に満期の到来する定期預金に限られるなど若干の相違がある<sup>74</sup>。

キャッシュ・フロー計算書では、会社の活動を3つの領域に区分して表示する財務諸表である。まず、営業活動によるキャッシュ・フローである。営業活動によるキャッシュ・フローでは、商品の販売による収入や商品の購入のため支出など、会社が外部から資金調達ではなく、自らの営業によるキャッシュの流れを示している。会社が営業能力を維持し、借入金を返済し、配当金を支払い、新規に投資を行うために、どの程度の資金を主要な営業活動から獲得したかを示している<sup>75</sup>。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローである。ここでは有形固定資産の購入による支出や有形固定資産の売却による収入など、将来の利益や資金の獲得を意図した活動にどの程度資金を投下したか、また、投下した資金をどの程度回収し、投資の結果としてどの程度資金を獲得したかを示している<sup>76</sup>。

最後に、財務活動によるキャッシュ・フローである。ここでは株式の発行、借入れによ

---

<sup>74</sup> 企業会計審議会（1998）、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書（三 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の概要 2.資金の範囲（1））。

<sup>75</sup> 友田（2012）、26頁。

<sup>76</sup> 友田（2012）、28頁。

る収入や借入金の返済による支出など、会社の営業活動や投資活動を維持するためにどの程度の資金調達がされ、また、営業活動や投資活動から得られた資金で金融機関等の債権者に債務の償還がされたかを示している<sup>77</sup>。

キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、直接法と間接法の2つが存在する<sup>78</sup>。直接法とは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法である。また、間接法とは、税引前当期純利益に減価償却費などのように資金の流出を伴わない損益、営業活動に伴う資産および負債の増減額、投資活動によるキャッシュ・フローや財務活動によるキャッシュ・フローの項目を加減して表示する方法である。直接法を示したものが、表2-4であり、間接法を示したものが、表2-5である。

---

<sup>77</sup> 友田 (2012), 29 頁。

<sup>78</sup> 企業会計審議会 (1998), 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書 (三 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の概要 4.表示方法)。

表2-4 キャッシュ・フロー計算書（直接法）

	(単位：円)	
	前事業年度	当事業年度
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(出典) 財務諸表等規則 様式第8号

表2-5 キャッシュ・フロー計算書（間接法）

	(単位：円)			
	前事業年度		当事業年度	
	自 平成 年 月 日	日	自 平成 年 月 日	日
	至 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××		×××
減価償却費		×××		×××
減損損失		×××		×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）		×××		×××
受取利息及び受取配当金		△×××		△×××
支払利息		×××		×××
為替差損益（△は益）		×××		×××
有形固定資産売却損益（△は益）		×××		×××
損害賠償損失		×××		×××
売上債権の増減額（△は増加）		×××		×××
たな卸資産の増減額（△は増加）		×××		×××
仕入債務の増減額（△は減少）		×××		×××
.....		×××		×××
小計		×××		×××
利息及び配当金の受取額		×××		×××
利息の支払額		△×××		△×××
損害賠償金の支払額		△×××		△×××
.....		×××		×××
法人税等の支払額		△×××		△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有価証券の支出による支出		△×××		△×××
有価証券の売却による収入		×××		×××
有形固定資産の取得による支出		△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入		×××		×××
投資有価証券の取得による支出		△×××		△×××
投資有価証券の売却による収入		×××		×××
貸付けによる支出		△×××		△×××
貸付金の回収による収入		×××		×××
.....		×××		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
短期借入れによる収入		×××		×××
短期借入金の返済による支出		△×××		△×××
長期借入れによる収入		×××		×××
長期借入金の返済による支出		△×××		△×××
社債の発行による収入		×××		×××
社債の償還による支出		△×××		△×××
株式の発行による収入		×××		×××
自己株式の取得による支出		△×××		△×××
配当金の支払額		△×××		△×××
.....		×××		×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		×××		×××
現金及び現金同等物に係る換算差額		×××		×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		×××		×××
現金及び現金同等物の期首残高		×××		×××
現金及び現金同等物の期末残高		×××		×××

**（記載上の注意）**

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（出典）財務諸表等規則 様式第9号

表2-4と表2-5では、営業活動によるキャッシュ・フローの区分の小計より上の項

目が大きな相違点である。逆に、営業活動によるキャッシュ・フローの小計以下、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローまでの項目では、直接法と間接法で相違はないことがわかる。

表2-4からわかるように、直接法では営業収入から商品仕入れにかかる支出や人件費の支払い、その他営業経費の支払いなどを総額で表示するので、キャッシュの流れを直接把握することができる。キャッシュ・フローを把握するうえで理論的に優れている<sup>79</sup>。しかし、直接法で作成するためには、必要とされるキャッシュ・フローに係る多くの基礎データを必要とするため、煩雑な手数を要することになる。したがって、手数のかからない間接法が実務的には優れている<sup>80</sup>。

このようにキャッシュ・フロー計算書では、営業活動、投資活動、財務活動の3つの領域のキャッシュ・フローに関する情報を入手することが可能になる。前節で述べたように、わが国の中小企業を取り巻く利害関係者は少なく、その主要な利害関係者は金融機関等の債権者である。つまり、中小企業の会計を考察する視点としては、金融機関等の債権者に有用な情報を提供すべきであり、債権者が必要とする情報は貸付けた債権を期限内に回収できるか利息を収受できるか否かの情報である。

キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計額は、会社が自らの企業活動で獲得した資金である。つまり、この合計額が金融機関への返済金額以上であれば、債権者にとって重要な問題はないと考えられる。

しかし、キャッシュ・フロー計算書は、大企業には作成が義務付けられているものの、中小企業に対しては、「会計指針」や「会計要領」、さらには「法人税法」や「会社法」でも作成が義務付けられていない。今後の中小企業の会計のあり方を考えるとき、一つの論点になると思われる。

## 第7節 まとめ

企業の取り巻く利害関係者のうち、財務情報の主要な利用者は投資者と債権者であるが、中小企業では、株主と主に金融機関などの債権者である。したがって、中小企業の会計を

<sup>79</sup> 武田隆二(2008), 883~884頁。

<sup>80</sup> 武田隆二(2008), 884頁。このようにして、基準では直接法と間接法との2方法を認め、その選択を容認するという行き方がとられたものと考えられるとしている。



考察する際には、この2者の意思決定に、必要な財務的な情報を提供するという視点が必要になる。

しかし、わが国の中小企業は同族会社が多く、少数の者で経営の意思決定を行っている。また、取締役などの経営者が株主であることもあり、財務情報以外にも会社の実態をつかむことはできるため、株主への情報提供という観点から、中小企業の会計を考察するという視点は、あまり重要ではない。

さらに、閉鎖会社では、株主が他の者へ株式の譲渡を行うことは容易ではなく、上場会社のように、株主が頻繁に異動するという前提を置く必要はない。つまり、報告対象が株主に限られている。このように、閉鎖会社は株主数も少なく、株主は身近な人で構成されると思われるので、株主が異動することを前提とした情報提供を株主に行うことはあまり重要ではない。わが国の多くの中小企業では、当該中小企業の株主は、すなわち経営者でもあるため、大企業のような株主の異動を考慮した会計基準を導入する重要性は低い。

しかし、債権者は当該株式会社の意思決定に直接関与することができない。そのため、会社が作成した財務情報以外に企業の実態を把握することはできない。債権者にとって、財務情報は債権を回収できるか否かを判断する重要な情報である。とりわけ金融機関は融資を決定する際に、貸し付けた債権を全額回収できるか、また利息を収受することができるか否かの情報は重要である。したがって、債権者への情報提供は、その視点に立った情報を提供すべきである。具体的には、借入金の償還は現金等で行わなければならない。したがって、金融機関が最も重視する情報は投下した資金を回収できるか否かの情報になると考えられる。つまり、キャッシュの生成能力が最も重要な情報となるであろう。

このキャッシュの生成能力を測る財務諸表として、金融商品取引法の適用対象会社では、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられている。キャッシュ・フロー計算書は、会社の活動領域に応じて区分され、営業活動、投資活動、財務活動のキャッシュ・フローを把握することができる。キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、直接法と間接法が存在する。直接法はキャッシュ・フローを直接把握できるが、会計処理が複雑なため会計にかかるコストが増大すると考えられる。他方、間接法は税引前当期純利益から調整して作成されるため、キャッシュ・フローの把握は直接法に比べれば劣るものの、簡易に作成できる。

間接法で作成されたキャッシュ・フロー計算書であっても、営業活動、投資活動、財務活動のキャッシュ・フローを把握できる。また、貸借対照表や損益計算書とキャッシュ・

フロー計算書の情報を組み合わせることで、例えば売上高が増加している場合に、売掛金の残高が前期と比較して増加していれば、売上がキャッシュとして、まだ裏付けられていないことが把握できるし、減少していれば、売掛金の回収状況が前期と比べて改善されていると判断できるであろう。このように、営業に関する債権、債務の増減も把握することで、債権の回収状況や債務の償還について前期末との変化を知ることができる。このように、金融機関等の債権者にとって、キャッシュ・フロー計算書から得られる情報は重要であると考えられる。

### 第3章 現在の中小企業の会計慣行の再検討ーキャッシュ・フローの観点からー

会計指針がこれまで普及しなかった理由としては、多くの中小企業にとっては極めて限定的な利害関係者しか存在しないことがあげられる<sup>81</sup>。このような中小企業にとっては、会計情報は、融資を受ける際に金融機関に提出するか、もしくは、法人税等の税額を計算し確定申告をするためのものである。会計指針に準拠した会計を行えば、法人税等の計算と会計指針に基づく計算という2種類の計算を行わなければならない、経理業務が煩雑になることがあげられる。会計要領については、法人税法との親和性も高いことから、会計指針ほどの問題点は生じない。しかし、会計要領も法人税法と相違するところもあるので、経理事務の2度手間が完全になくなるわけではない。例えば、減価償却費の償却限度額以上の償却額の計上などのように、収益または費用のうち益金または損金として計上する時期が異なるものについては、会計上の資産などの帳簿価額と法人税計算上の資産などの帳簿価額が異なることとなる。そのため会計上の利益計算と法人税計算上の所得計算を別に行う必要がある。わが国の中小企業の会計は、これまで法人税法の影響を強く受けてきた。

そこで本章では、現在の中小企業の会計実務をキャッシュ・フローの観点から再検討し、会計指針、会計要領を採用した場合のキャッシュ・フローに与える影響について考察する。

#### 第1節 財務会計と税務会計の目的の相違

財務会計の機能には2つあるといわれる。ひとつは、利害調整機能であり、債権者と株主との利害調整のため、配当規制などの債権者保護の規定が設けられる。もうひとつは投資家や金融機関などの企業外部の利害関係者に対して、その意思決定を行う際に必要な財務的な情報を開示することがある<sup>82</sup>。これは一般に情報提供会計という。つまり、異なる利害関係者と間で対立する利害を調整することと、外部の利用者の投資意思決定に対して有用な情報を提供することにあるといえる。

わが国の財務会計は、まず、会社法と、金融商品取引法の2つの法律により規定されて

---

<sup>81</sup> 中小企業庁事業環境部財務課（2010）、13～14頁。そのほかの理由として、次のようなものがある。まず、中小企業特に零細企業においては経理にさける人材に限られていることがあげられる。次に中小企業にとっては会計指針の内容が難しすぎるものがあげられる（河崎、万代（2012）、19～20頁）。この他に、会計指針を採用することにメリットを感じられないことなども指摘されている。（中小企業庁（2012）、44頁）。

<sup>82</sup> 武田隆二（2002b）、7～10頁。

いる<sup>83</sup>。これら 2 つの法律のうち、債権者保護を目的とした株主と債権者の利害調整は会社法、情報提供会計は金融商品取引法と関連している。

これらに加えて、企業の会計実務には、法人税法の規制を受けた税務会計が存在する。税務会計の目的は、法人を納税義務者として法人税法の規定に従って法人税の課税所得を計算し、納付すべき法人税額等を確定させることにある。税務会計は財務会計とは異なり、納税者たる法人が国あるいは地方公共団体に対して法人税等を納税するために課税所得と税額を算出することを目的としている。

法人税は課税物件を所得に求め、課税標準は各事業年度の所得<sup>84</sup>、いわゆる課税所得である（法人税法第 21 条）。したがって、税務会計の課題は課税所得の確定である。ここで課税所得は法概念として捉えられるが、所得の算定は財務会計に委ねられている<sup>85</sup>。税務会計は法人税法等の目的に従って計算を行うことになる。

基本的に、租税は、納税者間の公平性を目的としているため、法人税等の課税においても公平性が重視される。公平性については憲法第 14 条が規定するところであるが、内容としては税負担能力（担税力）に応じた課税を行うことであり、公平・中立を要請していると解される<sup>86</sup>。公平性および中立性は、課税の観点からは、同様の状況にあるものについては同様に取り扱い、異なる状況の場合には状況に応じた取扱いがなされなければならないというものである。

しかし、法人税等が公平性や中立性を重視するとしても、その法体系が複雑になってはならない。公平性や中立性は重要であるが、効率や簡素ということも重要になっている。公平性・中立性と効率・簡素を両立させることが困難であるため、しばしば効率・簡素を優先させることがある。また、基本的に租税は国民に公共サービスを提供するために、資金を徴収することが目的となる。法人税等においても資金を徴収することが目的であり、税収を確保することが重要になる。したがって、法人税法等では、これらの要請に応えられるような規定を設けることが重要である。税務会計では、これらを考慮した法人税法に従って、実際に計算を行う。

---

<sup>83</sup> これに税法（主として法人税法等）における税務会計を加えて、会計を 3 つの法律で規定しており、かつてはトライアングル体制といわれていた。

<sup>84</sup> 法人税には、「各事業年度の所得に対する法人税（法人税法第 21 条）」の他に「各連結事業年度の連結所得に対する法人税（法人税法第 81 条）」、「退職年金等積立金に対する法人税（法人税法第 83 条）」の 3 つがある。本稿では、法人税という用語は「各事業年度の所得に対する法人税」のみを指している。

<sup>85</sup> 武田隆二（2002b），27 頁。

<sup>86</sup> 金子（2010），77～79 頁。

法人税の算定の基準となる課税所得は、一般に財務会計で計上された利益を基礎に考えられている。基本的に法人税法は確定した決算により求められる財務会計上の利益を尊重し、それを計算基礎にしているが、法人税法と財務会計の目的の相違から、異なる取扱いをする必要があるものについては、法人税法に別段の定めをおいて、財務会計で計上した利益を修正している。

このように、わが国における財務会計と税務会計は別個の計算規定ではなく、互いに関連しあっている。しかし、例えば平成10年度改正<sup>87</sup>に代表されるように、減価償却方法の変更や各種引当金の廃止など課税ベースを拡大する法改正がなされている。本来、財務会計と法人税の課税所得計算は有機的に統合されるべきであるという観点から、現在のような財務会計と法人税法の乖離が拡大している状態に対する批判もある<sup>88</sup>。

このように、税務会計は財務会計を基礎にしているが、他方で両者はそれぞれが異なる目的を有している。これまで述べたように、財務会計は、外部の利用者に対して企業の財政状態および経営成績を開示するための情報提供や利害関係者の利害調整を主たる目的としている。しかし、いずれの目的の下においても、課税の公平性や税収の確保は、財務会計の目的として考えられておらず、また、会計基準もそのようなことを斟酌して設定されているわけではない。したがって、今後両者の相違の縮小は期待できる状況にはない<sup>89</sup>。

会計指針においては、会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている<sup>90</sup>。中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。つまり、会計指針は、投資意思決定に有用な情報を提供することと、各利害関係者との利害調整ということを重視して基準が設定されている。

また、第1章第3節で述べたように、会計指針では、法人税法の規定で会計処理を行うことができる場合を、次の2つに限定している<sup>91</sup>。まず、会計基準が存在しない場合で法人

---

<sup>87</sup> 武田隆二(1999)、113頁では、この平成10年の税制改正について、発生主義会計から権利確定主義ないし現金主義への大きな旋回であり、「後戻り現象」であると批判している。

<sup>88</sup> 日本公認会計士協会(2003年)、1~2頁。

<sup>89</sup> 政府税制調査会においても次のような見解が示されている(税制調査会(1996)、第1章四の3)。「現行法人税法が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みをもたらされている面があることも否定できない。」とし、税務会計が企業会計に依存した結果、企業間の税負担に歪みを生じている可能性を示唆している。そのうえで、基本的には今後も商法や企業会計を課税所得の算定の基礎とするが、「適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える。」という見解を示している。同様の見解は、(税制調査会(2000)、第2の二1(1)4))においても示されている。

<sup>90</sup> 日本税理士会連合会他(2013)4頁。

<sup>91</sup> 日本税理士会連合会他(2013)4~5頁。

税法に定めに従った結果が、経済実態を概ね適正に表していると認められることがあげられている。次に、会計基準が存在するが、法人税法に定める処理と重要な差異が存在しないことが見込まれることがあげられている。この規定によると、法人税法に基づく会計処理を選択する場合であっても、法人税法に基づく計算と会計指針に基づく計算とを二重にしなければならないことになる。法人税法に基づいた会計で計算された結果と会計指針に基づいた結果とを比較し、重要な差異があるかどうかの判断をしなければならないからである。このことから、仮に法人税法に準拠した会計を実施するとしても、会計指針でも計算を行うことを求められるので、中小企業においては経理業務の負担が増えることがわかる。

## 第2節 中小企業に係る利害関係者と法人税法

本節では、法人税法に影響を受けてきた現行の中小企業の会計実務において、これまで重大な影響がなかったことを考察する。この点を明らかにするために、設例を用いて、株主と債権者の観点から、法人税法に影響を受けた会計でも、利害関係者の意思決定に影響を及ぼさなかったことを説明する。

第2章第2節で述べたように、多くの中小企業は同族経営である。多くの場合、中小企業は所有と経営が分離されているとは言えず、経営者と株主を同一とみなすことができる。株主には、多くの場合、経営者が含まれているので、株主への情報提供という目的は、大企業に比べると、小さいといえよう。

また、投資意思決定においても、同族会社においては経営権の安定のため、不特定多数の者から出資を募るといったことは考えにくい。中小企業においては M&A などの企業結合や他に企業を売却するといったことがなければ、多くの場合、重要性に乏しい。

資金調達という点では、中小企業は、金融機関などからの借入に依存している。金融機関から借入がある中小企業においては金融機関への説明責任はある<sup>92</sup>。しかし、借入の際には不動産などを担保に供している場合がある。また、経営者が連帯保証人として人的保証をしている場合もある。さらに、中小企業では金融機関から融資を受ける際、決算書だけでなく事業計画書や資金繰り表を提出しなければならないことが多い。そのうえ、面談や追加資料を求められる場合もあるので、金融機関が融資をする場合には、必ずしも会計

---

<sup>92</sup> 決算書が確定すると速やかに金融機関へ決算書の提出を行う。

情報だけで融資の判断が行われているわけではない。したがって、法人税法に準拠した会計情報であっても、金融機関は会計以外の情報も収集できるので、会計指針に準拠した会計でなくとも、企業の状態を把握することができる。

他方、中小企業も法人税等の計算をし、申告と納税をしなければならないので法人税法等の規定には従わざるを得ない。しかし、第2章で述べたように、多くの中小企業にとっては利害関係者が限定されているため、外部の利害関係者への情報提供という会計目的に準拠する動機が薄いといえる。このように、利害関係者の少ない中小企業にとっては法人税法に準拠した会計情報だけでも、利害関係者には十分役立っている。

例えば、青色申告者に対しては、ある事業年度に生じた欠損金を9年間繰り越すことが認められている。9年を過ぎれば期限切れとなり、その後生じた利益からその損失額を控除することができなくなる<sup>93</sup>。国税庁の「平成24年度分会社標本調査」によると、利益計上法人が749,731社、欠損法人が1,776,253社である<sup>94</sup>。約72.3%の法人が欠損法人である。筆者の実務経験上、欠損金の期限切れを避けるためや金融機関からの借入ができなくなるなどを懸念して、減価償却費を損金算入限度額よりも少なく計上する経理を行う場合もある。法人税法では、減価償却費の計上は任意であり、損金経理を要件として償却限度までの損金算入を認めているからである（法人税法第31条）。このような会計処理は法人税法の影響を強く受けた例であるが、このような処理をした情報であっても金融機関への情報提供としての役割を果たしているのである。

例えば、表3-1、表3-2の場合を考察する。

#### 前提条件

- ・ X0年に9,000赤字を計上（繰越欠損金額9,000）
- ・ 会計上の利益と課税所得金額は同じとする
- ・ 繰越欠損金の繰越控除できる期限は9年
- ・ 法人税等の実効税率は40%とする
- ・ 各期の償却限度額は500とし、残存耐用年数は8年（未償却残高4,000）とする
- ・ 各期の利益は500とする

<sup>93</sup> 武田昌輔（2002）では、青色申告年度の繰越欠損金を恩恵とする考え方は誤りであり、永久に認めることには若干問題があるが、もっと長い期間で通算を認めるべきである。欠損金の繰越を打ち切ることによって、企業は、減価償却の計上を限度額よりも低く行うことによって欠損金を少なくする傾向があると指摘している（34～38頁）。

<sup>94</sup> 国税庁（2014）、15頁。

- ・利益の計上額は、資金の増加額と同一ととらえることとする

表 3 - 1 減価償却費を償却限度額まで計上した場合（会計指針準拠）

	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年
減価償却費	500	500	500	500	500
税引前利益	500	500	500	500	500
繰越欠損金充当額	-500	-500	-500	-500	-500
法人税等	0	0	0	0	0
当期純利益	500	500	500	500	500

	X6年	X7年	X8年	X9年	X10年
減価償却費	500	500	500	0	0
税引前利益	500	500	500	1,000	1,000
繰越欠損金充当額	-500	-500	-500	-1,000	0
法人税等	0	0	0	0	400
当期純利益	500	500	500	1,000	600

	X11年	X12年	X13年	X14年	X15年
減価償却費	0	0	0	0	0
税引前利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繰越欠損金充当額	0	0	0	0	0
法人税等	400	400	400	400	400
当期純利益	600	600	600	600	600

期限切欠損金額：4,000

未償却残高：0

（出典）筆者作成



表 3 - 2 減価償却費を繰越欠損金控除後から計上した場合（会計指針非準拠）

	X1 年	X2 年	X3 年	X4 年	X5 年
減価償却費	0	0	0	0	0
税引前利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繰越欠損金充当額	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000
法人税等	0	0	0	0	0
当期純利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

	X6 年	X7 年	X8 年	X9 年	X10 年
減価償却費	0	0	0	0	500
税引前利益	1,000	1,000	1,000	1,000	500
繰越欠損金充当額	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	0
法人税等	0	0	0	0	200
当期純利益	1,000	1,000	1,000	1,000	300

	X11 年	X12 年	X13 年	X14 年	X15 年
減価償却費	500	500	500	500	500
税引前利益	500	500	500	500	500
繰越欠損金充当額	0	0	0	0	0
法人税等	200	200	200	200	200
当期純利益	300	300	300	300	300

期限切欠損金額：0

未償却残高：1,000

（出典）筆者作成

### （1）損益からの考察

表 3 - 1 は会計指針に従い、減価償却費を償却限度額まで計上した場合の利益と法人税等の額を表している。減価償却費の計上を限度額まで行った場合には、X8 年で未償却残高

の償却がすべて終わる。X8年までは毎期500の利益が計上されるが、X0年に生じた繰越欠損金を利益から控除できるので、課税所得金額はゼロとなり、法人税等の納税は発生しない。X9年には1,000の利益が計上されているが、繰越欠損金の控除ができるので、同様に法人税等の納税は発生しない。しかし、X9年で繰越欠損金の繰越期間が終了するので、その時の繰越欠損金4,000が期限切れを迎える<sup>95</sup>。X10年からは利益が1,000であるので、法人税等の額は400(1,000×40%)である。以後X15年までの法人税等の合計額は2,400である。

一方、表3-2は、繰越欠損金の控除が終わった後に、減価償却費の計上を行う場合の利益と法人税等の額を示している。減価償却費の計上を行わなかった場合には、利益は1,000であるが、X0年に生じた繰越欠損金を利益から控除できるので、課税所得金額はゼロとなり、法人税等の納税は発生しない。以後X9年までは同様に毎期1,000の利益を計上するが、繰越欠損金の控除を行うので課税所得金額はなく、法人税等の納税は発生しない。X9年で繰越欠損金はゼロとなる。X10年からは繰越欠損金がないので、減価償却費の計上を開始する。利益の額は500であり、法人税等は200(500×40%)である。以後X15年までの法人税等の合計額は1,200である。

この例の場合、減価償却費を計上する場合の15年間の法人税等の負担は2,400である。また、減価償却費の計上を加減して、繰越欠損金を効率よく利用した場合の15年間の法人税等の負担は1,200である。つまり、会計指針に従って規則的に償却を行った方が法人税の負担が大きくなるという結果になる。

## (2) キャッシュ・フローからの考察

表3-1と表3-2のキャッシュ・フロー計算書を示すと表3-3、表3-4のとおりである。なお、現金及び現金同等物の期首残高は500とする。

---

<sup>95</sup> 期限切れとなった繰越欠損金は、期限切れの翌年以降の所得から控除することができず、切り捨てられる。ただし、更生手続開始の決定や再生手続開始の決定、会社を解散した場合で一定の場合には、期限切れ欠損金を損金の額に算入することができる(法人税法第59条)

表3-3 表3-1のキャッシュ・フロー計算書（間接法）

	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	X6年	X7年	X8年
税引前利益	500	500	500	500	500	500	500	500
減価償却費	500	500	500	500	500	500	500	500
小計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人税等の支払額	0	0	0	0	0	0	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
現金及び現金同等物の増加額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
現金及び現金同等物の期首残高	500	1,500	2,500	3,500	4,500	5,500	6,500	7,500
現金及び現金同等物の期末残高	1,500	2,500	3,500	4,500	5,500	6,500	7,500	8,500

	X9年	X10年	X11年	X12年	X13年	X14年	X15年	
税引前利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	
小計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
法人税等の支払額	0	0	400	400	400	400	400	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,000	600	600	600	600	600	
現金及び現金同等物の増加額	1,000	1,000	600	600	600	600	600	
現金及び現金同等物の期首残高	8,500	9,500	10,500	11,100	11,700	12,300	12,900	
現金及び現金同等物の期末残高	9,500	10,500	11,100	11,700	12,300	12,900	13,500	

（出典）筆者作成

表3-4 表3-2のキャッシュ・フロー計算書（間接法）

	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	X6年	X7年	X8年
税引前利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人税等の支払額	0	0	0	0	0	0	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
現金及び現金同等物の増加額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
現金及び現金同等物の期首残高	500	1,500	2,500	3,500	4,500	5,500	6,500	7,500
現金及び現金同等物の期末残高	1,500	2,500	3,500	4,500	5,500	6,500	7,500	8,500

	X9年	X10年	X11年	X12年	X13年	X14年	X15年	
税引前利益	500	500	500	500	500	500	500	
減価償却費	500	500	500	500	500	500	500	
小計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
法人税等の支払額	0	0	200	200	200	200	200	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,000	1,000	800	800	800	800	800	
現金及び現金同等物の増加額	1,000	1,000	800	800	800	800	800	
現金及び現金同等物の期首残高	8,500	9,500	10,500	11,300	12,100	12,900	13,700	
現金及び現金同等物の期末残高	9,500	10,500	11,300	12,100	12,900	13,700	14,500	

（出典）筆者作成

表3-3は減価償却費の計上を会計指針に従い規則的に行った場合であり、表3-4は繰越欠損金を使い切ったのちに、減価償却費の計上を始めた場合である。表3-3と表3-4からわかるとおり、X10年までの営業活動によるキャッシュ・フローは同じである。これは減価償却費が資金の流出を伴わない費用であるからである。つまり、減価償却費の計上の有無はキャッシュ・フローに影響を及ぼさない。なお、表3-1ではX10年に法人税等が400、表3-2ではX10年より200計上されているが、法人税等の申告と納付は事業年度終了の日の翌日から2カ月以内にしなければならない（法人税法第74条）ので、X10

年の法人税の納付による資金の流出は X11 年になる。

また、表 3-1 と表 3-2 では、法人税額が異なっているので、X11 年から法人税の納付による資金の流出は、表 3-3 では 400、表 3-4 では 200 である。X15 年の現金及び現金同等物の期末残高は表 3-3 で 13,500、表 3-4 で 14,500 である。つまり、会計指針に従った処理を行うと、行わなかった場合に比べて 1,000 キャッシュの生成能力が低くなっている。

### (3) 株主の視点

株主は、会社の利益の最大化を図ることを求めるので、収益はより大きく、費用はより小さい方が望ましいと考えるであろう。なぜなら、会社の利益は配当の源泉であり、また、留保利益は株式の時価に反映すると考えられるからである。したがって、費用である法人税等の負担はできるだけ小さくするような会計処理が株主にとっては合理的である。

しかし、上場企業などの大企業は各期で株主の異動があるので、厳格な収益と費用の対応が求められる。なぜなら、表 3-2 のような会計処理を行った場合、X1 年における利益 (1,000) と X10 年の利益 (300) が異なるからである。したがって、X1 年の株主と X10 年の株主が株式の保有時期によって株主間の公平が保たれない。そこで、表 3-1 のように、減価償却費を償却限度額まで計上する会計処理が求められる。

減価償却費を償却限度額まで計上した場合、当該会社が負担すべき法人税の負担は 15 年間で 2,400 となり、減価償却費の計上を繰越欠損金の控除が終わるまで見合わせた場合、当該会社が負担すべき法人税の額は 15 年間で 1,200 となる。したがって、法人税の負担は減価償却費を償却限度額まで計上した場合の方が、1,200 だけ負担が増えることになる。また、キャッシュ・フローの視点では、前項で述べたとおり、減価償却費の計上の有無でキャッシュ・フローに影響しない。しかし、繰越欠損金が期限切れになることで、法人税の納税額が増えるので、資金の残高は減価償却費の計上を行った方が 1,000 だけ少なくなる。

しかし、大企業の場合は、株主が各期で異動することから、収益と費用は厳格に対応しなければならない。このため、結果として、負担すべき法人税の額は大きくなり、資金も少なくなる。

これに対して、第 2 章で述べたように、中小企業では株式の譲渡が容易ではなく、株主の異動がそれほど発生しない。その場合には、X1 年の株主と X15 年の株主は同じであると考えられるので、厳格な収益と費用の対応はそれほど重要な事項ではない。この場合に、

法人税の負担の増加やそれに伴う資金の流出を甘受してまで、会計指針を適用することには合理性が乏しいといえる。このような中小企業では会計指針に拠らない場合の方が、株主にとって合理的な意思決定であるといえる。

#### (4) 債権者の視点

金融機関などの債権者は、貸付けた資金を利息とともに回収することが重要である。この場合、表3-1と表3-2の違いは、減価償却費の計上を償却限度額まで行っているか否かの違いである。X1年では、表3-1の利益は500である。また、表3-2の利益は1,000である。しかし、表3-1では、減価償却費を500計上している。減価償却費は資金の流出を伴わない費用であるので、資金としては表3-1、表3-2ともに1,000の増加となる。これはX8年までは同じである。X9年では、表3-1の場合、減価償却費は0となり利益は1,000となる。表3-2の場合も利益は1,000であるので、資金の増加額はどちらも1,000となる。

X10年以降では、表3-1の利益は600であり、表3-2の場合は300である。表3-2では、減価償却費を500計上しているので、資金の増加額は800である。この差は、表3-1の場合の方が、表3-2の場合よりも法人税の負担が200大きいため生じた差である。

この設例では、資金として回収可能な金額に影響を与えるのは法人税等の負担のみである。金融機関等の債権者は債権を金銭で回収しなければならない。つまり、会社の資金に関する情報が重要である。資金という観点では、減価償却費の計上をするか否かは、会社の資金の増加額に違いがない。したがって、金融機関等が債権の回収の判断をするために、減価償却費の計上の有無は、資金の増加額には影響しない。

しかし、法人税の納付に伴う会社外部への資金の流出は、中小企業の資金の減少であり、金銭で債権の回収を行う債権者としても避けたいところである。会計指針に従った場合には、従わない場合に比べて資金の流出（法人税の納付）が1,200多くなる。債権者にとっては回収を担保する資金の流出であるので、会計指針に拠らない方が、債権者にとってもメリットがあるといえる。

この例から、法人税法に準拠した会計でも、株主と債権者の意思決定に重大な影響を及ぼす可能性は少ないといえる。このことは、わが国の中小企業ではこれまで長く法人税法に強く影響を受けた会計が行われてきた理由だと考えられる。

### 第3節 会計指針と会計要領の関係

2012年2月に会計要領が公表されたことにより、中小企業の会計基準が2つ存在することになった。その棲み分けをどのように考えるべきであろうか。

上西（2012a）では、会計指針と会計要領について、上下を問題とした場合には、会計指針が上であり、会計要領が下であると述べている<sup>96</sup>。さらに、上西（2012b）では、ピラミッド理論を提唱している<sup>97</sup>。これはピラミッドの基礎である会計要領が拡大すると、ピラミッド上部の会計指針も拡大し、このことによりピラミッド全体である中小企業の会計の質が向上するとの考え方である。これは、会計要領が会計指針の入門編または簡易版であり<sup>98</sup>、両者が上下関係にあるという認識である。

万代（2012）では、会計指針と会計要領にはいくつかの相違があり、その理由として次の3つをあげている。①基準の設定方法の相違、②会計基準の設定に当たり想定した企業規模の相違、③計算書類の作成負担の考量による相違である。このなかで数値基準による棲み分けが可能なのは中・小の規模によるものであるとしている。しかし、会計指針は中規模企業を想定し、会計要領は小規模企業を想定しているが、中小企業の規模を一義的に決めることは難しいとしている<sup>99</sup>。しかしながら、中規模が会計指針で、小規模が会計要領と位置付けていることから、両者を上下の関係でとらえていることがわかる。

弥永（2012）では、会社法上は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行または基準に当たるかどうかは、ストライク・ゾーンの広さの問題であるとしている。これは金融商品取引法がストライク・ゾーンを狭くしたものであり、シングル・スタンダードかダブル・スタンダードかという問題設定の仕方は、会社法上は適切でないとしている。つまり、会計指針や会計要領は、企業会計基準と並列するスタンダードではなく、あくまで、中小企業にとっての一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の一部を確認したものであるとの位置づけが適当であるとしている<sup>100</sup>。これは会計指針と会計要領の関係が上下の関係ではないとの認識に立つものである。

河崎（2012a）では、日本の会計制度のあり方について、上場企業の会計基準を頂点に、

---

<sup>96</sup> 上西（2012a）、3頁。

<sup>97</sup> 上西（2012b）、156頁。

<sup>98</sup> 上西（2012c）、49頁。

<sup>99</sup> 万代（2012）、39頁。

<sup>100</sup> 弥永（2012）、43頁。

会計指針の下に会計要領を位置付けている。そして、会計参与設置会社については会計指針を推奨するとしている<sup>101</sup>。ただし、中小企業会計の議論の出発点は、大企業と中小企業の企業属性が異なることに認識が出发点であると述べていることから、会計指針と会計要領は上下の関係にあり、上場会社の基準がその上位にあるが、中小企業が大企業向けの会計を目指すべきであるという認識にはないものと思われる。

品川（2012b）では、「本要領は、わが国の会計基準や中小指針が目指すべき頂点として考えられてきたIFRSと遮断し、中小企業にとって独立した会計ルールであることを明確にしている。」（22頁）と指摘している。このことは、シングル・スタンダードから乖離するもので画期的であると評価している。しかし、会計要領が会計指針の入門編と捉えられている向きがあることを指摘したうえで、会計要領は会社法第431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」のひとつと理解すべきであるから、会計指針や企業会計基準と並行して利用されるべきであって、上下関係を問題にするべきではないとしている<sup>102</sup>。

以上をまとめると、会計指針と会計要領の関係は、上下の関係にあるとする考え方と並列の関係にあるとする考え方に大別できる。これを上下ととらえる考え方は、企業会計基準を頂点として、会計指針、会計要領の順で位置づけており、上位の基準の方が会計の質が上であると考えている。このことは、会計基準は本来ひとつであるとするシングル・スタンダードの考え方に通じるものと思われる。

会計要領を会計指針の入門編と捉えるとするならば、会計要領を適用する中小企業が作成する財務諸表よりも、会計指針を適用する中小企業が作成する財務諸表の方が、信頼性が高いということになる。このことを検証するために、次節では、中小企業の会計のチェック機能を果たすためにどのような機関が考えられるかについて述べる。

#### 第4節 財務諸表の作成・チェック機関と決算公告

本節では、会社法において、財務諸表を作成する機関や作成された財務諸表をチェックする機関や仕組みについて検討する。会社法では、会計の原則を「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定し（会社法第431条）、法務省令（会社計算規則）により正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿閉鎖のときから10年

<sup>101</sup> 河崎（2012a），7～8頁。河崎（2012b），601頁。

<sup>102</sup> 品川（2012b），22頁。品川（2012f），34頁。



間、会計帳簿と事業に関する重要な書類を保存しなければならない（会社法第432条）と定めている。具体的には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表および事業報告ならびに附属明細書を作成しなければならない（会社法第435条、会社計算規則第59条）。

さらに、会社法では、会社の機関として定款に定めることで、取締役会<sup>103</sup>、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、または委員会を置くことができると定めている（会社法第326条第2項）。これらの機関はそれぞれ固有の役割を担っているが、会計に関して、財務諸表の作成や作成された財務諸表の正確性をチェックする役割を担っている。財務諸表を作成する機関としては、取締役、取締役会、会計参与があり、それらが作成した財務諸表を監査役、監査役会、会計監査人がチェックする。

大会社とそれ以外の会社、公開会社と閉鎖会社で備えておくべき機関が規定されている。それを示したものが表3-5である。

表3-5 会社の分類で最低限設置が強制される機関

	閉鎖会社	公開会社
大会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会（第295条）</li> <li>・取締役（第326条第1項）</li> <li>・監査役（第327条第3項）</li> <li>・会計監査人（第328条第2項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会（第295条）</li> <li>・取締役（第326条第1項）</li> <li>・取締役会（第327条第1項第1号）</li> <li>・監査役（第327条第2項）</li> <li>・監査役会（第328条第1項）</li> <li>・会計監査人（第328条第1項）</li> </ul>
その以外の会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会（第295条）</li> <li>・取締役（第326条第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会（第295条）</li> <li>・取締役（第326条第1項）</li> <li>・取締役会（第327条第1項第1号）</li> <li>・監査役（第327条第2項）</li> </ul>

（出典）筆者作成

表3-5は株式会社の規模と株式の譲渡可能性から設置すべき機関をまとめた表である。

<sup>103</sup> 特例有限会社は取締役会、会計参与、監査役会、会計監査人、委員会設置できない。したがって、規模が大会社に該当しても特例有限会社は会計監査人を設置できない（整備法第17条）。特例有限会社が設置できる機関は、株主総会、取締役、監査役のみである

表3-5に掲げられている機関は必ず設置しなければならない。最も簡素な機関設定は大会社以外で閉鎖会社の場合、株主総会と取締役のみである。中小企業のうち、この2つのみ設置している会社は多数あると思われる。しかし、それぞれのカテゴリーごとに最低限設置すべき機関を示しているだけであり、必要があれば会社が任意に別の機関を追加できる。ただし、特定の機関を設置する場合に、別の機関も併せて設置しなければならないものがあり、また、ある機関を設置する場合には設置できない機関も存在するので注意が必要である。その関係は表3-6のとおりである。

表3-6 会社が任意に機関設定をする際に併設される機関、併設できない機関

	取締役会	監査役	監査役会	会計監査人	委員会
取締役会		○			
監査役					×
監査役会	○				×
会計監査人		○			
委員会	○	×	×	○	

※ 会計参与は、会社が任意に設定する機関となっており、他の機関を設置したことに伴い設置が義務付けられるものでも、また、会計参与を設置することに伴い他の機関の設置を義務付けられるものではない。そのため、この表から除いている。

(出典) 筆者作成

表3-6では、第1列の機関を設置する場合は、○は併設しなければならない機関、×は併設できない機関を示している。例えば、取締役会を設置する場合には、合わせて監査役も設置しなければならない。ただし、閉鎖会社で会計参与を設置している場合には、監査役を設置しなくても構わない。委員会を設置する場合には取締役会も設置しなければならないが、監査役と監査役会は設置することはできない。

#### (1) 会計監査人の役割

会計監査人は、表3-5からわかるように、会社法は、大会社に対しては、株式の譲渡制限の有無に関係なく、会計監査人を設けなければならないなど、会計情報の信頼性を担保する仕組みを設けていることがわかる。この会計監査人は、公認会計士または監査法人でなくてはならず(会社法第337条1項)、会計監査人に選任された監査法人は、その社員

の中から会計監査人の職務を行うべきものを選定し、株式会社へ通知しなければならない（会社法第 337 条第 2 項）と定めている。

会計監査人は、株式会社の計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査し、会計監査報告を作成しなければならない（会社法第 396 条第 1 項）。それを担保するために、会計帳簿の閲覧・謄写権、子会社調査権（会社法第 396 条第 2 項、第 3 項）が付与されている。

また、その職務の遂行に際して取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない（会社法第 397 条第 1 項）。反対に監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（会社法第 397 条第 2 項）。

さらに、計算書類が法令または定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べるができる（会社法第 398 条）。これにより会計監査人は計算書類の適合性について独立した立場で株主総会に報告することが可能となっている。

他方、大会社以外の株式会社については、最も簡素な機関設定であれば、株主総会と取締役しか存在しない。特に平成 18 年の会社法施行に伴い、取締役の員数が 3 名以上から 1 名もしくは 2 名以上に、監査役の設置が任意となったこともあって、取締役しか存在しない会社も多く設立されている。この改正により、株式会社の設立が容易になったが、監査役は業務監査と会計監査を職責としており、監査役が任意となったことで会計に関するチェック機能が制度的な裏付けがなくなったといえる。

## （2）会計参与の役割

第 1 章第 3 節で述べたように、会計指針は会計参与に利用されることを想定している。会計参与は 2006 年に施行された会社法により新たに設置された機関であり、取締役や執行役と共同して、計算書類等作成する者である（会社法第 374 条）。会計参与は、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人でなければならない（会社法第 333 条第 1 項）。

会計参与は、計算書類等を作成する場合は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない（会社法第 374 条第 1 項）。会計参与の権限には、会計帳簿や資料の閲覧や謄写をし、取締役や支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求

めることができる（会社法第374条第2項）。また、会計参与は子会社調査権を有している（会社法第374条第4項）。

このように、会計参与は会計専門家の立場で取締役と共同して作成するため、会計情報の信頼性や会計指針への適合性という点では、非設置の株式会社よりも優れていると考えられる。しかし、会計参与の設置会社には、第1章第4節で述べたように会計参与報酬など費用もかかるので、会社の全体からすると設置数はわずかであり、ほとんどが非設置である<sup>104</sup>。

### （3）決算公告による財務諸表のチェック機能

会計監査役と会計参与は、会社法が想定している会社の会計の信頼性を担保するための機関である。これらの機関とは別に、財務諸表をチェックする機能として決算公告が考えられる。株式会社は定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。また、大会社は、貸借対照表と損益計算書を公告しなければならない（会社法第440条）。特例有限会社については、決算公告は要しない（整備法第28条）。

公告の方法としては、官報、日刊新聞紙、電子公告がある（会社法第939条）。この決算公告を怠った場合や不正の公告をした場合には、役員などが100万円以下の過料に処される（会社法第976条第1項第2号）。しかしながら、登記簿謄本には官報に掲載すると登記してあっても、実際に決算公告を行っている中小企業の方が圧倒的に少ない。また、それを原因として過料に処せられた例もないといわれている<sup>105</sup>。

このように、わが国の会社法では、会社の規模が小さいほど、設置する機関も少ないと考えられるため、会社法が設置を義務付けている機関だけでは、会社が作成した会計報告に関するチェック機能が働かない仕組みとなっている<sup>106</sup>。

---

<sup>104</sup> 品川（2012b）によると、制度発足後、6年余りで2,000社に及ばないとしている（18頁）。品川（2010）、165頁。品川（2014g）、43頁。

<sup>105</sup> 決算公告については、会社法が国会で審議された際に何度か取り上げられた。平成17年5月18日の参議院本会議において、富岡由紀夫議員より、商法においても株式会社は決算公告を義務付けられているが、これを履行している企業は一部であり、大多数の株式会社では、形骸化していることを指摘している。その上で、罰則が執行されることはないと聞いたが、今後、罰則を厳格化することについて質問している。これに対して、南野知恵子法務大臣（当時）は、まず、関係者がその重要性の認識を深め、各会社が自発的にこれを行う環境をつくることこそが重要であり、そのような観点からの検討も必要であるので、現段階においては、会社法案に定める以上の罰則の厳格化をする必要はないと答弁している。また、法務省民事局長も平成17年6月14日参議院法務委員会において、決算公告義務違反による過料は統計を取っていないものの、決算公告違反による過料ほとんどないと答弁している。

<sup>106</sup> 河崎（2012c）では、「法制度であれ、慣行的制度であれ、何らかの形で「中小企業監査制度」の検討」の必要性を指摘している（30頁）。

## 第5節 会計指針導入に伴う中小企業の会計の信頼性向上の可能性

第1章で述べたように、中小企業では会計に携わる人員も限られており、専門的な知識を有するものも少ない。また、前節で明らかになったように、自らが作成した財務情報を、大企業のように独立した第三者機関が監査する仕組みを備えていない。したがって、内部統制が存在しないという前提に立つなら、中小企業の会計を考察する際には、経営者の恣意性が極力入らないような基準でなければならないと考える。

例えば、経営者による見積り計算が必要な会計処理を行った場合には、大企業の場合、公認会計士や監査法人が、その計算の妥当性を様々な角度から検証し、適正かどうかを判断し、株主総会へ報告することになる。しかし、中小企業では、会計監査の仕組みが未整備であることに加えて、人材が不足しがちな中小企業では、内部統制機能が未整備であることが多い。経営者による見積り計算を安易に容認した場合には、意図的あるいは不注意で実態とは異なる会計報告を行う可能性が否定できない。

このことを、会計指針と会計要領との関係で考察すると、会計指針のように、棚卸資産の低価法や固定資産の減損会計、税効果会計等のような見積り計算等を求める会計基準では、場合によっては信頼性を損なうことも考えられる。

さらに、これを会計情報の利用者の観点からは考察すると、第2章で述べたように、株主はほとんどの場合経営者である。つまり、株主は会計情報以外からも企業の実態を把握できるので、会計要領に基づく会計も会計指針に基づく会計も、会社の実態把握という観点から見れば、株主の意思決定という点では差異はないと思われる。むしろ、会計基準の理解という観点から見れば、会計要領の方がより把握しやすい。

次に、債権者について考察する。金融機関などの債権者で会計指針と会計要領で貸付制度に差を設けてはいない。例えば信用保証料の割引制度は、2013年4月から、会計要領に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を信用保証協会に提出すると、保証料率が0.1%引き下げられる制度である<sup>107</sup>。しかし、会計指針の適用による信用保証料の割引制度は、2013年3月で廃止されたので、割引制度を使用する際には、会計指針に準拠していても会計要領でのチェックをすることになる。日本政策金融公庫の「中小企業会計関連融資制度」でも、会計指針と会計要領のどちらに準拠しているかで、融資

---

<sup>107</sup> 中小企業庁（2014c）。この制度は平成28年3月申込分までである。

制度に差を設けていない<sup>108</sup>。このことから債権者は、必ずしも、会計要領よりも会計指針を重視しているとは言えないことがわかる。仮に会計指針の方が会計要領よりも債権者にとって望ましいものであるなら、融資制度に差を設けるか会計指針を推奨するはずである。したがって、現時点で利害関係者である株主や債権者にとって、会計指針と会計要領が上下関係にあるとはいえない。

さらに、中小企業が金融機関から融資を受ける際には、法人税申告書を金融機関に提出する<sup>109</sup>。その場合には、税務署の收受印のある申告書、あるいは電子申告をした場合の受信通知書を添付する。これは金融機関にとって、法人税の申告書の提出を確認することにより、申告書の基になった決算書の適正性を検証しているといえる。つまり、前節で述べたように、中小企業では大企業の監査制度のような会計に対するチェック機能を有していない。そのため、当該決算書が適正なものであるか、金融機関が相対で判断する必要がある。しかし、法人税の申告書は公の機関に提出したものであり、過少の申告は税務調査を通じて是正される。また、過少申告には過少申告加算税や重加算税といった附帯税も課されることから、一定の信用性は確保できると思われる。したがって、法人税の影響を受けた会計であっても、金融機関にとっては有用な情報であると考えられる。

会計指針を適用した場合、法人税法等の処理との相違が大きくなる。そのため金融機関がその調整項目を検証しなければならなくなると思われる。

## 第6節 キャッシュ情報の意義

本節では、会計指針や会計要領、法人税法に準拠した場合に、キャッシュ・フローに及ぼす影響について考察する。キャッシュ・フロー計算書は、現金及び現金同等物の移動の状況を示した財務諸表である。つまり、キャッシュ・フローの増減には、必ずキャッシュの増減が裏付けられている。例えば商品を現金1,000円で売り上げたら、必ず、現金が1,000円増加し、現金を数えれば、その取引が正しく行われ、正しく記帳されたことが確認できる。

つまり、キャッシュの増減には、現金や預金が必ず移動するから、実査を行えば取引に

---

<sup>108</sup> 日本政策金融公庫 (2014b)。この融資制度は「中小企業会計関連融資制度」といわれ、各融資制度で定める金利から-0.2%引き下げる制度である。(2014年10月現在)

<sup>109</sup> 日本政策金融公庫では3期分の決算書と法人税申告書を提出する。<http://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/a200.html> (2014年10月27日アクセス)

について検証することができる。言い換えれば、不正が入り込みにくい情報であるといえる。

まず、第1章で述べたように、会計指針は会計参与の利用を想定しているため、大企業向け会計基準を基本としつつ、中小企業向けに簡素化するという視点で作成されている。しかし、中小企業経営者の不満として、内容が複雑で不必要な項目が多く、また見積り計算などがあるため、適用することが困難であることを既に述べた。特に「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」で棚卸資産、税効果会計、有価証券については個別に適用が困難であることが指摘された（中小企業の会計に関する研究会 中間報告書 3. 中小指針について③ 中小指針における個別勘定項目）。

棚卸資産の低価法適用や税効果会計、有価証券の評価差額の処理基準はいずれも、資産の期末の評価に関する事項である。つまり、これらの会計処理に伴って、資金の流出や流入を伴わないので、キャッシュ・フローには影響を及ぼさない。

キャッシュ・フローは実際の現金などの移動を示した財務諸表である。つまり、キャッシュの移動を伴う取引が発生して初めてキャッシュが増減する。キャッシュの増減に係る取引は、簿記一巡の手続きの開始手続、営業手続、決算手続のなかの営業手続に属するので、決算手続の中でキャッシュが増減することはない。どの会計基準を採用したかで、キャッシュに差が出るとすれば、第2節の設例のように法人税額に差が出るような場合や会計基準を採用する際に発生する費用に差がある場合が考えられる。しかし、これも実際にキャッシュの増減を伴うので、会計基準によってキャッシュ・フローが変化するわけではない。

したがって、どのような会計基準を用いたとしても、実際の取引に裏付けられたキャッシュ・フローには影響を及ぼさない。言い換えれば、キャッシュ・フローに関する情報は経営者などの恣意性が混入しづらく、キャッシュの裏付けもあるため確実性の高い情報であると考えられる。

## 第7節 まとめ

本章では、これまで中小企業の会計実務に強い影響を及ぼしている法人税法との関連を検討した。前章までに述べたように、中小企業の会計は、法人税法等の規定が大きく影響し、中小企業の会計指針への不満のひとつが、法人税法と会計指針の乖離である。

そもそも財務会計と税務会計は、その計算目的に相違がある。財務会計の目的は、外部

の利害関係者の意思決定に有用な情報を提供することや各利害関係者の利害調整にある。これに対し、税務会計の目的は各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である課税所得計算を行うことにある。しかし、税務会計は財務会計と独立して計算されるものではなく、財務会計で計算された当期純利益を基に、法人税法等の考え方にそぐわないものを調整するという計算方法をとっている。つまり、基本的には税務会計は財務会計を尊重しているといえる。これは簡便性を重視した結果であるといえる。

わが国において、財務会計における利益計算と税務会計による課税所得計算とは、密接に関連している。実際には、法人税の税額計算を規定している法人税法等が、財務会計の利益計算に大きく影響を及ぼしている。これは一般には逆基準性といわれている。しかし、本稿では、確定決算主義や逆基準性についての是非については、考察の対象としていないので現状に即して考察している。

他方、企業会計基準と法人税法等の規定は、1998年を契機として、乖離が拡大する傾向にある。これは企業会計基準が国際化の進展などで基準の変更があったことと、法人税率の引き下げのために、課税ベースの拡大を図ったためである。つまり、財務会計と税務会計の考え方の相違が拡大したことを意味している。

結果として、企業会計基準の簡素化という観点で作成された会計指針と法人税法等の規定にも相違が生じているため、中小企業が会計指針に基づいて会社の計算を行うと法人税法等による計算との2度手間が避けられず、経理業務の負担が増すことになる。このことは会計指針の普及に大きな影響を及ぼすことになる。

株主、債権者など利害関係者の限られている中小企業において、会計情報の利用目的は銀行から融資を受ける際か法人税の計算を行う場合に限られている。また、会計指針に従うと、将来の納税負担が増える場合も想定できるため、資金力の乏しい中小企業にとっては大きな負担となる。株主や金融機関などの債権者にとってもこのような事態は歓迎できないことである。

さらに、監査制度等の整備がされていない中小企業においては、見積り計算などの多い会計指針は、経営者の恣意的な運用がされる可能性もある。このような状況を前提とすれば、会計要領よりも会計指針を適用することが、中小企業の会計の信頼性の向上につながるか否か定かではない。

したがって、会計指針を利用し、財務会計の信頼性を向上させるためには、外部のチェック機能の充実が不可欠であると思われる。しかし、経営資源が十分ではない中小企業に



において、そのようなチェック機能の充実を図るために、追加の費用負担をするだけのメリットが中小企業や利害関係者にあるかについては詳細な検討をする必要がある。

会計指針については、そもそも会計参与を前提として作成されたという経緯から、会計参与設置会社に利用を限定することも考えられる。

株主の観点からは、株主は経営者と同一であることも多く、株主の構成も同族で占められる。株主は、会計情報以外でも会社の実態を把握できるので、会計については自らの意思決定に役立つものであればよい。中小企業の株主にとって、会計は金融機関から借入を行う場合か法人税等の計算をする場合に限られる。法人税の申告は、必ずしなければならないので、法人税の規定は無視できないものである。金融機関から借入を行う場合は決算書とともに法人税の申告書を提出する。これは金融機関にとっても税務申告に裏打ちされた決算書への信頼性を重視したものであるといえる。

また、経営者（株主）にとって、企業の継続に関する情報である。その中のひとつが資金の管理に関する情報であろう。中小企業は、資金の余裕がない場合が多いので、資金管理を誤ると、経営に大きな影響を及ぼすことがある。つまり、経営者（株主）にとって、資金に関する情報を入手することは、会社を継続させるうえで欠かすことができない。したがって、経営者（株主）にとっては、法人税の影響を受けた会計でも、その意思決定には大きな影響はないが、資金の状況を把握することは重要であると考えられる。

また、金融機関などの債権者の観点からは、金融機関は当該貸付け企業から、貸付けた債権の回収と利息を収受するという点で会計情報を利用している。利息は約定で定められるものであり、会社の利益の大小で変動するものではない<sup>110</sup>。つまり、債務者企業の利益の大きさで、金融機関の収益（受け取る利息の額）の額が変わるわけではない。したがって、金融機関にとっては、債務者企業の損益計算よりも、貸付債権を回収できるだけの資金の生成能力を有るか否か判断できる会計情報が必要となる。それにはこれまで作成した資金繰り表の他にキャッシュ・フロー計算書が考えられる。キャッシュ・フロー計算書の意義について、前章で考察したとおり、債権者などの利害関係者にとって、債務者企業の債権の回収の可能性を図るうえで重要な情報を提供することができる。

さらに、キャッシュ・フローに関する情報は実際の現金などに裏付けられている情報であるので、経営者などの恣意性が入り込む余地が少ない。いかなる会計基準を用いて会計処理を行っても、キャッシュの増減に影響がない。つまり、取引にキャッシュの裏付けが

---

<sup>110</sup> 資本制ローンは除く

あるため情報としての確実性が高いと考えられる。

そこで、次章では中小企業でキャッシュ・フロー計算書を作成する必要性について検討する。

#### 第4章 中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書作成の必要性

第2章では、中小企業の利害関係者は株主と金融機関等の債権者であることを指摘した。株主の観点では、同族経営が多く、株式に譲渡制限を付している場合があるので、株主から資金を調達するという意味で、会計情報を提供する必要性は低いことを説明した。そこで、株主の観点で最も必要な情報は企業の継続に必要な情報であり、その中のひとつが資金管理の情報であることを指摘した。

また、金融機関等の債権者にとって、重要な情報は貸し付けた債権を期限内に回収し、利息を収受できるか否かである。債権者にとっても、債権を回収できる資金を生成する能力が債務者企業にあるか否かの情報が不可欠である。

また、第3章でも、株主、債権者ともに資金に関する情報の入手することの重要性を指摘している。つまり、中小企業の会計実務において重要な課題のひとつは、資金管理であると考えられる。資金が少ない中小企業では、資金管理を誤れば手形の不渡りや金融機関への借入金の返済が滞るなど種々の問題を引き起こす可能性があるからである。

さらに、近年では中小企業の資金管理やキャッシュ・フローの把握が、一段と重要になっている。これは、中小企業の経営改善や事業再生を目的に、複数の専門家がネットワークを構築し、中小企業が抱える問題点の解決に向けた支援体制、すなわち認定支援機関と呼ばれる認定制度が、2012年8月に創設されたことに関連する。認定支援機関制度では、キャッシュ・フロー計算書をはじめとした資金の把握が重要な項目となっている。中小企業の会計実務において、キャッシュ・フロー計算書の重要性は一段と高まってきていると考えられる。

こうした状況であるにもかかわらず、中小企業の会計に関して推奨されている会計指針や会計要領では、キャッシュ・フロー計算書の作成に関連した具体的な規定やひな型が示されていない。

しかし、中小企業の会計実務の中で、資金管理の重要性が高まり、キャッシュ・フロー計算書の必要性が高まっているにもかかわらず、中小企業を巡る会計に関する先行研究においても、この視点については十分に議論が尽くされていないと思われる。例えば武田(2006b)は、「会社法では証券取引法とは異なり、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けていないが、キャッシュ・フロー計算書が提供する情報は非常に有用であり、経営者自らが会社の経営実態を把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図

るためにも、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。」(234頁)と指摘してはいるが<sup>111</sup>、中小企業の会計実務面から裏付けが必要であると考えられる。

本節では、武田隆二(2006b)にみられるような指摘を裏付けるために、会計指針や会計要領にキャッシュ・フロー計算書の作成に関する具体的な規定を設ける必要性を、実務面から明らかにすることを目的としている。

## 第1節 既存の財務諸表体系の限界

会社法で計算書類として、作成しなければならないのは、貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの、事業報告、これらの附属明細書である(会社法第435条)。その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために、必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものとは、株主資本等変動計算書と個別注記表である(会社計算規則第59条第1項)。つまり、会社が作成する会計に関する書類は、貸借対照表(会社計算規則第72条～第86条)、損益計算書(会社計算規則第87条～第94条)、株主資本等変動計算書(会社計算規則第96条)、個別注記表(会社計算規則第97条～第116条)、附属明細書<sup>112</sup>(会社計算規則第117条)である。事業報告は財務情報ではないので検討しない(会社法施行規則第117条～第133条)。

つまり、会社法では、キャッシュ・フロー計算書の作成は求められていない。このことは会計指針や会計要領でキャッシュ・フロー計算書の作成に関して基準を設けられていないこと関連していると思われる。これに対して、金融商品取引法の適用対象である会社は、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書を作成しなければならない(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条)。

第2章で述べたように、中小企業は上場会社に代表される大企業とは異なり、特定かつ少数の株主から資金調達を行っている。つまり、会社の運営に関連して、極めて少数の者で意思決定を行っている。したがって、大企業と比べて、経営者の意思決定が柔軟に行えるということである。経営者が会社に損害を与えた場合には、株主(公開会社では6か月前から引き続き株主である者)が原告となり、発起人・設立時取締役・設立時監査役・取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人・清算人に対して損害賠償の請求の訴えを

<sup>111</sup> 武田隆二他(2002), 155～156頁。

<sup>112</sup> 計算書類に係るものだけである。具体的には、①有形固定資産および無形固定資産の明細、②引当金の明細、③販売費及び一般管理費の明細、④関連当事者間取引で個別注記表への記載を省略したものである。

起こすことができる（会社法第 847 条～第 853 条）。しかし、少数でかつ同族経営が多い中小企業にあっては、このような訴えを株主から提起される恐れは少なく、場合によっては会社の利益に相反する行為が行われることが考えられる<sup>113</sup>。

例えば、役員報酬で会社の利益を制御することが考えられる。会社法では、取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、株式会社から受ける財産上の利益については、定款に定めがない場合には、株主総会の決議により決定する（会社法第361条）。したがって、同族会社である中小企業では、経営者の裁量で自由に自らの報酬額を決めることができる。ただし、法人税法では、その役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額については、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないとしている（法人税法第34条第2項）。つまり、取締役などの役員報酬を決定する際には、不相当に高額でなければ、会社法でも法人税法でも問題がないため、その範囲内で決定することができる。

表 4－1 損益計算書（一部抜粋）

（単位：千円）

売上総利益	500,000
役員報酬	100,000
販売費及び一般管理費	505,000
営業利益	－5,000
当期純利益	－5,000

※役員：1名（代表取締役）、報酬額は適正額とする。

（出典）筆者作成

表 4－1 は、同族会社である中小企業の損益計算書の一部を抜粋したものである。この会社は 5,000 千円の当期純損失となっている。当期純利益に着目すれば、当期のような状態が数年続けば、企業の存続にも問題が生じる可能性もある。しかし、表 4－1 では、役員報酬として、100,000 千円が代表者に支払われている。この場合、5,000 千円が代表者から会社へ貸付が行われれば、企業存続に問題はなくなることになる。

会社が代表者から 5,000 千円借入れを行うと、貸借対照表の短期借入金金額が 5,000 千

<sup>113</sup> 櫛部（2014）では、中小企業は一般に内部統制機能が欠如しており、経営者の恣意的な判断が介入しやすいと指摘している（392 頁）。

円増加する。これを仕訳で示すと以下のとおりである。

(借) 現金及び預金 5,000 千円 / (貸) 短期借入金 5,000 千円

これにより前期に比べて、短期借入金の金額が 5,000 千円増加するので、貸借対照表の短期借入金の額は、5,000 千円増加する。しかし、貸借対照表は決算日時点の会社の財政状態を表しているため、その期だけの貸借対照表を見ても、短期借入金の変動は把握できない。それを把握するためには、前期の貸借対照表も必要となる。

この例では、当期の貸借対照表と損益計算書だけでは、把握できるのは 5,000 千円の損失が生じているということのみである。代表者から 5,000 千円資金が投入された事実を把握することはできないので、企業の実態として資金は前期末と比べ変化がないにもかかわらず、既存の財務諸表の枠組みから、このことを把握することは困難である。

中小企業においては、株主と経営者は同一であるため、株主への配当を意識した企業経営を行う必要は上場企業に比べると極めて小さい。株主の構成が同族で占められているので、実質的には個人経営に近いものも多く存在する。このような会社では、会社に利益を留保するよりも、法人税の負担を小さくするために利益の額の圧縮を考えることも考えられる。その方法として、役員報酬として、経営者（株主）に流出させる方法もあるが、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）<sup>114</sup>」や生命保険契約を活用した経営者保険<sup>115</sup>に加入することで、利益額の圧縮を図ることができる。これも損益計算書や貸借対照表だけでは実態を把握することは困難である。

次に、表 4-2 について検討する。

---

<sup>114</sup> 中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年法律第 84 号）による共済制度であり、掛金は各事業年度の損金の額に算入できる。

<sup>115</sup> 本来、生命保険契約は、経営者に万が一の事態に備えて、円滑な事業継続を図るための手段であるが、保険料の全部または一部が各事業年度の損金の額に算入できるため、課税所得を引き下げる効果もある。

表4-2 2期比較貸借対照表（負債の部）および損益計算書（一部抜粋）

貸借対照表

（単位：千円）

負債の部	前期末	当期末
長期借入金（金融機関）	150,000	135,000

損益計算書

（単位：千円）

減価償却費	5,000
販売費及び一般管理費	80,000
営業利益	5,000
当期純利益	5,000

（出典）筆者作成

表4-2では、減価償却費 5,000 千円、当期純利益 5,000 千円を計上している。減価償却費計上前の利益は 10,000 千円である。また、貸借対照表には金融機関からの借入金を長期借入金として 135,000 千円計上している。他の要素は一切考慮しない場合、当期の資金は償却前利益の 10,000 千円増加していることがわかる。しかし、金融機関からの借入金が前期末で 150,000 千円であり、当期末が 135,000 千円であるので、金融機関に 15,000 千円返済している。この場合、当期の資金の増加額は 10,000 千円であるのに対し、資金の流出は 15,000 千円である。つまり、前期末と比べて資金が 5,000 千円減少していることになる。

それにもかかわらず、貸借対照表や損益計算書では 5,000 千円の当期純利益を計上し、減価償却費を 5,000 千円計上していることが把握できるのみである。

以上の 2 つの例から、中小企業の利害関係者である株主と債権者の観点で、これまでの財務諸表体系では把握できない情報があること考察したい。まず、表4-1の場合、経営者（株主）は役員報酬により会社の利益を個人に移転させていることは認識できている。この例では、経営者（役員）は損益計算書から役員報酬 100,000 千円、当期純損失が 500 千円計上していることは把握できる。しかしながら、貸借対照表からは、経営者（株主）が会社に、これまで累積で貸付けた資金の総額について把握できるが、当期にいくら貸付けたのかについては、この計算書類体系からは把握することができない。すべてが現金取引であれば、5,000 千円の資金の不足ということは容易に把握することができるが、信用取引を前提とした場合、資金の回収状況と支払の状況を考慮しなければ、会社にいくら貸付

を行うかについて判断することが難しい。

また、表4-2の場合、経営者（株主）は、利益による資金の増加については損益計算書から認識できるが、1年間の借入返済に係る資金の減少に関して貸借対照表だけで判断することは困難である。この場合、利益の額と借入返済の額を把握できなければ資金が枯渇し、企業活動に大きな影響を与えることも考えられる。

他方、表4-1の場合、債権者は当期純損失 5,000 千円を計上していることは把握できる。また、役員報酬を 100,000 千円支払っていることは把握できるが、返済原資であるキャッシュの増減については、貸借対照表から把握することは困難である。また、表4-2の場合には、借入返済を受けるだけの利益の規模であるか否かについて把握することは困難である。金融機関が自行しかない場合には返済額から、資金の状況について推測することは可能な場合もあるが、複数の金融機関が存在する場合や信用取引が多い場合には、正確な把握は困難である。

以上のことから、これまでの損益計算書や貸借対照表だけで、中小企業の実態を把握することは困難である。

## 第2節 キャッシュ・フロー計算書導入による財務情報の有用性

第2章で述べたように、中小企業の株主は同族であり、株式に譲渡制限が付されていることも多いことから、株主と経営者は同一である。前節では、会社と取締役などの役員との取引もあるので、既存の財務諸表体系では実態を把握することは困難であることを述べた。そこで、本節では、キャッシュ・フロー計算書を導入した場合、会社の実態把握ができるか否かについて検討する。

まず、表4-1の損益計算書に、表4-3の2期比較貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書を追加して検討する。



表4-3 2期比較貸借対照表（一部抜粋）とキャッシュ・フロー計算書

2期比較貸借対照表

（単位：千円）

借方科目	前期末	当期末	貸方科目	前期末	当期末
現金	10,000	15,000	短期借入金	10,000	20,000

※短期借入金は代表者からである。

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

税引前当期純利益	-5,000
小計	-5,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	-5,000
短期借入れによる収入	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000
現金及び現金同等物の増加額	5,000
現金及び現金同等物の期首残高	10,000
現金及び現金同等物の期末残高	15,000

（出典）筆者作成

前節では、損益計算書から当期純損出が 5,000 千円計上されたことは把握できるが、会社の損失の資金的な手当てがどのようにされたかについて把握することは困難である。また、貸借対照表から短期借入金の期末残高は把握できるが、短期借入金の動きについて把握することはできない。これにキャッシュ・フロー計算書を加えると営業活動で生じたキャッシュの減少を代表者からの借入で補てんしたことを把握できる。表4-3では、営業活動によりキャッシュ・フローが 5,000 千円マイナスであるが、財務活動によるキャッシュ・フローで、代表者から借入れによる収入が 10,000 千円あるので、キャッシュが 5,000 千円増加している。

代表者への役員報酬額は年額 100,000 千円なので、代表者の生活費や代表者個人の借入金の返済等を考慮して、代表者から 10,000 千円の資金提供が可能であると判断すれば、当該会社の存続に問題がないと判断することができる。この場合、キャッシュ・フロー計算書を導入することで、損失の資金的な手当てを把握することができるのである。

前節で述べたように、中小企業では法人税の納税を抑えるために、代表者個人との取引により費用計上したり、生命保険契約や中小企業倒産防止共済を利用したりする場合があります。利益だけを把握しても会社の実情を把握できるとは限らない。利益だけではなく資金の手当でも含めて把握し、検討しなければならない。

次に、表4-2の設例に、表4-4のキャッシュ・フロー計算書を加えて検討する。

表4-4 キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

税引前当期純利益	5,000
減価償却費	5,000
小計	10,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,000
長期借入金の返済による支出	-15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-15,000
現金及び現金同等物の増加額	-5,000
現金及び現金同等物の期首残高	10,000
現金及び現金同等物の期末残高	5,000

※現金及び現金同等物の期首残高は10,000千円とする。

（出典）筆者作成

表4-2では、貸借対照表から金融機関からの借入金が長期借入金の残高135,000千円であることと、損益計算書から当期純利益が5,000千円計上されていることは把握できる。しかし、キャッシュ・フロー計算書からの情報を合わせて考察すると、営業活動によるキャッシュ・フローは5,000千円のプラスであるが、財務活動によるキャッシュ・フローが15,000千円マイナスである。つまり、資金としては5,000千円不足しているため、現金残高が5,000千円減少している。キャッシュ・フロー計算書から当期は当期純利益が10,000千円計上されなければ、資金の減少することがわかる。

これらの情報から、経営者（株主）は、今後、金融機関への返済を円滑に行うために、売上の増加や費用の見直しなどにより、当期より当期純利益を5,000千円増加させるか、他から資金調達を行うか、金融機関と交渉して返済金額をキャッシュの生成能力（当期は

1,000千円)以下に抑えるか、あるいは、これら組み合わせによることを意思決定するに足る情報を入手できる。

### 第3節 中小企業の利害関係者からみたキャッシュ・フロー計算書の必要性

中小企業を取り巻く利害関係者<sup>116</sup>としては、株主と金融機関などの債権者が代表的であろう。そこで、中小企業における株主と金融機関などの債権者の現状について簡単に述べる。

まず、現行の会社法では、会社設立の場合には1名以上の発起人が必要である(会社法第25条)。発起人は必ず1株以上を引き受けなければならないので(会社法第25条)、会社には少なくとも1名以上の株主が存在する。しかし、1990年の商法改正以前は、株式会社の発起設立する場合には、7名以上の発起人が必要(旧商法165条)であった。このため、中小企業では、名義を借りて設立することがあった。この結果、株主名簿に記載されていても、株主権を行使したこともない名義的な株主も存在する。このため、実質的な株主数を求めることは困難である。

次に、金融機関などの債権者について見れば、資本金が少額な中小企業ほど自己資本比率が低く、金融機関が中小企業の主要な資金調達先となっていることがわかる<sup>117</sup>。中小企業は、上場企業と異なり、不特定多数の出資者から資金調達することは少なく、金融機関からの間接金融の割合が高い<sup>118</sup>。中小企業が金融機関から借入れをする場合は、現実には、当該中小企業、または、その経営者個人が所有する不動産などを担保として供するか、経営者が当該債務の保証人となる場合がほとんどである<sup>119</sup>。したがって、株式会社では有限責任制が基本であるが、中小企業では経営者が連帯保証をしている場合が多いので、実質的には無限責任を負っていることも多いといえる。

<sup>116</sup> 広瀬(2012)では、「現行の財務会計は、利害関係者の中でも投資者および債権者のニーズと意思決定に合わせているため、そこからアウト・プットされる外部財務情報も投資者および債権者向けであるといってもよい」と述べている(5頁)。

<sup>117</sup> 財務省(2013)では、平成24年度の調査で、法人企業の自己資本比率について、資本金1,000万円以下の法人では12.2%であり、資本金が大きくなるほど自己資本比率が高まり、資本金10億円以上では42.7%となっている。逆に、金融機関の借入金の比率は資本金1,000万円以下の法人では32.5%であり、資本金が大きくなるほど金融機関の借入の比率が小さくなり、資本金10億円以下の法人では、17.8%となっている。

<sup>118</sup> 経済産業省(2011)、6~8頁。ここでは戦略的経営力の強化として特に必要な項目として、財務基盤の強化と資金調達をあげている。その前提として、中小企業が自らの経営状況を把握し、金融機関への資金繰り等の状況説明を的確に行うことが不可欠としている。

<sup>119</sup> 例えば、日本政策金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度のように無担保、無保証のような商品も一部存在する。日本政策金融公庫によると、不動産担保も、経営者による債務保証もない借入れは平成24年度で3割程度である(日本政策金融公庫(2013)、4頁)。

大多数の中小企業では、株主は実際に取締役等に就任して、経営に従事している場合が多い。したがって、最も重要な外部の利害関係者は、銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関であるといえる<sup>120</sup>。

そこで、これらの金融機関等がこの中小企業にする債権評価をする場合、大企業とは異なり、どのような点を重視しているかについて述べる。金融機関等が中小企業に対する債権評価をするとき、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表取締役などの役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、債務の保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとされている<sup>121</sup>。つまり、金融機関等が中小企業の債権を評価する際には、会社に当期純利益が計上されていることや会社の有する資産の状況だけで判断するわけではなく、代表者等を含めて一体的に経営実態を評価することになる。経営者と一体となって企業を評価する点が、大企業向けの債権との大きな相違である。

金融機関等が中小企業に対する融資判断をする際に特に必要とする情報は、当該中小企業が、代表取締役などと一体となって債権を期限内に回収できるか否かの情報や債権を回収できるだけのキャッシュ・イン・フローを生み出す能力を有するか否かである。つまり、金融機関等が当該中小企業を評価する際には、利益に関する情報よりも、キャッシュ・フローの状況や返済原資を確保する会社や経営者等の能力に関する情報が不可欠となる。

例えば、売上のすべてが現金取引であるような飲食業においては、売上の時点で、キャッシュ・イン・フローがもたらされる。顧客が、飲食時に代金をすぐに現金で支払うからである。このような業種では、仕入などの原価や家賃など費用、法人税等の支払いや金融機関等からの借入金の返済が減価償却費計上前利益の範囲内であれば、概ね問題は存在しないといえるであろう。損益計算書からの情報でキャッシュ・フローの状況も把握できるからである。

しかし、多くの中小企業では、現金取引だけではなく売掛金や手形での取引も存在する。例えば建設業等のように、受注から収益認識の期間よりも、仕入先や外注先への原価の支払いが早い業種では、損益の状況よりも資金管理の状況を把握しなければ、手形の不渡りなど重要な問題を引き起こす可能性がある。このような企業においては、キャッシュ・フローの状況を的確に把握しなければ、借入金等の返済額以上にキャッシュに裏付けられた

---

<sup>120</sup> これらの金融機関の他に、中小企業が金融機関から融資を円滑に受けられるために、債務者企業の債務の保証を行う信用保証協会も利害関係者である。

<sup>121</sup> 金融庁（2014a）、209頁。

収入があるのか否か把握できないであろう。

貸借対照表や損益計算書のみでは、金融機関が、当該企業が金融機関の有する債権を返済できるだけのキャッシュ・フローを生み出す能力を評価することは難しい。

中小企業が金融機関に借入れを申し込む際には、金融機関に対し決算書や法人税申告書、直近の試算表、資金繰りの実績と今後の予測を含めた収支予測を作成して提出する。金融機関は当該中小企業から提出された資料を基に、融資の判断や条件の変更など様々な意思決定を行っている。金融機関にとっては、債務者企業のキャッシュ・フロー、とりわけフリー・キャッシュ・フローの状況に関する情報を入手する必要がある。

以前から金融機関は「資金繰り表」の作成を求めているので、過去の資金繰りの状況や今後の資金繰りの見込みに関する情報を入手していた。しかし、資金繰り表は決まった書式やひな型があるわけではないので、作成する会社によってその書式が異なっている。もともと、資金繰り表は将来の現金の収支を過去の実績値等から予測し、資金ショートしないように作成するものである。しかし、収支差額に基づく資金繰り実績表では、キャッシュ・フロー計算書のような、例えば売掛金の回収によるキャッシュ・フロー、仕入債務の減少、棚卸資産の減少といった在庫管理の適正化にともなうキャッシュ・フローを把握することはできない。つまり、そのキャッシュがどのような活動により生み出されたものであるのかについて把握することができないのである。

キャッシュ・フロー計算書であれば、売上高が増加していて、かつ、期末の売掛金残高が期首の残高より減少していれば、売掛金の回収が改善していることを把握できる。また、在庫の減少によりキャッシュ・フローが増加していれば在庫の適正化が行われていると判断できる。また、そのキャッシュ・フローが営業活動によるものであるのか、投資活動によるものであるのか、また、財務活動によるものであるのかについて把握できる。これは資金繰り表にはない機能である。キャッシュ・フロー計算書を貸借対照表や損益計算書と合わせると金融機関が意思決定する際に必要な情報を提供することが可能になるのである。

このような金融機関等と同様、経営者（株主）にとっても、キャッシュ・フロー計算書は意味がある。たとえば、営業キャッシュ・フローに投資キャッシュ・フローを加算したフリー・キャッシュ・フローを適切に把握できれば、今後の設備投資等で金融機関から借入れを行う際に、実現可能性の高い返済計画を立てることが可能となるであろう。また、金融機関への借入金返済が厳しい際には、現実的な再生計画や返済計画を立てることによって、金融機関からの支援を受けやすくすることが可能となる。キャッシュ・フロー計算

書は経営者が意思決定する際にも有用な情報となる。つまり、キャッシュ・フロー計算書は債権者だけでなく、経営者（株主）にとっても有用な情報であるといえる。

岡部（2013）では、最大のステークホルダーである金融機関は、すでにキャッシュ・フロー計算書を作成、活用していることから、中小企業がキャッシュ・フロー計算書の作成を金融機関から求められることはないため、中小企業によるキャッシュ・フロー計算書の作成は現状のまま低調に推移していくとの予想を示している<sup>122</sup>。

しかし、会計要領が目的のひとつとして掲げている「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」という観点から見ると、中小企業にとって特に重要なキャッシュ・フローの把握は、この目的に適合するといえる。また、中小企業が主体的に作成することで、金融機関に対し、キャッシュ・フローをもとに現状の説明を行うことができるので、金融機関からの信頼性向上に寄与するものと思われる。

#### 第4節 認定支援機関制度の創設とキャッシュ・フロー計算書の必要性

2013年3月31日をもって「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）」（以下、「金融円滑化法」という）が期限切れとなった。金融円滑化法の下では、金融機関が債務者企業から貸付条件等の変更の申し立てがあった場合は、負担軽減を図る努力義務を負っていた（金融円滑化法第4条）が、この法律の期限切れにより、金融機関が負っていた貸付条件の緩和という努力義務に関する法的根拠が失われることとなった。このため、2012年4月20日に内閣府、金融庁、中小企業庁から「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下、「政策パッケージ」という）が公表された。

政策パッケージでは、3つの指針が示された。まず、自助努力により経営改善が見込まれる中小企業に対し、金融機関は、他の外部の専門家と連携を図りながら、コンサルティング機能の一層の発揮と最大限の支援をしていくことである。次に、企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携を強化することである。最後に、その他経営改善・事業再生支援の環境整備をおこなうことである。

これら3つの方針を推進するために「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進

---

<sup>122</sup> 岡部（2013b）、48頁。

等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）（以下、「中小企業経営力強化支援法」という）」が施行された。

このなかで、中小企業の経営力強化の支援の枠組みとして、2013年8月に、様々な知見を有する専門家を、経営革新等支援機関として認定し（認定を受けた機関を認定支援機関という）、認定支援機関がネットワークを構築し、中小企業がかかえる経営上の問題を解決する制度が創設された。認定支援機関とは、次の2つの業務を行うものとして、当該申請をおこなった機関を主務大臣が認定した機関である（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条）<sup>123</sup>。

- ① 経営革新または異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- ② 経営革新のための事業または異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導および助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導および助言

認定支援機関の認定を受ける者としては、次のような個人もしくは法人が想定されている（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成24年内閣府・経済産業省令第6号）第2条）。

- ① 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していることまたはこれと同等以上の能力を有すると認められること
- ② 中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること

法令上、具体的に認定される機関の範囲は示されていないが、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの既存の中小企業支援者の他、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士等といった士業関係者、金融機関、NPO法人等が想定されている<sup>124</sup>。認定支援機関の認定を受ける機関数は増加しており、2014年7月現在で22,198機関となっている<sup>125</sup>。

それぞれの分野の専門家である認定支援機関が、他の認定支援機関と連携して中小企業の抱える経営課題の解決に向けて支援することが期待されている。特に、職業会計人であ

---

<sup>123</sup> 認定支援機関の業務は、事業再生支援、創業支援、新規分野進出支援、補助金の申請、税制上の特例を受けるための助言など多岐にわたっているが、ここでは認定支援機関の主要な業務である事業再生支援について述べる。

<sup>124</sup> 九州経済産業局（2014）、1頁。

<sup>125</sup> このデータは、中小企業庁から毎月更新されて公表されている（中小企業庁（2014a））。

る税理士等に期待されている役割は、経営改善や事業再生を実現するために債務者企業が策定する「経営改善計画書」「事業再生計画書」の策定支援である。

具体的には、債務者企業は、1. ビジネスモデル俯瞰図、2. グループ相関図、3. 資金繰り実績表、4. 経営改善計画に関する具体的な施策および実施時期、5. 実施計画およびモニタリング計画、6. 資産保全表、7. 貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書などの計数計画、8. その他必要な書類を作成しなければならない<sup>126</sup>。税理士等は会計や税務に関する専門的な見地から、これらの書類の作成に関して助言や指導を行う。

中小企業は、この経営改善計画書を作成・実行することにより、複数の金融機関から次のような金融支援を受け、経営改善を行うこととなる。

- ① リスケジュール…債権の条件変更を行い元本や利息の支払い期限の繰延べを行うこと
- ② Debt Debt Swap (以下、「DDS」という) …金融機関が一般債権を返済順位の低い劣後債などに切り替えるなどして、キャッシュ・フローの改善を図ること
- ③ Debt Equity Swap (以下、「DES」という) …債権を株式化すること
- ④ 債権放棄…金融機関の有する債権の放棄を行うこと

これらの金融支援を受けながら、経営の立て直しを行うことが求められ、「事業の継続」と「金融取引の正常化」を目指すこととなる。これらのうち、リスケジュールについては、金融機関は比較的柔軟に応じる傾向がある<sup>127</sup>。しかし、DDS、DESや債権放棄は、金融機関にとって貸出条件の大幅な変更である。金融機関が、これらに安易に応じては、債務者企業のモラルハザードにつながることや、過剰支援に伴う税制上の問題も存在する。このため、債務者企業が厳しい経営者責任、株主責任、保証人責任を果たした後でなければ、金融機関はDDS等の金融支援には応じないものと考えられる。現実的には、数か月から数年にわたるリスケジュールで、返済条件を緩和し資金繰りを安定させ、その間に経営の改善しキャッシュ・フローの安定を図ることになる。

会計の視点からは、認定支援機関を利用して経営改善を図る会社は、計画終了年に損益計算書において当期純利益を計上すること、貸借対照表では中小企業の特徴を考慮した債

---

<sup>126</sup> 中小企業庁 (2014b) 3頁。

<sup>127</sup> 金融庁 (2014b) によると、平成21年12月4日から平成26年3月末までの間、中小企業者による貸付条件変更等の申込に対する金融機関の実行率は、各金融機関の合計で94.2%となっている。坂本 (2013) であ、貸付条件企業は暫時増加していくと推測されるとしている (15頁)。



務超過を解消し<sup>128</sup>、過剰債務を解消すること、キャッシュ・フロー計算書においてフリー・キャッシュ・フローの範囲内で金融機関への借入金の返済ができるようになることを目指す。そのためには経営者が認定支援機関の協力を得ながら、現在の当期純利益の状況や、貸借対照表の状況、そしてキャッシュ・フローの状況を把握し、現状の問題点を的確に把握することが不可欠となる。そして、経営者は、金融支援を求める金融機関等にこれらの現状を説明し、理解や協力を得ることが必要となる

事業の持続可能性の判断では、フリー・キャッシュ・フローが継続的にマイナスであり、改善の見込みがないのであれば、いずれ資金が不足し、企業の継続に関して重要な問題を引き起こすことになる。この場合、経営者は事業の継続を断念し清算によって整理することも検討しなければならない。また、認定支援機関はこのようなキャッシュ・フローの状況にあるときは、経営者に対して事業継続を断念することを助言する必要がある。逆に、フリー・キャッシュ・フローが継続的にプラスであれば、当面はフリー・キャッシュ・フローの範囲内で、借入金の返済を金融機関と合意できれば、経営改善を行うことによって企業を再生への可能性を模索することができる。

このためには現在の貸借対照表や損益計算書だけではなく<sup>129</sup>、キャッシュ・フロー計算書を継続して作成しなければ、現状の把握や今後計画をモニタリングすることが困難になる。なぜなら、キャッシュ・フローの状況を把握できなければ、経営改善に関する計画書を作成することができないからである。

本節では、近年創設された認定支援機関が中小企業への指導や助言の業務を行う際には、キャッシュ・フローに関する情報が不可欠になっていることを明らかにした。以前から中小企業のキャッシュ・フローに関する情報は重要であったが、この認定支援制度が創設されたことによりキャッシュ・フロー計算書の必要性はより一層高まっているといえる。

## 第5節 キャッシュ・フロー計算書の導入に関する検討

わが国の中小企業は、第2章で述べたように同族経営であり、会社を評価する際には代表者も含めて評価しなければならない。大企業では、株主数も多く、経営者が恣意的な運営

---

<sup>128</sup> 金融庁(2014c)では、例えば代表者等からの借入金は自己資本相当額として評価をし、代表者等の有する資産等は債務者企業の返済能力に加算する(4頁)。

<sup>129</sup> 坂本(2013)では、会計要領を活用して、中小企業の経営力を強化するとし、中小企業経営力強化支援法は「会計で会社を強くする」という理念がわが国の中小企業政策の中心に位置付けられたことを意味しているとしている(14頁)。

を行うことは制度上許されない。しかし、中小企業では株主は経営者と同一であるので、役員報酬や地代家賃など取締役との取引や生命保険制度を利用した費用を計上することにより、利益の圧縮を図ることが可能である。既存の財務諸表体系だけでは会社の実態把握を行うことは困難である。また、債権者の視点に立つと、貸付債権の回収が期限内に行うことができるか否かの情報が必要であり、そのために最も必要な情報は会社の資金に関する情報である。そこで、キャッシュ・フロー計算書を導入する意義について、本章でこれまで述べてきた。

本節では、中小企業向けのキャッシュ・フロー計算書として財務諸表等規則に掲げられているものをそのまま採用することの是非を検討する。キャッシュ・フロー計算書の様式については、第2章第6節の表2-4（直接法）、表2-5（間接法）に示している。

上場企業に代表される大企業と中小企業との大きな相違は、株式の所有と会社の経営が分離されているか否かである。大企業では、取締役を株主に限定することはできないので、株主以外の者が経営に従事することもあり得るし、特定の株主グループで議決権の過半数を占めることはない。しかし、中小企業では株主は同族であることが多く、株主と経営者は同一である。

また、資金調達に関して、大企業では市場から資金調達を行う場合や金融機関から借入れを行う場合もある。しかし、中小企業では資金調達は経営者から調達するか、金融機関からの借入が多い。つまり、経営者と会社との間で頻繁に資金の移動が想定される。したがって、経営者と会社の資金の移動については、別項目で表示することが望ましいと考える。具体的には、表4-5のとおりである。

表4-5 中小企業向けキャッシュ・フロー計算書のひな型

	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
営業活動によるキャッシュ・フロー	
略	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	
略	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	△×××
代表者等からの借入による収入	×××
代表者等への借入金の返済による支出	△×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	△×××
社債の発行による収入	×××
社債の償還による支出	△×××
株式の発行による収入	×××
自己株式の取得による支出	△×××
配当金の支払額	△×××
・・・・・・・・・・・・・・・・	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××

(出典) 筆者作成

代表者からの借入や代表者への借入金の返済は、金融機関をはじめとする債権者にとって、重要な項目である。例えば、多額の繰越欠損金があり、取締役に対して役員報酬の支給をやめ、役員からの借入の返済を行うことがある。経営者にとっては、貸付金の回収を図るとともに、経営者個人の所得税や社会保険料などの負担の軽減にもなるからである。この場合、役員への資金の流出は貸借対照表や損益計算書からは把握することができない。また、他の短期借入金と合わせて表示すると、経営者への資金の流れが見えにくくなる。

また、経営者からの資金提供については、その規模についての妥当性を検討しなければならない。例えば、経営者の収入や資産の状況から経営者の負担能力以上の資金の抛出があった場合には、経営個人の資金調達も検討しなければならない。そのためには経営者からの借入れや代表者への借入金の返済に関して区分表示しなければならないと考える。

最後に、第1章で、資金的に制約の大きい中小企業にとって、会計指針に準拠するため外部専門家に追加的な費用負担をするだけのメリットがあるのかどうか疑問を呈した。

この点に関して、キャッシュ・フロー計算書を導入することで、中小企業の費用負担が増えるのではないかと疑問も生じる。

確かに直接法で作成する場合には、キャッシュ・フローの作成する基礎情報を入手しなければならないので、ある程度の会計知識と作成する時間が必要となっている<sup>130</sup>。しかし、間接法であれば、前期の貸借対照表と当期の貸借対照表、損益計算書があれば容易に作成することができる<sup>131</sup>。したがって、会計指針に比べて、費用負担は少ないものとする。

## 第6節 まとめ

中小企業にとっては、キャッシュ・フローに関する情報は最も重要である。第2章では、中小企業の利害関係者は株主と債権者であることを指摘した。そのうち株主については、わが国の中小企業の多数が同族会社であり、株主と中小企業の経営者は同一であるので、会計情報以外にも会社の実情を知ることは可能である。しかし、債権者としては、貸付けた債権が期限内に回収できるか否かが重要であり、それを把握するためにもキャッシュ・フロー計算書は必要な財務諸表である。

同族会社では、経営者と株主は同一であるので、経営者と会社との資金の移動が、おこなわれる。中小企業の実態を把握するには、既存の貸借対照表や損益計算書だけでは不十分であり、キャッシュの流れについて、キャッシュ・フロー計算書を導入することで、より正確に会社の実態を把握することができる。

また、認定支援機関による経営支援を通じて、中小企業が自助努力により経営改善を行うことが求められている。中小企業が、実現可能性の高い改善計画を策定する際、キャッシュ・フロー計算書の必要性は一段と高まっていることを述べている。

したがって、中小企業の会計実務では、キャッシュ・フロー計算書を作成することが、経営者（株主）が行う経営意思決定に重要な情報を提供することにつながるのである。それは、金融機関等の債権者にとっても、貸付債権が期限内に回収できるのか否かを判断できる。また、金融機関等が貸付条件変更をする際、新たな条件を設定する場合にキャッシュ・フロー計算書が有用な情報となるであろう。

---

<sup>130</sup> 近年、会計処理の電算化に伴い、市販の会計ソフトで初期設定を正確に行い、会計入力をする、直接法で容易にキャッシュ・フロー計算書を作成できるものも存在する。このような会計ソフトを導入している中小企業では、容易にキャッシュ・フロー計算書を作成できる。

<sup>131</sup> 中小企業庁では、間接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成するツールを公開している。  
[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei\\_tool.html](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html)

このような実務上の要請があるにもかかわらず、会計指針、会計要領のいずれも明確な規定やひな型が示されていない。経営改善計画書や事業再生計画書を策定するにはキャッシュ・フロー計算書は必要な財務諸表である。実務を踏まえて考えれば、少なくとも会計指針や会計要領には、中小企業が自らキャッシュ・フロー計算書を作成できる程度の規定を設けるべきであると考ええる。

おわりに

## 第1節 本稿の要約

第1章では、中小企業の会計基準の設定の必要となった背景について明らかにした。中小企業の会計の研究や会計実務での検討はほとんどされていなかった。しかし、中小企業の会計への関心は、大企業の会計基準が国際化などの進展により、旧商法と証券取引法における会計の2度手間を避けるために、旧商法会計の会社計算規定を迅速に改正するため、2002年の商法会計を通じて、これまで商法本体に組み込まれていた会社計算規定を法務省令化したことを契機に本格化した。これは旧商法の規定が、会社全般に及ぶため、本来、証券取引法の適用を受けない中小企業に対して、過重な負担となることが懸念されたからである。したがって、商法改正に際し、衆議院と参議院で附帯決議という形で、中小企業に対し配慮することが求められた。

この要請を受けて、中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会から中小企業の会計に関する基準が作られたが、中小企業向けの会計基準が3つあることで、制度的な混乱をきたし、統合が求められた。そこで2005年に会計指針が公表された。この会計指針は、会計の専門家である会計参与が利用することを想定して作られたため、中小企業では対応することが難しく、ほとんど普及しなかった。これは、会計指針が大企業の会計の簡素化というトップダウン・アプローチで設定されたことに関連している。

そこで、会計指針が公表された後、中小企業の会計実務への浸透が図られず、普及しなかった原因について検討した。それは会計指針の内容が難しく、人員や会計知識の不足している中小企業にでは、会計指針に対応することは困難であり、仮に費用負担をして会計指針に対応しても、中小企業が十分なメリットが享受できないことに起因している。また、利害関係者である株主や金融機関から会計指針への準拠を求められないということもある。

このようなことを背景にして、企業会計基準委員会や中小企業庁、日本商工会議所で中小企業の会計に関して様々な検討を経て、2012年会計要領が公表された。この会計要領は、中小企業経営者が、自社の経営状況の把握という点を重視した。これは会計指針が、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供することを目的としていることと大きく異なってい

る。具体的には、会計要領はこれまで中小企業の会計に大きな影響を及ぼしていた法人税法との親和性を図ったことである。

第1章の位置づけは、これまでの中小企業の会計基準設定のプロセスを確認することにより、中小企業の会計基準設定に際して検討されたことを整理することを目的としている。

第2章では、中小企業の会計を考察するうえで、どのような視点に立つべきであるかを明らかにした。中小企業と大企業との相違は株主の構成にある。まず、会社法における株主の特徴について明らかにした。上場会社と中小企業との相違は、会社の規模、株主数、株式の自由譲渡性の3つである。なかでも、株式の自由譲渡性に制限を設ける譲渡制限付株式が大企業と中小企業との顕著な相違である。譲渡制限を付した株式は自由に譲渡することができないので、多数の者から出資を募ることは困難である。結果として株主数は少数になり会社の規模も上場企業に比べると大きくなるのが難しい。中小企業の会計を考察する場合には、株式の譲渡制限は重要な切り口になる。

また、法人税法では、支配関係に着目して会社を分類している。これは特定の者によって会社を支配されているか否かである。特定の者に支配されている会社を法人税法では同族会社といい、非同族の会社と比べ、経営者により恣意的な経営が考えられるので、行為計算否認規定など特別な取り扱いがされている。さらに、完全支配関係にある会社は、さらに特別な規定が設けられている。わが国の中小企業の会計を考察するうえで、同族会社であるということは重要な要素である。

わが国の中小企業では大多数が同族会社であり、多数が株式に譲渡制限を設けている。このような会社では取締役などの役員は株主が占めるので、株主は経営者と同一である。したがって、株主は会計情報以外にも会社の実情を把握することは可能であるため、大企業のような財務情報の提供を行うことの重要性は低い。

中小企業において、会計情報に主要な関心を持ち利害関係者は経営者（株主）と金融機関などの債権者に限られる。したがって、中小企業の会計を考察する際はこの2者の意思決定に資することが重要である。株主の視点では、基本的に株主の異動は想定されない。

一方、中小企業は、規模が小さくなるほど、資金調達を大きく金融機関に依存している。金融機関は財務情報について、当該企業から提供を受けなければ知ることができない。また、金融機関は当該債務者企業の経営に直接かかわることはできないので、債権者への情

報提供は重要である。その際、必要な情報は回収の可能性を判断できる情報となる。この章では、中小企業の会計を考察する視点は、債権者の視点であることを明らかにした。

さらに、金融機関などの債権者にとって、貸付けた債権を期限内に回収できるか否かの情報を入手することが不可欠である。つまり、当該中小企業の資金に関する情報を入手することが不可欠である。このため、金融商品取引法で作成が義務付けられているキャッシュ・フロー計算書の意義について検討している。キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの企業活動の領域に区分して、企業のキャッシュの増減を把握する財務諸表であり、直接法と間接法の2つの作成方法がある。これらの相違点について明らかにした。大企業では、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられているが、中小企業では「会計指針」や「会計要領」、さらには「法人税法」や「会社法」でも作成が義務付けられていない。そこで今後の中小企業のあり方を考察する一つの論点になることを指摘している。

第3章では、現在の中小企業の会計慣行をキャッシュ・フローの観点から再検討した。現在の中小企業の会計は法人税法等の強い影響を受けている。そもそも財務会計と法人税の税務会計はその計算目的に相違がある。財務会計の目的は外部の利害関係者に意思決定に有用な情報を提供することや各利害関係者の利害調整にあるのに対し、税務会計の目的は各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である課税所得計算を行うことにある。しかし、税務会計は税務会計と独立して計算されるものではなく、企業会計で計算された当期純利益を基に、法人税法等の考え方にそぐわないものを調整するという計算方法をとっている。つまり、基本的には税務会計は企業会計を尊重しているといえる。これは簡便性を重視した結果であるといえる。

しかし、企業会計基準の簡素化という観点で作成された会計指針と法人税法等の規定にも相違が生じているため、中小企業が会計指針に基づいて会社の計算を行うと法人税等による計算との2度手間が避けられず、経理業務の負担が増すことになる。このことは会計指針の普及に大きな影響を及ぼした。

株主、債権者など利害関係者の限られている中小企業において、会計情報の利用目的は銀行から融資を受ける際か法人税等の計算を行う場合に限られている。また、会計指針に従うと、将来の納税負担、つまり費用の計上額が増える場合も想定されることを、減価償却費を法人税法上の損金算入限度額まで計上するか否かの設例を用いて明らかにした。そ



のなかで、減価償却費の計上の有無はキャッシュ・フローに影響を及ぼさないことを確認した。しかし、将来の法人税等の負担が増えれば、キャッシュで納税しなければならないために、中小企業の資金繰りに大きな影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、資金力の乏しい中小企業にとっては大きな負担となる。株主や金融機関などの債権者にとってもこのような事態は歓迎できないことである。

さらに、監査制度等の整備がされていない中小企業においては、見積もり計算などの多い会計指針は経営者の恣意的な運用がされる可能性もあり、このような状況を前提とすれば会計要領よりも会計指針を適用することが、中小企業の会計の信頼性の向上につながるか否か定かではない。

したがって、会計指針を利用し、財務会計の信頼性を向上させるためには、外部のチェック機能の充実が不可欠であると思われる。しかし、会社法では、小規模で株式に譲渡制限が付されている中小企業では、もっとも簡素な機関設定では取締役と株主総会しか設置されない。このように、中小企業では作成された財務諸表の正確性を監査する仕組みを備えていない場合が多い。また、経営資源に限りのある中小企業において、作成された財務諸表のチェック機能の充実を図るために、追加の費用負担をするだけのメリットが中小企業や利害関係者にあるかについては、詳細な検討をする必要がある。

このように、会計指針を採用した財務諸表が、必ずしも、会計要領を採用した財務諸表を利も信頼性が高いとは言えない状況である。また、現時点で財務諸表の利用者である金融機関などの債権者が、融資の条件面で会計指針と会計要領で差を設けていない。このため、金融機関などの債権者では、会計指針に準拠することをそれほど重要視していないことがうかがえる。

しかし、キャッシュに関する情報はいかなる会計処理を行ったとしても、キャッシュの裏付けがあるため、経営者等の恣意性が混入する可能性は低い。したがって、資金の回収を重視する金融機関にとっては、キャッシュ・フローに関する状況を把握することは重要である。

第4章では、中小企業にとっては、キャッシュ・フローに関する情報は最も重要であるという観点から、中小企業の利害関係者は株主と債権者であることを指摘した。そのうち株主については、わが国の中小企業の多数が同族会社であり、株主と中小企業の経営者は同一であるので、会計情報以外にも会社の実情を知ることは可能である。しかし、債権者にとっては、貸付けた債権が期限内に回収できるか否かが重要であり、それを把握するため

にもキャッシュ・フロー計算書は必要な財務諸表である。

さらに、会社と経営者が一体的に経営を行っている中小企業では、貸借対照表や損益計算書の既存の財務諸表体系では把握できない情報があることを指摘した。そこで、キャッシュ・フロー計算書を導入することで、経営者と会社とのキャッシュの移動が把握できるので、会社の実態を把握することが可能となる。

また、中小企業を支援する新たな枠組みとして認定支援機関制度の創設がある。認定支援機関による経営支援を通じて、中小企業が自助努力により経営改善を行うことが求められている。中小企業が、実現可能性の高い改善計画を策定する際、キャッシュ・フロー計算書の必要性は一段と高まっていることを述べている。

このような実務上の要請があるにもかかわらず、会計指針、会計要領のいずれも明確な規定やひな型が示されていない。経営改善計画書や事業再生計画書を策定する際にはキャッシュ・フロー計算書は必要な財務諸表である。実務を踏まえて考えれば、少なくとも会計指針や会計要領には、中小企業が自らキャッシュ・フロー計算書を作成できる程度の規定を設けるべきであるということが本稿の結論である。

## 第2節 本稿の意義

本稿では、これまでほとんど研究されていなかったキャッシュ・フロー計算書について検討した点で意義があると考え。中小企業を取り巻く利害関係者に必要な情報は、資金に関する情報であり、キャッシュ・フロー計算書を作成する必要性について検討した。中小企業の会計実務では、キャッシュ・フロー計算書の必要性が高まっているにもかかわらず、わが国の中小企業向けの会計基準である会計指針にも会計要領にも具体的な作成に関する基準が設けられていない。これは、会社法で作成を求められていないことに関連するものと思われる。

わが国の中小企業向け会計基準の設定について、長い間、シングル・スタンダードかダブル・スタンダードかについての議論が続いていた。その結果、長い間、個別の論点の検討が行われることがなかった。

わが国の中小企業の実情を見ると、多くは同族会社で特例有限会社をはじめ多くの株式会社の株式に譲渡制限を付されている。したがって、中小企業の株主は経営者と同一であ

り、株主の異動もほとんど考えられない。したがって、上場企業のような株主の異動を前提とした会計を行う重要性は低い。したがって、法人税法の影響を受けたこれまでの会計であっても、会社経営者にとっては経理業務の二度手間を避けられるため問題がなかったものと思われる。

一方、金融機関などの債権者については、貸付債権の回収が行われるか否かの情報を入手することが不可欠である。しかし、中小企業では同族の経営が多いこともあって、経営者保証や不動産担保を供されている場合も多く存在する。このような状況では、債権者は当該株式会社の会計情報だけで判断するのではなく、代表などの資産や収入の状況も加味して判断が行われている。このことは、金融検査マニュアルでも中小企業の債権区分を決定することに考慮することになっている。したがって、金融機関にとっては、会社の財政状態や経営成績だけではなく、代表者の収入や資産状況も融資の際の判断材料となる。これらの情報は、既存の財務諸表の枠組みでは対応することは難しい。その点では、キャッシュ・フロー計算書の導入は不可欠である。

《参考文献》

【書籍・論文】

上西左大信「「中小会計要領」を活用して中小企業会計の質の底上げを」税理第 55 巻第 7 号, 2012 年 a, 2~5 頁。

上西左大信「中小企業の会計の質の向上—中小会計要領と同チェックリストの公表—」税経通信第 67 巻第 6 号, 2012 年 b, 154~160 頁。

上西左大信「中小会計要領の制定が中小企業実務に与える影響」税研第 28 巻第 1 号, 2012 年 c, 43~49 頁。

江頭憲治郎『会社法コンメンタール 1—総則・設立（1）』商事法務, 2008 年。

岡部勝成「「中小企業の会計に関する基本要領」の現状と課題」會計第 183 巻第 4 号, 2013 年 a, 481~492 頁。

岡部勝成「中小企業会計に関する一考察—資金繰表とキャッシュ・フロー計算書を中心として」産業経理第 72 巻第 4 号, 2013 年 b, 45~49 頁。

金子宏『租税法』弘文堂, 2010 年。

加納輝尚「中小企業の会計に関する基本要領と法人税法の親和性の一考察」富山短期大学紀要第 48 巻, 2013 年, 75~86 頁。

河崎照行「日本における中小企業の現状と課題」甲南会計研究第 6 号, 2012 年 a, 1~9 頁。

河崎照行「「中小企業の会計」の制度的定着化」會計 182 巻第 5 号, 2012 年 b, 599~611 頁。

河崎照行「「中小会計要領」の全体像と課題」企業会計第 64 巻第 10 号, 2012 年 c, 25~31 頁。

河崎照行「中小企業会計論（1）」TKC494 号, 2014 年 a, 8~13 頁。

河崎照行「中小企業会計論（2）」TKC495 号, 2014 年 b, 8~13 頁。

河崎照行「中小企業会計論（3）」TKC496 号, 2014 年 c, 8~12 頁。

河崎照行・万代勝信『中小会社の会計要領』中央経済社, 2012 年。

神田秀樹『会社法第 15 版』法律学講座双書, 2013 年。

- 櫛部幸子「我が国における中小企業会計基準の動向」會計第 185 卷第 3 号, 2014 年, 389  
～401 頁。
- 坂本孝司「中小企業政策および金融政策における「中小会計要領」の意義」企業会計第 64  
卷第 10 号, 2012 年, 46～51 頁。
- 坂本孝司「わが国の中小企業政策の大転換—「会計を軸とした「経営力強化」策の導入—」  
産業経理第 72 卷第 4 号, 2013 年 14～23 頁。
- 始関政光「平成 14 年改正商法の解説 (X)」旬刊商事法務第 1649 号, 2002 年, 4～13 頁。
- 品川芳宣「中小企業会計の新たな展開—中小企業の発展と税理士業務の確立に向けて」税理  
第 53 卷第 15 号, 2010 年, 163～170 頁。
- 品川芳宣「「中小会計要領」の制定と中小企業会計の今後の方向」税経通信第 67 卷第 5 号,  
2012 年, 17～23 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 1 回」国  
税速報第 6227 号, 2014 年 a, 11～18 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 2 回」国  
税速報第 6229 号, 2014 年 b, 20～26 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 3 回」国  
税速報第 6231 号, 2014 年 c, 21～28 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 4 回」国  
税速報第 6232 号, 2014 年 d, 31～37 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 5 回」国  
税速報第 6234 号, 2014 年 e, 24～30 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 6 回」国  
税速報第 6235 号, 2014 年 f, 33～39 頁。
- 品川芳宣「中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用の方向性—第 7 回」国  
税速報第 6237 号, 2014 年 g, 38～44 頁。
- 末永英男『法人税法会計論第 7 版』中央経済社, 2012 年。
- 高木泰典「中小企業会計基準に関する一考察」嘉悦大学研究論集第 53 卷第 1 号, 2010 年,  
15～26 頁。
- 武田昌輔「固定資産に対する税法からの視点」税研第 18 卷第 1 号, 2002 年 7 月, 34～38  
頁。

武田隆二「損金・益金の認識・測定」企業会計第 51 巻第 1 号, 1999 年, 108-115 頁。

武田隆二・河崎照行・弥永真生・宮口定雄・北川慎介「「中小企業の会計に関する研究会報告書」をめぐって」税経通信第 57 巻第 13 号, 2002 年, 133~156 頁。

武田隆二「中小企業の会計のあり方」企業会計第 54 巻第 11 号, 2002 年 a, 4~11 頁。

武田隆二『法人税法精説 平成 14 年版』森山書店, 2002 年 b。

武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社, 2006 年 a。

武田隆二『中小会社の会計指針』中小経済社, 2006 年 b。

武田隆二『最新財務諸表論 第 11 版』中央経済社, 2008 年。

竹中徹「「中小企業の会計に関する基本要領」の特性と制度会計における意義」産業経理第 72 巻第 1 号, 2012 年, 128~138 頁。

友田和彦 『キャッシュ・フロー計算書の理論と作成実務』財経詳報社, 2012 年。

西川登「非公開中小会社のための会計基準のあり方—中小企業庁・日税連・会計士協会の考え方の比較検討—」商経論叢第 39 巻第 2 号, 2003 年, 41~62 頁。

広瀬義州『財務会計第 11 版』中央経済社, 2012 年。

万代勝信「「中小会計要領」と「中小会計指針」の棲み分けの必要性」企業会計第 64 巻第 10 号, 32~39 頁。

弥永真生「「中小会計要領」の会社法における位置づけ」企業会計第 64 巻第 10 号, 40~45 頁。

山下壽文『中小企業会計基本要領』同友館, 2012 年。

#### 【報告書・資料】

株式会社仙台銀行「「会計参与制度」導入企業に対する代表者保証の免除対応について」  
(2006 年)

[http://www.sendaibank.co.jp/sendai/cgi/news/news\\_upfiles/2007/8/0/2006041301.pdf](http://www.sendaibank.co.jp/sendai/cgi/news/news_upfiles/2007/8/0/2006041301.pdf) (2014年10月 1 日アクセス)

企業会計審議会「税法と企業会計との調整に関する意見書」1972年。

九州経済産業局「経営革新等支援機関の認定制度について」

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/keieiryokukyoukahou/1210ninteifaq1.pdf> (2014年10月1日アクセス)

企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」2010年

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/establishment/20100830/press\\_release/20100830.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100830/press_release/20100830.pdf)  
(2014年10月1日アクセス)

金融庁企業会計審議会「平成22年3月26日企業会計審議会総会・第24回監査部会合同会合資料12」[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryousoukai/20100326/12.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20100326/12.pdf) (平成26年10月1日アクセス)

金融庁「金融検査マニュアル(平成26年6月版)」(2014年a)

<http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/yokin.pdf> (2014年10月1日アクセス)。

金融庁「貸付条件の変更等の状況について」(2014年b)

<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140627-11/01.pdf> (2014年10月1日アクセス)

金融庁「金融検査マニュアル別冊(平成26年1月版)」(2014年c)

[http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual\\_yokin/bessatu/y1-01.pdf](http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf) (2014年2月1日アクセス)

経済産業省「中小企業政策審議会企業力強化部会中間とりまとめ」2011年。

[http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kigyouryoku/report\\_01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kigyouryoku/report_01_00.pdf) (2014年10月1日アクセス)。

国税庁「平成24年度分会社標本調査－調査結果報告－税務統計から見た法人企業の実態」

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2012/pdf/h24.pdf> (2014年10月1日アクセス)。

財務省「法人企業統計年報特集(平成24年度)」(2013年)

[http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/hyou/g738/738.htm](http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g738/738.htm) (2014年10月1日アクセス)

税制調査会「法人課税小委員会報告」1996年。

税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」2000年。

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(2002年)

[http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenkyu/2002/download/020628kaikai\\_houkoku.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenkyu/2002/download/020628kaikai_houkoku.pdf) (平成26年10月1日アクセス)

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」2010年

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/100930IR-Z.pdf> (平成 26 年 10 月 1 日アクセス)

中小企業庁「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果【報告書】」  
2012 年

[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2011/download/0823kaikei\\_enquete-1.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2011/download/0823kaikei_enquete-1.pdf)  
(2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業庁「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131213KaizenKeikaku03.pdf>  
(2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業庁事業環境部財務課「中小企業会計に係る論点について」2010 年。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100215a07j.pdf> (2014 年 10 月 1 日アクセス)

中小企業庁「中小企業白書 (2014 年版)」日経印刷, 2014 年 a。

中小企業庁「平成 25 年中小企業実態基本調査報告書」2014 年 b。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001119762> (2014 年 10 月 1 日アクセス)

中小企業庁「「中小会計要領」の普及に向け、信用保証料率の割引制度を開始します」2014

年c。 <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2013/0128Waribiki.htm> (2014 年 10 月 1 日アクセス)

中小企業庁「経営革新等支援機関の認定数 (平成 26 年 7 月 22 日)」(2014 年 a)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2014/140722Nintei.htm> (2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業庁「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引き」(2014 年 b)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131213KaizenKeikaku03.pdf>  
(2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業庁「中小企業白書 (2014 年版)」2014 年

[http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26\\_pdf\\_mokuji.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26_pdf_mokuji.html)  
(2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業庁「平成 25 年中小企業実態基本調査報告書」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001119762> (2014 年 10 月 1



日アクセス)

中小企業庁「中小企業の会計 34 問 34 答 (平成 23 年指針改正対応版) ツール集」  
[http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei\\_tool.html](http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html) (2014 年 10 月 1 日アクセス)。

中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」2012 年。  
内閣府・金融庁・中小企業庁「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(2012 年)  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/download/0420Enkatsu-encho-0.pdf> (2014 年 10 月 1 日アクセス)

日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」, 2003 年。

日本公認会計士協会「平成 16 年度税制改正意見・要望書」, 2003 年。

日本公認会計士協会「企業制度委員会研究報告第 8 号「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」廃止のお知らせ」, 2005 年。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/00137-000227.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/00137-000227.pdf) (2014 年 10 月 1 日アクセス)

日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針 (平成 24 年度版)」2012 年。

日本税理士会連合会「中小会社会計基準」, 2002 年。

日本政策金融公庫『日本政策金融公庫国民生活事業のご案内 2013』(2013 年)  
[https://www.jfc.go.jp/n/company/national/pdf/goannai\\_2013\\_01.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/company/national/pdf/goannai_2013_01.pdf) (2014 年 10 月 1 日アクセス)。

日本政策金融公庫「中小企業会計関連融資制度」2014 年。

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/tyuushoukaikai.html> (2014 年 10 月 1 日アクセス)

## 謝辞

本稿を作成するにあたり、研究のご指導を賜りました指導教官である長崎大学大学院経済学研究科教授 岡田裕正先生に、謹んで感謝申し上げます。岡田先生には、会計学の基礎からご指導を賜りました。また、深夜にもかかわらず、本稿並びに参考論文のご指導やご助言をいただきました。先生の厳しいながら、暖かなご助言が無ければ本稿の完成はありませんでした。重ねて岡田先生には感謝申し上げます。

また、副指導教官である同大学院経済学研究科教授 村田省三先生、深浦厚之先生には論文の全般にわたり、ご助言、ご指導を賜りました。両先生には、本稿並びに参考論文の締切が間近にもかかわらず、論文への丁寧なご指導を賜りました。同大学院経済学研究科教授 林徹先生、丸山幸宏先生には、本稿の審査にあたり、大変有益なご助言を賜りました。中央大学商学部教授（前長崎大学大学院経済学研究科教授） 上野清貴先生には、修士課程でご指導やご助言を賜り、現在でも公私にわたりご指導を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

本研究にあたり長崎大学学生支援課 大学院系の職員の方々には、大学院の予定の連絡をはじめ、発表会などの資料の配布やコピーなどをしていただきました。このようなご支援があったからこそ、院生は自らの研究に集中でき、博士論文の完成に向け、努力することができました。厚く御礼申し上げます。

さらに、税法研究会の権藤成文先生、太田崇先生や税理士法人 九州合同税務会計の職員の方々には、本稿の法人税法の解釈について、貴重なご意見を賜りました。日本政策金融公庫の西尚伸氏には、資料の提供をいただき、ご意見を賜りました。また、田中会計事務所の職員には、実務の観点から本稿にご意見を賜りました。また、筆者が学会などで事務所不在の際には、顧客への対応や電話連絡などをしていただきました。謹んで感謝申し上げます。

筆者が参考論文を執筆するにあたり、九州経済学会で発表の機会をいただき、査読の先生には有益なご指摘を賜りました。また、長崎大学大学院経済学研究科「研究論集」の編集委員の方々、お一人ずつお名前をあげることはできませんが、感謝申し上げます。

最後に、筆者が博士後期課程に在学中、暖かく見守ってくれた 父 田中紀男、母 田中あけみ、そして、論文執筆中に励ましてくれた妻 田中彩に感謝いたします。